

# 筑西市総合計画 後期基本計画

平成24年度～平成28年度



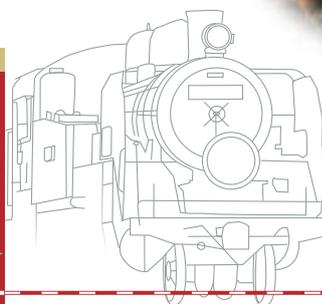
筑西市



平成24年3月

筑西市

Chikusei City



# 筑西市総合計画 後期基本計画

平成24年度～平成28年度



筑西市



平成24年3月

筑西市

Chikusei City



# はじめに



平成17年3月28日に誕生した「筑西市」は、平成19年3月に、まちづくりの基本指針となる「筑西市総合計画」を策定いたしました。

現在までの間、基本構想に掲げた本市の将来都市像である「人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市 –市民との協働で進める筑西市の創造–」の実現のために、市民との協働によるまちづくりや、産業振興と交流人口の拡大、安心して子どもを生み、生涯暮らすことができるまちづくりなどを基本的な課題に据え、前期基本計画(平成19年度～平成23年度)における諸施策を展開してまいりました。

しかしながら、人口減少や地域経済の停滞などが依然として続いている中で、本市を取り巻く状況はさらに厳しさを増しております。また、平成23年3月11日の東日本大震災は、未曾有の大災害となり、本市にも甚大な被害をもたらしました。

このような中、後期基本計画(平成24年度～平成28年度)では、前期基本計画における諸施策について、多角的な検証と課題等を精査するとともに、策定に先駆けて実施した「市民アンケート」等の基礎的調査における市民の皆様方のご意見の反映という経過を踏まえ、計画の行動目標として、私の政治姿勢の基本であります『夢のあるまち、暮らしやすいまち、市民の笑顔があふれるまち』を目指し、市民とともに“元気なまちづくり”を推進する。」を掲げ、震災からの着実な復旧・復興を遂げ、「市民誰もが安全・安心に暮らすことができる活力ある筑西市」を建設してまいります。

この実現のために、引き続き効率的で効果的な行財政運営に努めるとともに、「市民との連携と協働で進めるまちづくり」の基本理念に則り、市民との協働を具体的に実践していくためのしくみを構築し、支えあいの基本となる地域コミュニティの強化を図ってまいりたいと考えております。今後とも市民の皆様方のなご一層のご理解とご協力をお願いするものであります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言・ご意見をお寄せくださいました市民の皆様方をはじめ、総合振興審議会委員の皆様、市議会議員の皆様並びに多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

筑西市長 吉澤 範夫

# 目次

## 第1部 序論

第1章 後期基本計画策定の趣旨	2
1. 後期基本計画策定の趣旨	2
2. 計画の構成と期間	2
第2章 後期基本計画策定の基本姿勢	3
1. 筑西市の概況	3
2. 筑西市の将来像と後期基本計画の行動目標	8
3. 後期基本計画における人口フレーム	9
4. まちづくりの主な取り組みと課題	10
5. 市民の期待	14
6. 後期基本計画策定の3つの視点	16
第3章 基本構想の概要	17
1. 筑西市の将来像	17
2. 施策の大綱	17
3. 土地利用構想	19
4. 構想の着実な推進	21

## 第2部 後期基本計画

第1章 連携と協働で進めるまちづくり	26
第1節 地域コミュニティの育成	26
第2節 市民参加による協働のまちづくり	28
第3節 人権の尊重と男女共同参画社会づくりの推進	31
第4節 情報公開と市民サービスの向上	36
第5節 多様な交流の促進	42
第6節 効率的な行財政運営の推進	48
第2章 豊かさを育む産業と観光のまちづくり	53
第1節 地域資源を活かした交流型産業の創出と観光の振興	53
第2節 魅力と個性のある農業の振興	57

第3節	にぎわいを生む魅力ある商業の振興	60
第4節	持続的成長が可能な工業の振興	62
<b>第3章</b>	<b>健やかに安心して暮らせるまちづくり</b>	<b>66</b>
第1節	健康づくりの推進	66
第2節	子どもを生ま育てやすい環境の整備	70
第3節	安心して暮らせる福祉サービスの充実	74
第4節	地域福祉の推進	78
第5節	社会保障制度の運用	80
<b>第4章</b>	<b>いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり</b>	<b>90</b>
第1節	生涯学習の充実	90
第2節	子どもの能力を伸ばす教育の充実	93
第3節	地域で進める青少年の健全育成	100
第4節	生涯スポーツの推進	104
第5節	地域文化の振興	106
<b>第5章</b>	<b>心和む美しく豊かな景観と環境を大切にしたまちづくり</b>	<b>110</b>
第1節	自然環境の保全と景観づくり	110
第2節	地域環境を守る循環型社会の形成	114
第3節	計画的土地利用と市街地の整備	116
第4節	交通環境の整備	120
第5節	生活基盤の整備	125
第6節	安全・安心なまちづくりの推進	141

## 資料編

筑西市総合計画後期基本計画策定体制	150
筑西市総合計画後期基本計画策定経過	151
総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱	152
筑西市総合振興審議会	155
諮問・答申書	158

# 第1部 序論

- ◆ 第1章 後期基本計画策定の趣旨
- ◆ 第2章 後期基本計画策定の基本姿勢
- ◆ 第3章 基本構想の概要



第1章

# 後期基本計画策定の趣旨

## 1 後期基本計画策定の趣旨

筑西市は、平成17年の1市3町の合併を経て新市として歩み出しました。平成19年に策定した筑西市総合計画では、新市としての一体性の確保をはじめ、地方分権時代に対応する自立的な協働のまちづくりや、県西地域の拠点都市としての産業振興と交流人口の拡大、生涯を暮らすことができるまちづくりなどを基本的な課題に据え、将来都市像「人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市」の実現に努めてきました。

しかしながら、経済の低迷や人口減少社会など先行き不透明な社会情勢の中で、本市を取り巻く状況はさらに厳しさを増しており、人口減少や少子高齢化は依然として続いています。

また、平成23年3月11日の東日本大震災は、未曾有の大災害となり、本市においても家屋の破損や道路交通の寸断・断水・停電・各施設の使用制限など多くの被害をもたらしました。

本計画は、「筑西市総合計画」の将来像やまちづくり目標の実現に向けて、前期基本計画の取り組みの成果や震災で明らかになった安全・安心なまちづくりへの課題などを改めて確認しながら、市民と行政の協働体制を整え、これまで以上に知恵と力を合わせて、厳しい諸状況にしっかりと、かつ継続的に対応していく実践的な計画づくりを目指すものです。

## 2 計画の構成と期間

筑西市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、「実施計画」は「基本計画」に基づき別途定めます。

【基本構想】：筑西市の将来像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を定めたものであり、計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

【基本計画】：基本構想を実現するための主要な施策を部門別に示すものであり、後期基本計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

【実施計画】：基本計画を推進するため、主な施策の具体的なスケジュール等を示すものであり、計画期間を3年間とし、ローリング方式により毎年度必要な調整・見直しを行います。



# 第2章

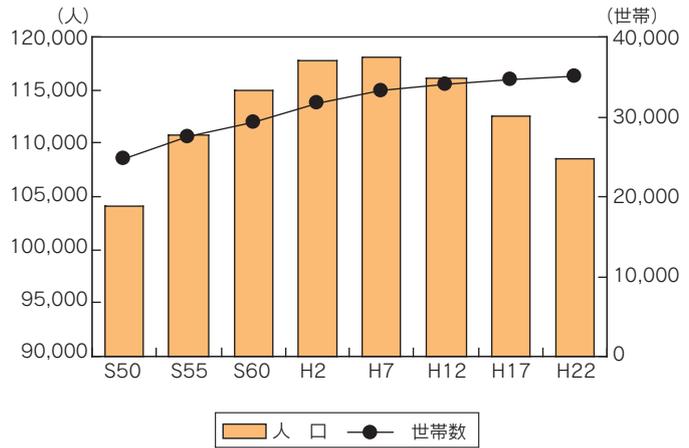
## 後期基本計画策定の基本姿勢

### 1 筑西市の概況

#### (1) 人口・世帯数

- 本市の周辺の各地域とも人口が減少する中、筑西市でも人口の減少は続いており、平成7年の118,078人をピークに減少し、平成22年では108,527人となっています。
- 世帯数は、増加傾向を示しており、平成22年では35,188世帯、構成人員は3.08人/世帯となっています。

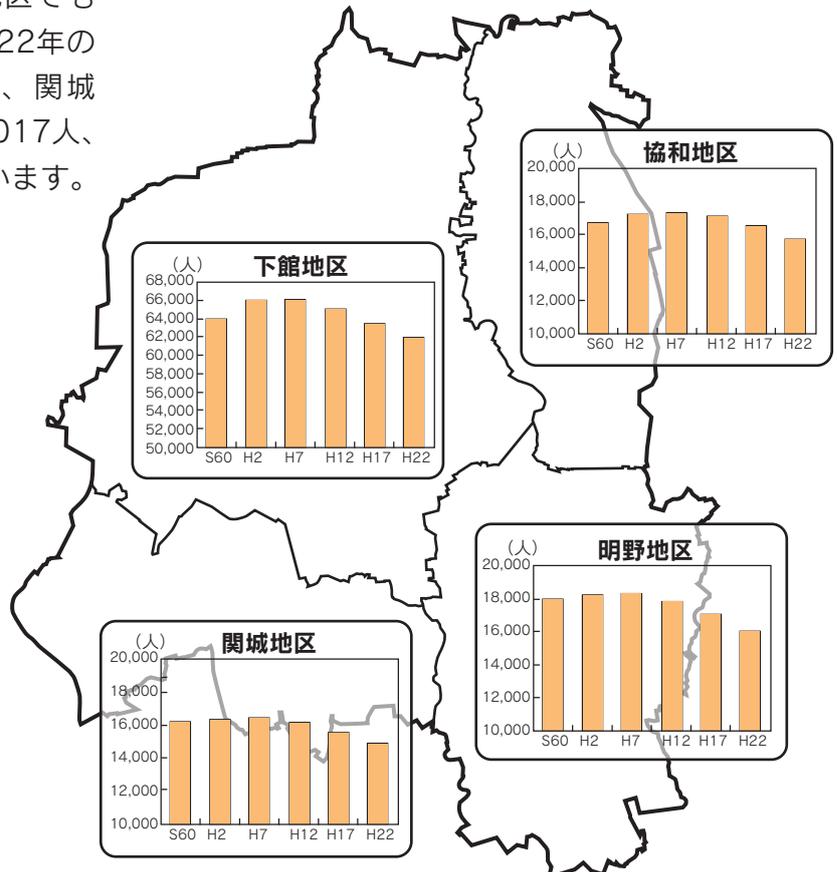
表：筑西市の人口・世帯数



資料：国勢調査

- 地区別の人口の推移を国勢調査で見ると、平成7年以降、どの地区でも人口が減少しています。平成22年の人口は、下館地区61,908人、関城地区14,876人、明野地区16,017人、協和地区15,726人となっています。

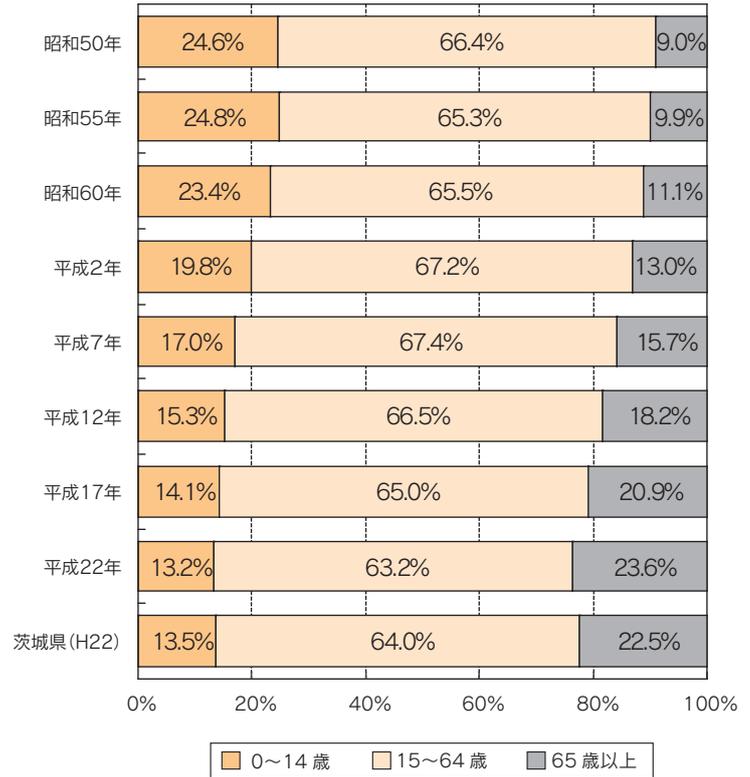
図：筑西市の地区別人口の推移



## (2) 年齢階層別人口

- 3階層別人口比では、0～14歳人口(年少人口)は減少傾向、65歳以上(老年人口)の増加傾向が続き、平成22年でみると、茨城県の平均を上回る高齢化率となっています。

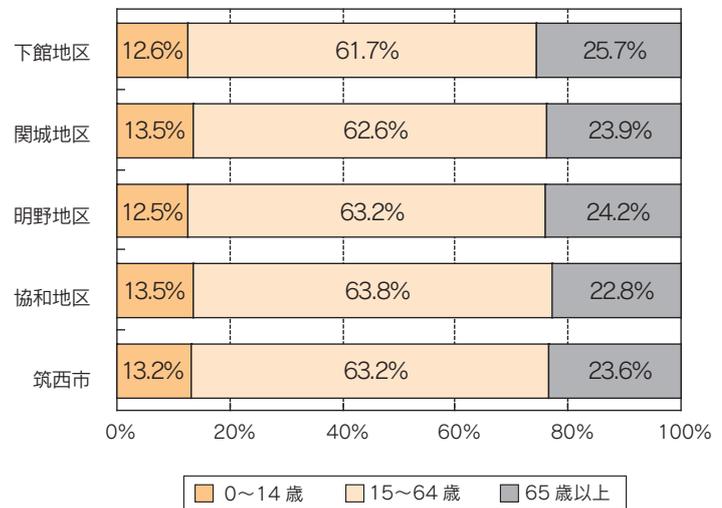
図: 筑西市の3階層別人口の構成比の推移



資料: 国勢調査

- 平成22年国勢調査における3階層別人口構成比をみると、年少人口の割合が最も低いのは、明野地区であり、老年人口の割合が最も高いのは、下館地区となっています。

図: 地区別の平成22年度3階層別人口の構成比

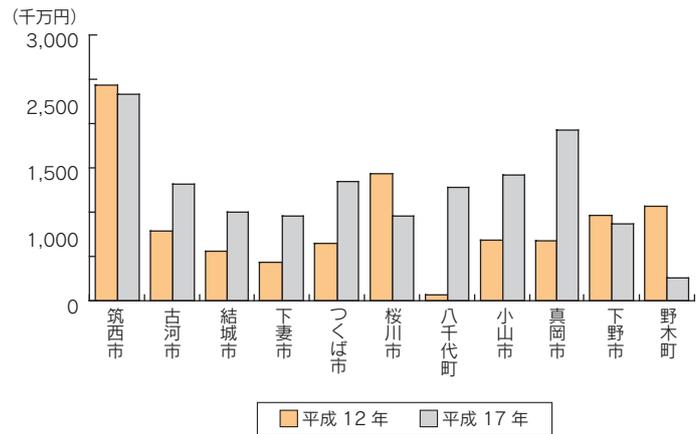


資料: 国勢調査

### (3) 産業の動向(周辺都市との比較)

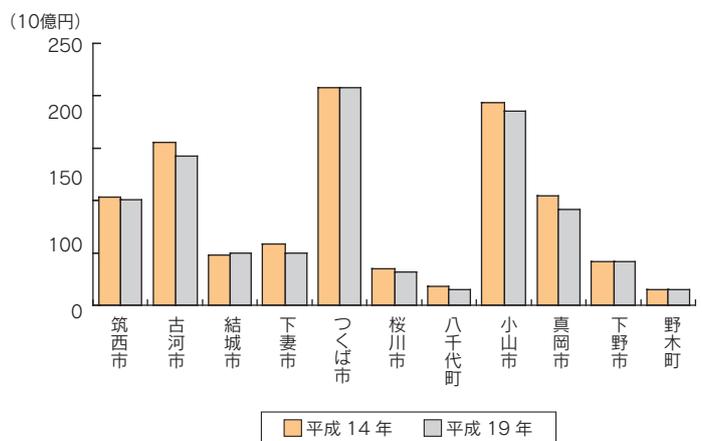
#### ◆ 農業産出額

- 筑西市の農業生産額は周辺地域と比較しても高く、本市の基幹産業となっています。
- 主な産品は米・野菜(きゅうり、トマト等)・果実(なし、こだますいか、いちご等)などとなっています。



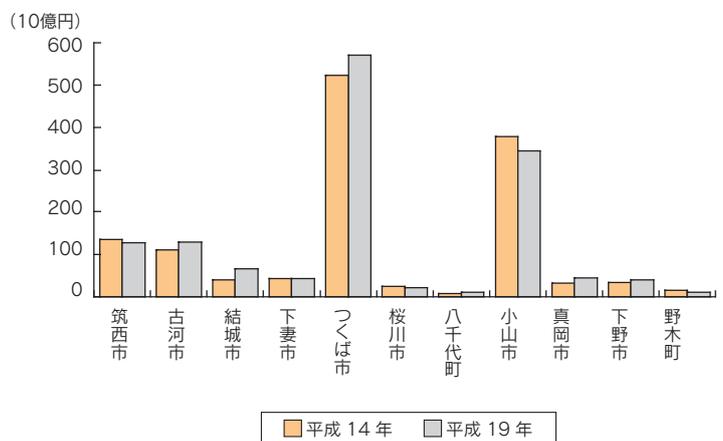
#### ◆ 小売り販売額

- 小売りはつくば市、小山市、古河市に続いています。



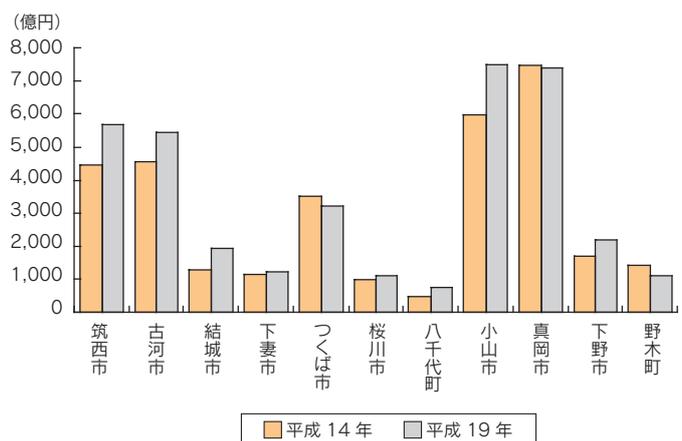
#### ◆ 卸売販売額

- 卸売りは、周辺都市ではつくば市、小山市が特に高くなっています。
- 筑西市は古河市とともにそれに続いています。販売額は大きくありません。



#### ◆ 工業製品出荷額

- 筑西市の工業製品出荷額は近年増加の傾向にあり、周辺都市でも小山市、真岡市に次いで高くなっています。



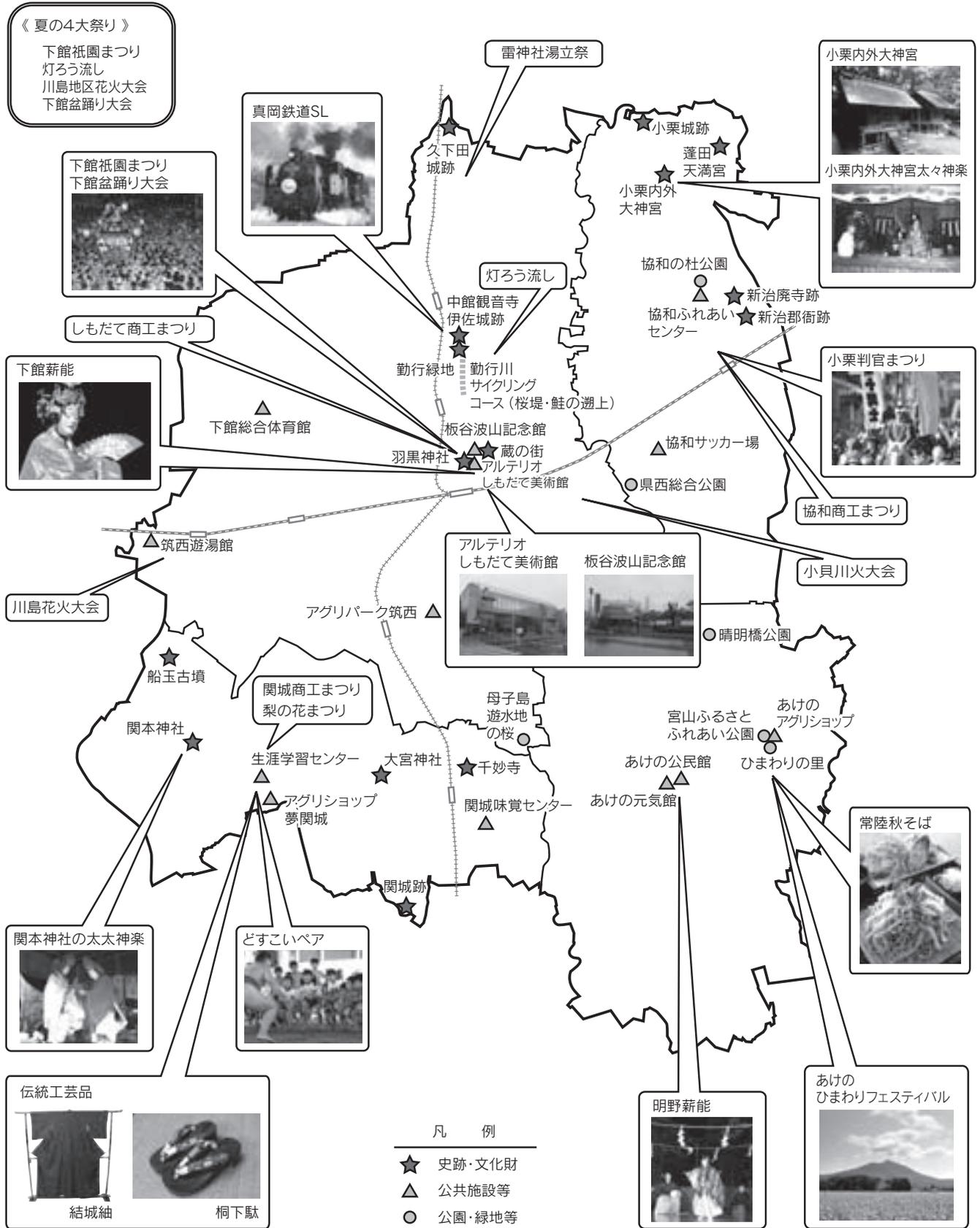
## (4) 地域の資源

各地区には、農産物や観光資源など、それぞれ豊かな資源があります。

### ●地区別の農産物



●観光資源



## 2 筑西市の将来像と後期基本計画の行動目標

### 【筑西市の将来都市像(基本構想)】

# 人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市

～ 市民との協働で進める筑西市の創造 ～

- 鬼怒川・小貝川などの河川や筑波山を望む美しい景観、歴史や伝統、優れた文化人を育ててきた風土など、これまで市民が守り育ててきた大切な資源や特性を生かし、新たな産業やライフスタイルを創造し、その魅力を発信することにより、市民各々の個性や能力が発揮でき、ふれあいや交流が促進される、真に豊かで魅力にあふれるまちづくりを進めていきます。
- 安心な暮らしを支える福祉・医療体制の整備や、子どもたちの学習環境や育児環境が整い、すべての市民が地域の歴史や文化を学び大切にし、交流やスポーツ・レクリエーション活動が盛んな活気あるまちを目指します。
- 圏域の中心的都市として、基盤整備とあわせて活発な産業活動が展開されるとともに、良好な自然環境や景観が保全され、農業を核とした豊かな実りに満ち、それらが市民生活と共生し、四季折々の魅力にあふれるまちを目指します。
- 本格的な地方の時代にあって、これまでの蓄積を生かしながら社会の変化に適切に対応し、誇りと愛着をもって住み続けることができるよう、市民と行政が連携・協力して自ら考え行動する自覚と責任ある地域づくりを進めることにより、21世紀に輝くまちを目指します。

### 【後期基本計画における行動目標】

**「夢のあるまち、暮らしやすいまち、市民の笑顔があふれるまち」  
を目指し、市民とともに“元気なまちづくり”を推進する**

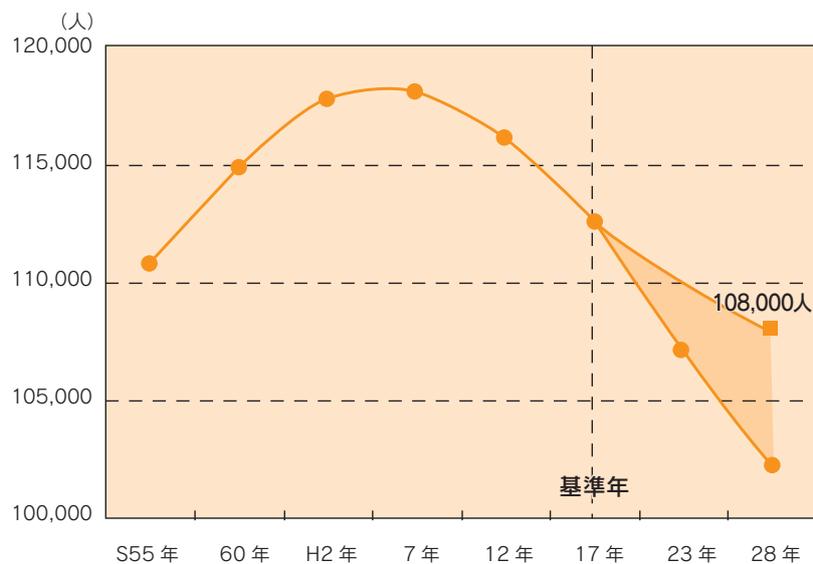
- 地域の特性・資源・人材を生かした協働のまちづくりを基本に、限られた財源を有効に活用し、子どもからお年寄りまで、誰もが夢をもっていきいきと、安全・安心に、そして元気に暮らすことのできるまちづくりを目指し、諸施策に取り組んでいきます。

### 3 後期基本計画における人口フレーム

全国的に少子高齢化が進行する人口減少社会にあつて、本市においても平成7年の118,078人を境にして、依然減少傾向が続いています。本市の人口減少は、自然動態による減少だけでなく、転出者の増加による社会減が大きな要因になっており、出生数の急激な増加も期待できない状況にあることから、今後も人口減少の傾向が進むものと予想されます。

10年間を期間とする基本構想においては、この期間中に、企業立地や産業集積はもとより、市民が誇りをもって住み続けることのできるまちづくりを推進し、定住の確保などにより社会減をくい止めていくこととし、各種施策を推進してきました。

後期5年を迎え、震災からの復興やその基盤となるコミュニティの強化、福祉の増進、協働の推進など、本市に住んでいただくうえで、喫緊に対応しなければならない課題に堅実に対応していくことが前提ですが、今後もこの方針を踏まえ、産業の振興はもとより、安全・安心に暮らすことのできる居住環境づくりを推進し、若い世代の定住促進や交流人口の拡大に向けたさまざまな施策に取り組んでいきます。



		平成17年 国勢調査	平成22年 国勢調査	目標年次 (平成28年)
総人口		112,581人	108,527人	108,000人
三層区分	0～14歳	15,908人 14.1%	14,356人 13.2%	14,700人 13.6%
	15～64歳	73,146人 65.0%	68,608人 63.2%	66,100人 61.2%
	65歳以上	23,521人 20.9%	25,563人 23.6%	27,200人 25.2%

※推計人口は、コーホート法推計値に第2次産業では企業立地による定着人口、第3次産業では中心市街地の活性化や国道50号沿道等への商業集積及び各地域の第3次産業振興による定着人口を想定したものです。

## 4 まちづくりの主な取り組みと課題

本市のこれまでの主な取り組みと課題を分野別に整理しました。

### (1) 連携と協働で進めるまちづくり

#### 【これまでの取り組み】

自主的・自立的なまちづくりの実現を目指して、効率的な行財政運営に努めながら、市民との「協働」を推進する枠組みを整え、各種事業に着手しました。

- 地域コミュニティの育成では、自治会連合会への支援をはじめ、地域の自主的・自立的な自治会活動の活性化を支援するとともに、地域の祭りや行事、イベントへの支援をとおして、市民交流の促進に努めてきました。
- 市民との協働では、「協働のまちづくり基本指針」に基づく市民参加によるまちづくり施策を積極的に推進するとともに、「ちくせい市民協働まちづくりサロン」の開設、「市民参加型まちづくりファンド事業」の実施、「地域力創造アドバイザー事業」の導入など、市民や団体などのまちづくり活動を支援してきました。また、広報や市ホームページを活用した市民への情報提供に努めるとともに、市民の生の声を市政に反映する「タウンミーティング」を実施しました。
- 男女共同参画の推進では、意識の高揚と気運の醸成に向けて「男女共同参画都市宣言」を行いました。
- 行財政運営では、「行政改革アクションプラン」を策定し、さらなる行政改革を計画的・効果的に推進し、市民サービスの向上に努めてきました。
- 行政評価とともに実施計画等の予算と連携した施策の進行管理に取り組んでいます。

#### 【今後の課題】

健全で効率的な行財政運営のもと、より質の高い行政サービスの提供に努めていく必要があります。また、「協働のまちづくり基本指針」に基づき、市民と行政とが理解しあい、対等な関係で支えあう環境づくりを目指した基盤の強化を図っていくことが求められています。

さらに、防災、防犯、福祉、環境などさまざまな分野において協働の働きかけや支援体制の充実を図るとともに、地域コミュニティの育成や多様な市民交流の拡大に取り組み、「筑西市」としての一体感を育てていきます。

## (2) 豊かさを育む産業と観光のまちづくり

### 【これまでの取り組み】

豊かで広大な田園や河川など、本市の誇る自然豊かな地域の個性や、歴史・文化など、魅力ある資源を生かしながら、活力ある産業や新たな交流を創出する観光の振興に取り組んできました。

- 観光では、下館祇園まつりをはじめとする各地域の伝統的なお祭りや地域資源を生かした多彩なイベントの開催、「ロケ誘致」の推進など、本市の魅力を広く内外に情報発信し、観光客や交流人口の拡大に努めてきました。
- 圏域でも高い生産性を誇る農業については、本市の基幹産業として安定的な農業経営を維持・拡充していくため、生産基盤や生活環境の整備を進めるとともに、「農業支援センター」の設置などを通して、農業者への経営・技術支援はもとより、直売等の促進や特産品開発、都市と農村の交流活動の促進に努めています。
- 工業については、工業団地への優良企業の立地促進や市内中小企業への支援などを通して、活力の源となる産業振興と雇用の確保に努めています。
- 商業については、各種イベントの開催やお祭り等支援を通して既存商店街の維持・活性化に取り組むとともに、プレミアム商品券発行助成事業をはじめ、商店街が取り組む活性化施策を支援してきました。また、下館駅前を中心市街地の活性化に向けて、駅前ビル・駐車場の有効利用について、引き続き検討を重ねています。

### 【今後の課題】

食の安全や環境への配慮のもと、本市の誇る農業・農産物のさらなる生産性や品質の向上を図るとともに、農業、商工業、観光の活性化や相互の連携に取り組み、魅力と活力ある産業の振興や新たな交流型産業の育成を図っていく必要があります。

さらに、地域の特性や暮らしに根ざした活動や生業の創出など、地域の元気につながる新しい発展の可能性を、市民と行政が一体となって見出していきます。

## (3) 健やかに安心して暮らせるまちづくり

### 【これまでの取り組み】

誰もが生涯健やかにいきいきと暮らし続けることのできる社会づくりを目指し、医療・福祉体制の整備はもとより、相互扶助を基本とする各種サービスの充実や市民の健康づくりを支援してきました。

- 健康づくりの推進では、保健・医療・福祉の連携のもと、意識啓発や相談体制の充実をはじめ、市民の健康づくりを総合的に支援してきました。
- 地域医療体制については、筑西市民病院の震災被害からの早期復旧に努めるとともに、総合的な医療サービスの提供に向けて、「筑西・下妻保健医療圏」の新中核病院の早期建設に向けて関係機関と連携して取り組んでいます。

- 子どもを生き育てやすい環境の整備については、「子育て支援センター」を市内11か所に設置し、相談・支援や情報提供などの充実を図るとともに、「はぐくみ医療費」の支給や「認定子ども園」の開設など、地域の子育てを総合的に支援する体制づくりを推進してきました。
- 福祉については、「地域福祉計画」に基づき、地域での支え合いや助け合いを基本に地域の特性を生かした福祉体制づくりに努めるとともに、法改正等に適切に対応しながら、高齢者・障害者福祉サービスの充実に取り組んでいます。

### 【今後の課題】

筑西市民病院をはじめ市内医療機関の連携による良好な医療サービスの提供や災害時における協力体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携のもと、市民の自主的な健康づくりの支援や、一人ひとりのニーズに対応した各種福祉サービス体制の充実など、安全に暮らし、安心して子どもを生き育てられるまちづくりに取り組むことで、元気な筑西市づくりを支えていく必要があります。

## (4) いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり

### 【これまでの取り組み】

多くの文化人を輩出した誇れる地域文化を保全・伝承しながら、特色ある学校教育や生涯学習・スポーツの振興など伸びやかな人や文化を育む環境の充実に取り組んできました。

- 幼児教育・学校教育では、教育内容・環境の充実はもとより、心の教育をはじめとする児童生徒の相談・指導体制の充実に取り組むとともに、耐震化をはじめ学校施設の安全確保に順次取り組んでいます。
- 生涯学習・生涯スポーツでは、生涯学習センターや地域交流センター、公民館、図書館、美術館などを拠点に、「ちくせい市民大学」をはじめ多様な学習機会の充実や指導者の育成を推進してきました。また、生涯スポーツでは、施設等の整備・充実を進めるとともに、「ちくせいマラソン大会」をはじめとする魅力あるイベントの充実など、市民や団体のスポーツ活動を支援しています。
- 文化・芸術の振興では、本市の誇る優れた文化・芸術に、市民や来訪者誰もがより親しみ、学ぶことができる機会の充実に向けて、しもだて美術館を中心としてさまざまな企画・展示の実施や情報発信に取り組んできました。

### 【今後の課題】

確かな学力の向上と生きる力を育む教育の充実に、学校・家庭・地域が連携して取り組むとともに、多様な施設を有効に活用しながら市民が主体となって生涯学習・生涯スポーツをさらに推進していく必要があります。

また、誇れる歴史的資源や地域文化・お祭りの保全・伝承などに自主的・自律的に取り組む市民活動を支援するとともに、交流の拡大や観光の振興などに積極的に活用していくことにより、市民や地域のつながりを強め、一体感の醸成を目指します。

## (5) 心和む美しく豊かな景観と環境を大切にしたまちづくり

### 【これまでの取り組み】

市街地や田園地域それぞれの地域において自然と共生した快適で安全な環境整備や、風土に根ざした美しい景観づくりに取り組んできました。

また、震災被害からの各施設の復旧に対応しながら、広域的道路網の整備促進や、地域における身近な生活道路の整備などに順次取り組んでいます。

- 計画的土地利用の推進では、自然環境の保全・共生、循環型社会の形成を前提に、都市計画マスタープランで描く土地利用の実現に向けて、開発整備の適切な誘導や地域に応じた景観形成に努めるとともに、「区域指定制度の導入」を進めています。また、「筑西市きれいなまちづくり条例」に基づき、市民とともに環境美化に努めてきました。
- 道路等都市基盤の整備では、国道50号バイパス、筑西幹線道路をはじめとする広域道路網の整備促進を図るとともに、震災からの復旧に喫緊に対応しながら身近な生活道路の整備に順次取り組んでいます。
- また、市民の日常の交通利便の向上のため、デマンドタクシー「のり愛くん」の運行を行っています。
- 市街地の整備では、県道稲荷町線の拡幅整備にあわせ、筑西しもだて合同庁舎等の施設整備や街並み整備が進められており、行政機能や文化・交流を担う都市生活拠点としての中心市街地の再生に積極的に取り組んできました。

### 【今後の課題】

自然と共生し、「安心して暮らせる」安全で快適な生活環境・景観づくりを推進するとともに、地球温暖化対策やゴミの適正処理など環境に配慮したまちづくりに、市民と協働で取り組んでいく必要があります。

都市基盤では、計画的な道路整備や河川改修、上・下水道の整備等により、ライフラインの強化を図るとともに、地域ぐるみの防災訓練の実施、自主防災組織の育成等により、地域コミュニティに根ざした防災体制づくりを進め、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進していきます。

## 5 市民の期待

### (1) 市民アンケートの概況(全体像)

#### 【回収率】

- 配布数:2,000票 ○回収数:1,175票 ○回収率:58.8% (前回調査:44.6%)

#### 【定住意向】

- 7割以上が筑西市に「住み続けたい」と回答しています。

#### 【生活環境評価】

- 評価の良い項目:農産物、地域のふれあい、歴史・文化、まちなみ、田園景観  
ゴミ処理、消防・防災などは概ね満足と評価されています。総括すると  
**「豊かな農業や歴史文化を誇りとする田園都市」**  
が標榜されており、これは前回アンケート“筑西市の誇り”とも合致  
する内容となっています。
- 評価の低い項目:産業(商業)振興、公共交通、都市基盤(道路)は、満足度が低い状況  
となっています。

#### 【取り組むべき施策(要望)】

- 全市としては:福祉が6割、次いで 子育て、商業活性化、無駄のない行政が約2割と  
なっています。
- 地域としては:ふれあい・助け合いが約3割、次いで下館地区(防災、防犯、交通安全)、  
関城地区(農業振興)、明野(ゴミ、地球温暖化対策)、協和地区(教育環境)  
がそれぞれ約2割となっています。

#### 【地域活動への参加意欲】

- 美化運動・環境保護活動、学習・文化活動、スポーツや健康づくりなど多岐にわたって  
参加意欲が示されています
- 「参加できない」は約1割であり、その理由は個人生活の優先が約4割、情報不足が約  
1割となっています。

#### 【市政治への参加意欲】

- 研究会参画や懇談会など積極的参加は合わせて19%と高い意欲が示されました。ア  
ンケート協力等と合わせると8割以上が参加意向を示しています。

#### 【市民協働のまちづくり基本指針の認知度】

- 「知らなかった」が約7割、「名前だけ知っている」をあわせると9割以上が内容を知ら  
ないという状況です。

#### 【災害関連】

- 避難所の位置、避難所までの経路情報等を提供する「洪水ハザードマップ」・「土砂災  
害ハザードマップ」は、約9割が内容等を知らないという状況でした。
- 東日本大震災における行政対応は、ライフライン復旧など比較的良い評価をいただき  
ました。一方、情報の伝達などが不十分であり、多様な伝達・情報取得手段の徹底を  
望む声も多く寄せられました。(自由意見など)

## (2) 市民の生活圏(市民アンケートより考察)

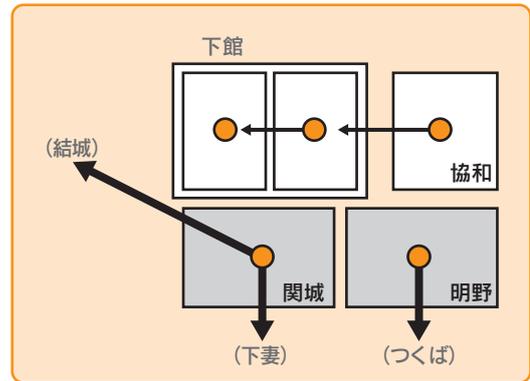
地域別(旧市町別)の日常の生活圏に関わる項目を以下に整理します。

### ① 医療(通院)からみる生活圏

- 第1位は各地区とも身近な地元の病院
- 第2位は各地区近傍の比較的大きな病院がある地域

下館→(玉戸)、関城→結城・下妻  
明野→つくば、協和→(下館)

《第2位の利用》

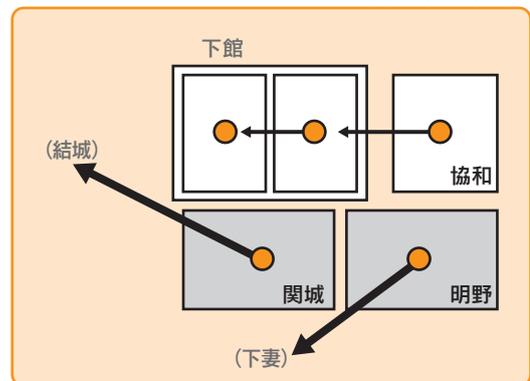


### ② 買物(最寄り品)先からみる生活圏

- 最寄り品の買い物先では、関城地区は下館利用が1位、その他はどの地域も地元が第1位
- 第2位は各地区近傍の商業等集積地

下館→(玉戸)、関城→結城  
明野→下妻、協和→(下館)

《第2位の利用》



### ③ 買物(買回り品)先からみる生活圏

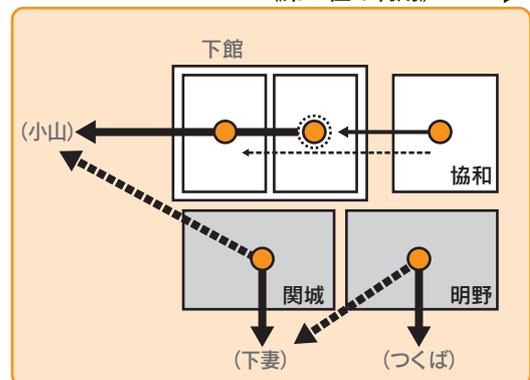
- 第1位は、下館地区は小山、関城地区は下妻、明野地区はつくば、協和地区は下館と各地区近傍の商業等集積地

下館→小山、関城→下妻  
明野→つくば、協和→下館

- 第2位も同様に各地区近傍の商業集積地

下館→(下館)、関城→小山  
明野→下妻、協和→(玉戸)

《第1位の利用》———  
《第2位の利用》- - - -



## (3) アンケート調査からみる課題

- 市民の定住意向は高く、まちづくり活動や行政への参加意向も高くなっています。
- 自然、まちなみや田園景観、歴史や伝統文化、豊かな農業・農産物は市民の誇りとなっています。
- 生活圏は依然地区(旧市町)ごとに異なっています。
- 自由意見等ではサービスが低下した等の意見もあり、合併のメリットが市民に実感されていない状況もうかがえます。



市民意向を踏まえつつ、市・地区の特性を生かした施策展開を図っていくことが求められています。

## 6 後期基本計画策定の3つの視点

後期基本計画5年間においては、これまでの取り組みの成果や震災の経験を生かし、誰もが安全・安心・快適に、そして元気に暮らし続けることができる協働のまちづくりの実現に向けて、次の3つの視点をもって取り組んでいくこととします。

### 視点その1. 筑西市の一体感づくり

◇新しい地域間のつながり・関係性を創造しながら  
市の一体感の醸成に取り組みます。

- 前期では幹線道路をはじめインフラの整備に段階的に取り組んできましたが、厳しい社会・経済状況の中で、県西の中心的都市としての都市力回復は今後とも大きな課題です。市民アンケート結果では、通院や買い物先、レジャー利用先として、周辺地域の向いている方向がそれぞれ異なり、一体感があまり実感できない状況です。
- このため後期では、中心地区の都市機能の充実と周辺地区の生活利便の向上、交流環境の充実など、それぞれの役割や魅力を自立的に高め合いながら、地域の特色を生かした地域間のつながりを強化していくことで一体感が共有できるまちづくりを目指します。

### 視点その2. 筑西市の元気づくり

◇安全・安心のための施策・事業の充実や交流の拡大など、  
住む人が、地域が元気なまちづくりに取り組みます。

- 行財政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、企業誘致や従来産業振興に加え、地域の祭りやイベントの継続・充実、観光づくり等に取り組んできましたが、依然人口減少が進んでいます。また、筑西市民病院の再生、新中核病院建設の検討、医療機関の連携強化、はぐくみ医療費などの子育て支援充実、健康づくり推進に努めていますが、市民アンケートでは保健・医療・福祉充実の声は依然高いものがあります。
- このため後期では、産業の振興・雇用の拡大に引き続き取り組むとともに、地域資源を生かした観光・交流型産業の創出などを通して、交流による活力づくりを進めます。また、誰もが健康で安心して暮らすことのできる保健・医療・福祉の連携のさらなる充実を努め、少子化対策や高齢者に配慮したサービスの充実を図り、市民の健康・元気づくりを支えていきます。

### 視点その3. 協働の実践のしくみ・体制づくり

◇一体感と元気を育む、協働のまちづくりの基盤強化に取り組みます。

- まちづくり目標の「連携と協働で進めるまちづくり」に基づき、「協働のまちづくり」に着手し、「協働のしくみづくり」を進めた結果、基本的な協働のしくみはほぼ整いつつあります。
- このため後期では、成熟した市民協働社会の実現を目指して、市民活動のネットワーク化、複数の活動の有機的な結びつきの強化、市民活動に参画していない市民や企業等への働きかけなどを行い、「協働のまちづくりの基盤強化」を図っていきます。

## 第3章

## 基本構想の概要

## 1 筑西市の将来像

筑西市の将来都市像を次のとおり設定し、市民との協働のまちづくりを進めながらその実現を目指します。

## 【筑西市の将来都市像】

## 人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市

～ 市民との協働で進める筑西市の創造 ～

## 2 施策の大綱

## 1. 連携と協働で進めるまちづくり

## 《まちづくり課題》

- 地域の課題の解決や魅力ある地域づくりに向けた市民と行政の協働のまちづくり
- 財政基盤の強化に向けた行政改革の推進と市民サービスの向上

## 《施策》

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 地域コミュニティの育成          | (2) 市民参加による協働のまちづくり |
| (3) 人権の尊重と男女共同参画社会づくりの推進 | (4) 情報公開と市民サービスの向上  |
| (5) 多様な交流の促進             | (6) 効率的な行財政運営の推進    |

## 2. 豊かさを育む産業と観光のまちづくり

## 《まちづくり課題》

- 雇用の場の確保、日常生活を支える利便性の向上
- 農業の新たな価値観の発掘と新しい産業としての振興
- 地域資源を積極的に活用した魅力的な地域の形成

## 《施策》

- |                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 地域資源を活かした交流型産業の創出と観光の振興 | (2) 魅力と個性のある農業の振興  |
| (3) にぎわいを生む魅力ある商業の振興        | (4) 持続的成長が可能な工業の振興 |

## 3. 健やかに安心して暮らせるまちづくり

## 《まちづくり課題》

- 健康の自己管理意識の高揚、医療の確保
- 地域が協力して相互に支え合うしくみづくり

## 《施策》

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 健康づくりの推進          | (2) 子どもを生き育てやすい環境の整備 |
| (3) 安心して暮らせる福祉サービスの充実 | (4) 地域福祉の推進          |
| (5) 社会保障制度の運用         |                      |

## 4. いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり

### 《まちづくり課題》

- 一人ひとりの個性を大切に育む教育、自立性や社会性を育ていく教育力
- 学習環境の整備や指導者の育成
- 郷土への誇りと愛着を育み、新たな市民文化を創造する市民共有の財産の保存

### 《施 策》

- (1)生涯学習の充実 (2)子どもの能力を伸ばす教育の充実 (3)地域で進める青少年の健全育成 (4)生涯スポーツの推進 (5)地域文化の振興

## 5. 心和む美しく豊かな景観と環境を大切にしたまちづくり

### 《まちづくり課題》

- 都市基盤の整備、災害や防犯など、市民と行政が協働して推進する快適・機能的で安全・安心な地域社会の創造

### 《施 策》

- (1)自然環境の保全と景観づくり (2)地域環境を守る循環型社会の形成  
(3)計画的土地利用と市街地の整備 (4)交通環境の整備 (5)生活基盤の整備  
(6)安全・安心なまちづくりの推進

## 3 土地利用構想

### (1) 土地利用の基本的な考え方

豊かな自然や田園環境の中で市独自の魅力と活力を育み、市民が愛着と誇りをもって住み続けることができるよう、暮らしを支える土地利用を進めます。

このため、次の4つの基本的な考え方に沿って、市民にとって住みやすく、訪れる人が魅力を感じられる土地利用を推進します。

#### ① 地域の土地や環境を学び活かす

先人たちが守り育ててきた土地の利活用や環境を皆が学び、その良さや課題を共有することにより、誰もが豊かさを実感できる暮らしやすい土地利用を進めます。

#### ② 共生の観点からの土地利用を管理する

自然環境と市民生活が関わり合い「共生」することを基本に、皆が共有できるルールとシステムづくりを進め、守るべきところは守り、活用すべきところは適正な活用を促す、住民本位のきめ細かな土地の利用・管理を進めます。

#### ③ 個性を重視した都市空間を創る

自然や田園、歴史、文化など地域の特性を尊重し、各地域の「らしさ」を重視した美しく質の高い都市空間の形成を図ります。

#### ④ わかりやすい街並みや景観を形成する

活動しやすく、わかりやすい街並みの形成を促進するとともに、広く市民と街並みや景観に対する考え方の共有を図り、「美しい」、「品格のある」都市空間を創造します。

### (2) 土地利用構想

#### ① 土地利用の方針

ゾーン毎に魅力と活力にあふれたまちづくりを進めます。

##### ○中心市街地ゾーン

下館駅周辺地区を中心市街地ゾーンとして位置づけ、行政、芸術文化、商業、業務、交流などの都市を形成する中枢機能の重点的な集積を図ります。

##### ○地区拠点ゾーン

主要な既成市街地等を地区拠点ゾーンとして位置づけ、地域の商業等の生活利便を維持するとともに、多様な交流の場としての拠点性を高め、それぞれの地域における活力の創造をリードします。

##### ○工業・物流ゾーン

既存工業団地やつくば明野北部工業団地を工業・物流ゾーンとして位置づけ、産業構造の変化を踏まえた産業・技術の高度化や新産業の創造、さらに地域の活力を生み出す地域共生型の新たな産業の振興などを促進します。

○ 緑・文化・交流ゾーン

県西総合公園、下館運動公園などの運動施設や、生涯学習センターや教育文化センターなどの文化施設、鬼怒川の水辺や協和の杜公園などの自然・緑とふれあう空間を緑・文化・交流ゾーンとして位置づけ、市民や来訪者の憩いやふれあい、スポーツ、レクリエーション等の場として、その環境や機能の整備、充実を図ります。

○ 田園生活ゾーン

自然や田園環境に恵まれた地域を田園生活ゾーンとして位置づけ、豊かな環境の恵みを楽しみ、ゆとりある暮らしを創造していく地域とします。

② 骨格的な交通網の配置方針

都市拠点の形成、市民生活や、産業活動等を支える基盤として、JR水戸線をはじめとする公共交通の充実を図るとともに、環状道路と放射道路からなる骨格的な道路網の形成を目指します。

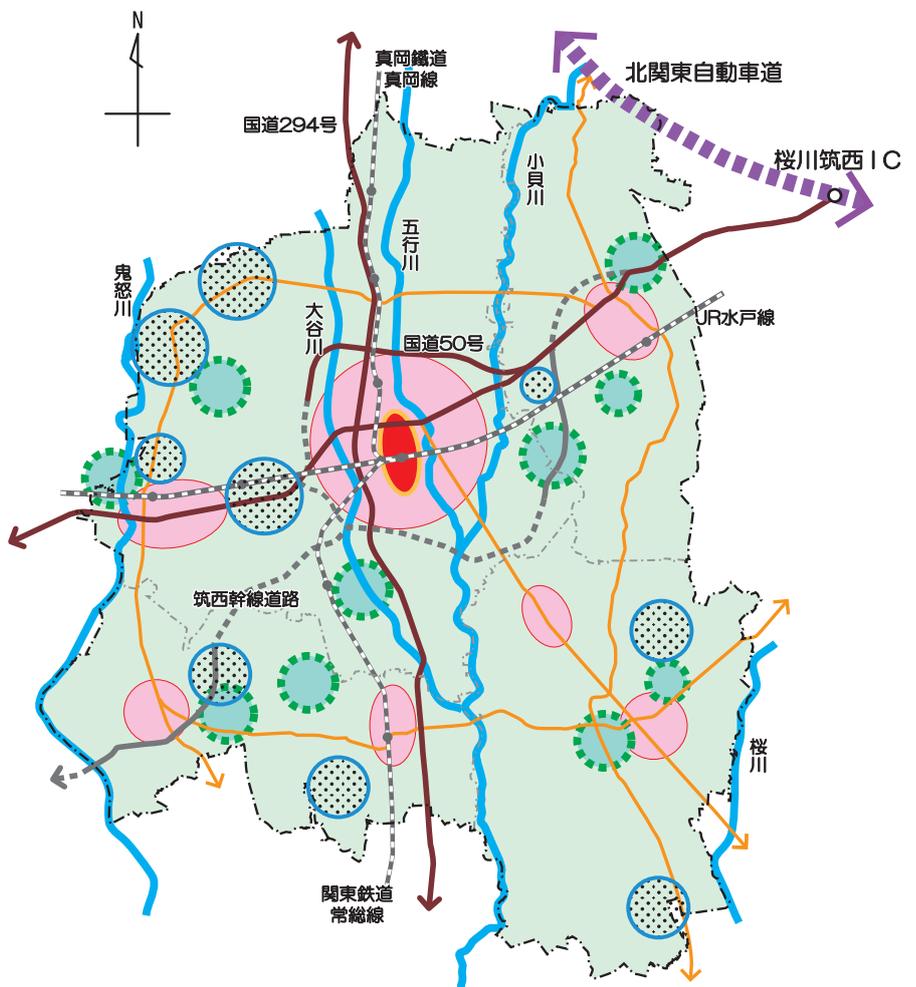
○ 環状道路

中心市街地ゾーンを取り囲む地区拠点ゾーン外周の内環状道路と、各地区の生活交流拠点を連絡する外環状の道路により構成し、市内移動の円滑化と均衡ある発展・交流を促進します。

○ 放射道路

東西軸の国道50号や南北軸の国道294号、つくば市と連絡する主要地方道筑西つくば線、筑西幹線道路(整備中)等を位置づけ、広域的な交流を支える基盤として整備を促進します。

〈土地利用構想図〉



凡 例					
<span style="color: red;">●</span>	中心市街地ゾーン		高速道路		鉄 道
<span style="color: pink;">○</span>	地区拠点ゾーン		国 道		
	工業・物流ゾーン		主な県道		
	緑・文化・交流ゾーン		整備済路線		
	田園生活ゾーン		整備中・整備予定		

## 4 構想の着実な推進

### (1) 市民と行政の協働によるまちづくり体制の確立

行政の行うべき事務事業を再確認し、地域や民間でできることは地域や民間が主体になって行うことを基本とし、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

- 身近な地域を基礎としたまちづくりを重視し、自治会や住民の自主的な活動を支援・強化するとともに、公共の目的に向けて活動するNPO法人や市民団体、さらには企業など多様な主体がまちづくりの主人公として活動できるよう、市民、地域と行政の信頼と連携に支えられた協働のまちづくりを行っていくための体制整備を進めます。
- 協働を支える重要事項として、個人情報の保護などに配慮しながら、一層の情報公開に努め、わかりやすい行政を目指します。併せて、市政に市民の意見を反映するしくみを充実させ、自治の確立を目指します。

### (2) 行財政改革の推進

地方分権の推進など時代の潮流や多様な行政課題に的確に対応し、総合計画を着実に推進していくため、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営に努めるとともに、真に必要な行政サービスを継続して安定的に提供していくことができるよう、組織や人員のスリム化、抜本的な事務事業の見直しなど、徹底した行財政改革を推進します。

### (3) 各種部門別計画の策定

総合計画を推進していくため、行政分野毎にその政策の全体像や主要施策等を明らかにした部門別計画を策定し、より具体的で実効性のある施策を進めていきます。

特に、土地利用や都市空間の形成、男女共同参画社会の形成、総合的な福祉施策など今日的課題に的確に取り組んでいく施策をとりまとめ、公表し、市民と協働して施策の推進に努めていきます。

### (4) 行政評価の実施と進行管理

総合計画に掲げた目標の実現に向け、市の実施する施策の費用対効果や成果について、市民の視点に立った行政評価を実施し、その結果を公表するなど、進行管理を徹底し、施策や事務事業について不断の見直しを行います。

このため、数値目標による進捗状況の点検による関連施策の調整・改善とともに、「計画・実施・評価・改善」というマネジメントサイクルによる進行管理を推進します。また、行政評価の結果を踏まえ、限られた予算や人員の重点的・効率的配分に努めます。

第2部

# 後期基本計画

- ◆ 第1章 連携と協働で進めるまちづくり
- ◆ 第2章 豊かさを育む産業と観光のまちづくり
- ◆ 第3章 健やかに安心して暮らせるまちづくり
- ◆ 第4章 いきいきと伸びやかに  
育つ人と文化のまちづくり
- ◆ 第5章 心和む美しく豊かな景観と  
環境を大切にしたまちづくり



## 筑西市総合計画 後期基本計画 施策体系図



第  
**1**  
章

# 連携と協働で進めるまちづくり

## 第1節 地域コミュニティの育成

### 1. 地域コミュニティの育成

#### (現況と課題)

市内各地域においては、町内・集落単位に結成された自治会を中心として、コミュニティ活動や各種団体の参加・協力による伝統行事や交流活動等が行われており、これらの活動を通して地域の絆が育まれています。また、地域自治の円滑な遂行等を目指して「筑西市自治会連合会」が組織されており、各自治会との連携や情報交換が図られています。

本市では、これまで自治会連合会活動への支援を通して、地域コミュニティ組織としての自治会活動の活性化を進めてきました。また、大好きいばらき県民運動へ参画し、地域の個性や資源を生かした元気な地域活動の活発化を図るとともに、コミュニティ助成制度を活用した集会施設の利用環境改善を進めてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行、ひとり暮らしや老夫婦世帯の増加、市民の価値観の多様化等により、地域としての連帯意識が希薄化しつつあります。一方で、東日本大震災時においては、地域住民への安否確認の声かけやがれき撤去の支援など、行政では対応しきれないところで、自治会等地域コミュニティ団体の果たした役割は大きく、その重要性が再認識されています。

今後は、さまざまな地域の問題について、住民が主体となって解決を図っていけるよう、行政支援のあり方を検討していくとともに、コミュニティリーダーの育成や、コミュニティ施設の活用を図り、地域コミュニティ活動の育成と活性化に努めていく必要があります。

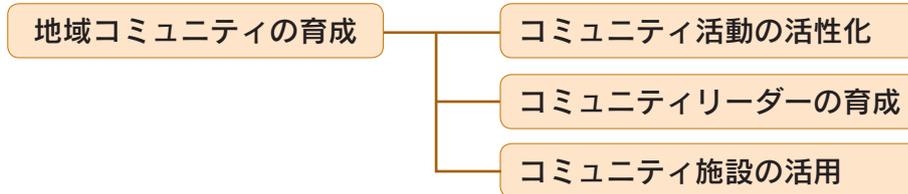
#### (計画目標)

- 自治会をはじめ地域の自主的・自立的なコミュニティ活動を支援するとともに、地域活性化を図るリーダー等の育成、幅広い情報提供などを通して、連帯感や郷土愛にあふれ、豊かな暮らしの基礎となる地域コミュニティの育成に努めます。
- 市民が日常的にふれあい・話し合うことができる場として、集会施設の有効活用を図ります。

## (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
自治会への加入率	89.8%	92.0%

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. コミュニティ活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の交流が活発化するよう新たなメニューを検討し創設します。</li> <li>口ケ誘致や特産品開発などの情報発信や参加者との交流により地域の活動の活性化を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動のニーズの把握</li> <li>交流活動の新メニューの検討・創設</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域の課題を地域が自らの力で解決できるよう、自治会組織の自立的な運営を支援するとともに、活動の周知や自治会加入の働きかけなどにより自治会活動の活性化を支援します。</li> <li>地域の生活環境の保全や、住民の交流・助け合い、防犯・防災など、より良い地域づくりを目指すコミュニティ活動を促進します。</li> <li>コミュニティ情報の提供や世代間の交流など、地域の個性や資源を生かした多彩で元気な地域活動を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市自治会連合会への活動支援</li> <li>先進自治会活動例の市広報紙への掲載</li> <li>事例発表会等の開催</li> <li>大好きいばらき県民運動への参画</li> <li>コミュニティ助成制度の活用</li> </ul>
2. コミュニティリーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ活動を牽引する自治会役員等リーダーの育成を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会役員等研修の実施</li> </ul>
3. コミュニティ施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的なコミュニティ活動の拠点として、地域交流センター、生涯学習センター、公民館など各施設の連携・協力体制を充実します。</li> <li>地域の交流や情報交換の場として、児童館やコミュニティセンターなど地域の集会施設の利用環境の改善を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集会施設の有効活用の促進</li> <li>コミュニティ助成制度の活用</li> </ul>

## 第2節 市民参加による協働のまちづくり

### 1. 市民協働の推進

#### (現況と課題)

少子高齢・人口減少社会にあつて、ますます多様化するまちづくりの課題が山積する中で、筑西市を、どこよりも住みやすく、活力にあふれたまちにするためには、多くの市民の皆さんが、市政やまちづくりに関心を持ち、主体的・自発的に「参加」していくことが必要です。

まちづくり目標に「連携と協働で進めるまちづくり」を掲げる本市では、平成20年7月、「筑西市市民協働のまちづくり基本指針」を策定するとともに、ここに掲げる施策を着実に実施し、市民参加を効率的に推進するために「筑西市協働のまちづくり推進計画」を策定し、各種の協働事業を推進してきました。

基本指針では、「市民協働の成熟度に合わせながら基本施策を段階的に推進する」としています。現在はステップ1の「協働のきっかけづくり」の段階ですが、「協働のしくみづくり」を進めた結果、パブリックコメント制度や市民団体等の登録及び公表制度の制定、まちづくり出前講座や住民参加型まちづくりファンド事業の実施、ちくせい市民協働まちづくりサロンの設置など、基本的な協働のしくみはほぼ整いつつある状況です。

今後は、成熟した市民協働社会の実現を目指して、ステップ2として、市民活動のネットワーク化、複数の活動の有機的な結びつきの強化、市民活動に参画していない市民や企業等への働きかけなどを行い、「協働のまちづくりの基盤強化」を図っていく必要があります。

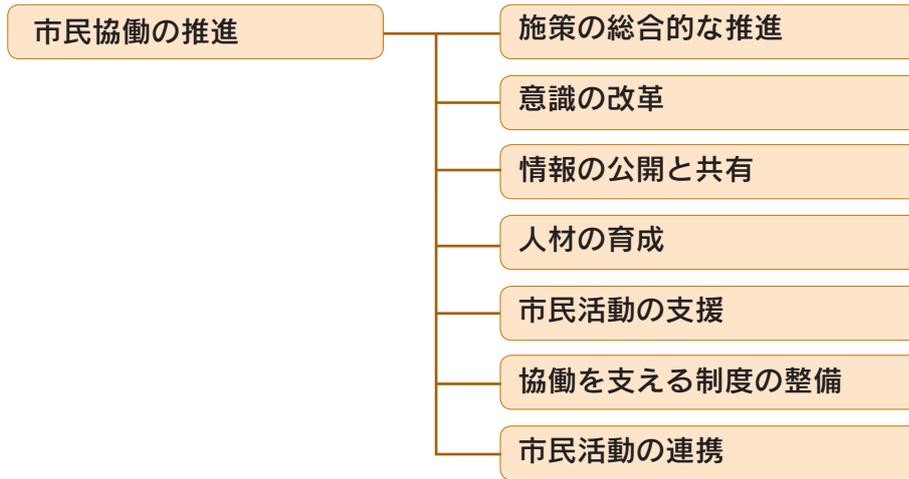
#### (計画目標)

- 市民と行政とが理解し合い、対等の関係で支え合う環境の形成を目指し、あらゆる分野における市民参加を推進するとともに、市民・団体・企業などと行政が互いに自主性を尊重し、役割と責任を分担して協働していくためのしくみと行政の支援体制の充実を図ります。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市民活動登録団体数	71団体	100団体
協働のまちづくりを推進するための事業数	93事業	100事業

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 施策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働のまちづくりを推進するための調査・研究や政策の企画・立案を行うとともに、市民協働のまちづくりに関する市役所内の横断的な調整、協働事業の進行管理を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働のまちづくり推進会議の開催</li> </ul>
2. 意識の改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民及び行政職員をはじめとして、まちづくりに関わる人たちの意識を変え、積極的に協働を取り入れていくための意識の啓発を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンポジウムの開催</li> <li>職員研修の実施</li> <li>市民協働マニュアル(職員編)の活用</li> <li>市民協働マニュアル(市民編)の作成</li> <li>市民討議会の開催</li> <li>市民提案制度の拡充</li> <li>まちづくり出前講座の実施</li> </ul>
3. 情報の公開と共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働のまちづくりの前提となる課題意識と目的を共有するため、必要な情報を適切に公開し、協働の担い手との共有を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タウンミーティングの開催</li> <li>行政評価結果の公表</li> <li>市民団体登録及び公表制度の運用</li> <li>まちづくり出前講座の実施</li> </ul>
4. 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と人とのつながりを重視して、市民協働のまちづくりの広がりや継続性の確保を図ります。</li> <li>協働に積極的に取り組んでいる団体や個人、公共・公益に貢献した団体や個人を評価することにより、協働の定着を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政功労者等表彰事業の実施</li> <li>市民協働マニュアル(市民編)の作成</li> <li>市民討議会の開催</li> <li>市民団体等の登録及び公表制度の運用</li> <li>ちくせい市民大学の開催</li> </ul>

施策名	施策内容	主な取り組み
5. 市民活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働のまちづくりを安定した取り組みとして発展させていくために、市民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら行政からの支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体等の登録及び公表制度の運用</li> <li>地域力創造事業の実施</li> <li>ちくせい市民協働まちづくりサロンの運営</li> <li>住民参加型まちづくりファンド事業の実施</li> </ul>
6. 協働を支える制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働を推進するにあたり、取り組みの合理性等を担保するために制度の整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの実施</li> </ul>
7. 市民活動の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働の成熟に向けて、協働の主体同士が情報等を交換しながら交流する、有機的な連携を図れるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体等の登録及び公表制度の運用</li> <li>ちくせい市民協働まちづくりサロンの運営</li> <li>「(仮称)市民団体連絡協議会」の設置</li> <li>ちくせい市民講師制度の運用</li> </ul>



まちづくりサロン



市民討議会



## 第3節 人権の尊重と男女共同参画社会づくりの推進

### 1. 人権の尊重

#### (現況と課題)

すべての市民が基本的人権を尊重し、「差別と偏見のない明るい社会」の実現を図ることが大切です。

本市では、各種団体、小中学校教職員、市職員などを対象とする人権啓発活動の推進のため研修会や同和問題の早期解決に向けた講演会などを通して、人権についての理解や認識を深める事業に取り組んでいます。

また、次代を担う子どもたちが人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうため、人権擁護委員<sup>※</sup>が中心となり「人権作文コンテスト(中学生)」や「人権書道コンクール(小学生)」の募集、「人権教室」<sup>※</sup>の開催、「人権紙芝居」<sup>※</sup>の実施などの人権教育を推進するほか、子どもの人権をめぐるさまざまな問題を解決するための「子どもの人権SOSミニレター」事業に取り組んでいます。

さらに、「人権相談」<sup>※</sup>の実施や「人権週間(12月)」における街頭キャンペーンの実施などを通して、人権意識の高揚、啓蒙の推進に努めています。

今後とも、多岐にわたって人権啓発・人権教育に取り組むとともに、活動のさらなる周知を図り、市民一人ひとりが人権を尊重し合い、差別のない明るく住み良い社会を目指す必要があります。

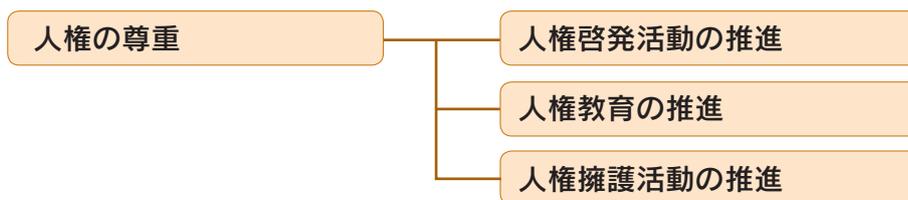
#### (計画目標)

- 市民一人ひとりが人間の尊さについての自覚を持ち、差別や偏見のない明るさに満ちた民主的な人間関係を築き、ともに生きる社会を実現していくため、さまざまな機会を通して人権意識の高揚を図ります。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
人権啓発研修会等の開催回数	3回	3回
人権講演会、フォーラム等への参加者数	1,192人	1,500人
人権相談開催数	51回	51回

#### (施策の体系)



※人権擁護委員:人権擁護のため法務大臣から委嘱された専門委員。筑西市部会は現在12名

※人権教室 :小学校において思いやりやいたわりの心の大切さについて児童と話し合う授業

※人権紙芝居 :人権を学ぶ紙芝居。筑西市では現在、学童保育児を対象に実施している。

※人権相談 :人権擁護委員と連携し、地域の人たちの人権を守るために、子どもや高齢者、女性や障害者、同和問題等に関わる人権問題や家庭内のもめごと、近隣トラブル等の相談に応じるもの。現在、市内4ヶ所で月に一度人権相談の窓口を開設している。

(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県、他市町村及び関係団体等と連携・協力しながら、さまざまな人権課題に関する正しい認識を深め、あわせて国際的視野に立った人権尊重の意識が広く定着するよう啓発活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の広報紙掲載による啓発</li> <li>ポスター、ちらし、パンフレットその他啓発物の配布</li> <li>広告塔、看板による啓発</li> <li>人権週間における街頭啓発</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権課題のひとつである同和問題の早期解決と人権尊重の意識向上のため活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員、各種団体、市職員、市民対象に講演会を開催し、同和問題の基本的な知識の修得と互いの人権を尊重し合うことを目的に実施します。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や各職場において、人権啓発活動を活性化させるため、必要な知識や能力を習得し、啓発の一層の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内、県外で開催される各種研修会に参加し、人権・同和問題の専門講師から講義を受講して、正しい認識を深めます。</li> </ul>
2. 人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育研修会の開催や人権リーフレットを作成し人権教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市人権教育研修の開催</li> <li>リーフレットの作成配布</li> <li>人権研修会等への参加</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>標語や作文・書道の募集、人権教室や講演会の開催、啓発物品の配布など、学校教育や社会教育などのさまざまな学習機会を通じて、基本的人権の尊重が正しく身に付くような人権教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学生対象の人権作文の募集</li> <li>小学生対象の人権書道の募集及び人権教室の実施</li> <li>幼稚園児等対象の人権紙芝居の実施</li> <li>小中学生対象の「子どもの人権SOSミニレター」を配布</li> </ul>
3. 人権擁護活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権擁護委員会を中心に人権相談を実施するとともに、人権に関わる問題の把握や解決に向けた事例研修会等を開催します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定例相談所を毎月開設</li> <li>事例研修会等の実施</li> <li>人権週間を中心に特設相談所を開設</li> </ul>

## 2. 男女共同参画の推進

### (現況と課題)

ライフスタイルや家族形態の多様化に伴って女性の社会進出が活発になり、男女共同参画の視点に立った法制度をはじめ、男女がともにあらゆる分野に社会参画できるようさまざまな取り組みが進められてきました。しかしながら、女性に偏る家事・育児・介護の負担や配偶者からの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメントなど社会参画を阻害する諸問題は依然として存在しており、性別による固定的な役割分担意識も根強く残っています。また、少子高齢化の進展による労働人口の減少、非正規雇用の増加と貧困格差の拡大、さらに東日本大震災、原発事故による経済の低迷など新たな社会問題への対応が求められる中、女性の活躍による社会の活性化、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、男性や将来を担う子どもにとっての男女共同参画の推進、さまざまな困難を抱えている人々への対応が急務となっており、更に充実した取り組みが必要です。

本市においては、平成20年1月の「筑西市男女共同参画推進条例」の制定に続き、22年3月に「筑西市男女共同参画基本計画」及び「前期実施計画」を策定し、条例の基本理念に基づく男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な推進を図るための施策を確立しました。

さらに「男女共同参画推進委員会」の設置や「男女共同参画推進パートナー」制度を整備し、市と市民、事業所と協働のもと、男女共同参画の推進を図るとともに、実施計画に沿って、講演会、セミナーの開催を始めとするさまざまな事業の展開や意識の啓発に努めています。

今後は、平成23年9月に「男女共同参画宣言都市」となったことから、国や県と連携しながら、市民、事業所と協働のもと、男女共同参画基本計画に基づく施策の一層の推進を図っていく必要があります。

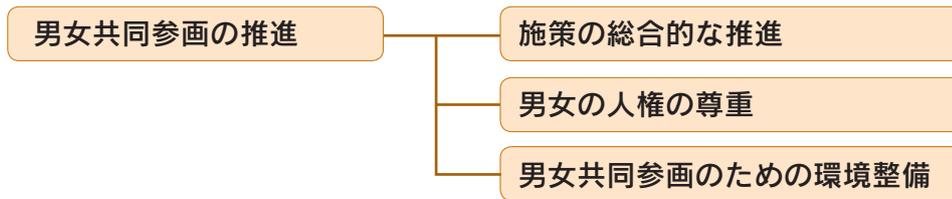
### (計画目標)

- 市民や事業者、関係機関等と連携を図りながら市民意識の醸成や社会環境の整備を図り、男女が社会の対等な一員としてあらゆる分野に参画し、ともにその人の個性や能力を発揮していく男女共同参画社会の実現を目指します。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
審議会等における女性の登用率	22.1 %	30.0 %

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 施策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画の施策を総合的かつ、計画的に推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画推進本部</li> <li>実施報告書の作成及び公表</li> </ul>
2. 男女の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点に立った固定的性別役割分担意識の解消、社会制度・慣行の見直し、相談体制の充実、多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進に努め、ともに生きる意識づくりを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙等での啓発</li> <li>人権相談の実施</li> <li>男女共同参画センター機能の充実</li> <li>苦情、意見処理委員会の設置、検討</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育や生涯学習における男女平等を推進し、多様な選択ができる学びの場づくりを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育研修会の開催</li> <li>男女混合名簿使用の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV及びストーカー等の暴力予防と防止、セクシュアル・ハラスメント防止対策、被害者に対する相談支援体制の整備と充実を推進させ、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指す基盤づくりを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の充実</li> <li>研修会等の開催</li> <li>被害者の保護及び支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディアにおける男女の人権尊重の推進、情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)の向上を図り、メディアにおける人権の尊重を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発冊子の作成</li> <li>学校での情報教育</li> <li>市役所内の情報リテラシーの推進</li> </ul>



男女共同参画都市宣言

施策名	施策内容	主な取り組み
3. 男女共同参画のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の政策方針決定の場における女性の参画拡大、市役所内における女性の参画推進、女性の人材発掘と情報収集・提供を進め、政策・方針決定の場への女性参画の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各審議会等への女性の登用促進</li> <li>男女共同参画セミナーの開催</li> <li>市役所内の女性管理職の登用推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭生活や地域社会における男女共同参画を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナーの開催</li> <li>啓発活動の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集と提供、国際交流協力の推進、外国人に対する協力・支援を行い、国際化からみた男女共同参画の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集及び提供</li> <li>国際交流事業の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保、働く女性の母性保護の推進、女性の能力発揮のための支援を行い、雇用の場における男女平等の確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集や提供</li> <li>啓発活動の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な働き方ができる職場づくり、いきいきと働ける環境づくり、仕事と生活の両立支援を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動の実施</li> <li>家族経営協定の締結推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚を望む人への支援・環境整備、不妊対策の支援、ひとり親家庭に対する支援を行い、地域社会・家庭内外のコミュニケーションを確立させ、健やかな家庭環境の整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭に対する医療費助成</li> <li>児童扶養手当の支給</li> <li>不妊治療助成事業の情報提供</li> <li>市民シンポジウムの開催</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを安心して生み育てるための環境を整備し、男女共同参画の視点に立った子どもの人権を尊重し、子どもの人権の尊重と健やかに育つ環境づくりを図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童クラブ、特別保育の充実</li> <li>子育てアドバイザー、保健師の訪問</li> <li>児童虐待の防止</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じた健康の保持増進、妊娠・出産等に関する健康支援、健康をおびやかす問題についての対策を推進し、生涯を通じた男女の健康支援を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康講座の開催</li> <li>妊産婦の医療費助成</li> <li>施設を利用した健康づくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者の社会参画の推進、介護支援サービスや高齢者福祉、障がい者福祉を充実させ、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境の整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー人材センター、高齢者クラブへの支援</li> <li>介護保険制度の推進</li> <li>高齢者、障がい者福祉の充実</li> </ul>	

## 第4節 情報公開と市民サービスの向上

### 1. 情報公開と広報・広聴活動の充実

#### (現況と課題)

市民と行政が信頼関係を深め、共通の理解のもとに協働のまちづくりを推進していくためには、市の施策や計画等の行政情報について、市民への正確かつ迅速な提供と適切な開示が必要となります。

また、市民の意見・提言を適切に施策に反映させていくためには、日常的に広く市民の声を聴く体制を整えて、市民ニーズや地域情報の把握に努めることが必要です。

本市では、広報紙や市ホームページを活用し、市民への各種情報の提供に努めるとともに、情報公開制度による行政情報の適切な開示を進めています。一方、広聴活動では、自治会や各種団体から提出される要望と、市長ほっとラインや小学校区等单位で開催したタウンミーティングでの意見・提言等を通して、市民の声を把握することに努めてきました。また、平成22年4月から導入されたパブリックコメント制度により、市の施策等形成過程における市民への情報提供と意見を求める手続の整備に努めてきました。

今後とも、市民から親しまれ、必要な行政情報を迅速かつ分かりやすく提供できるよう広報紙や市ホームページの充実を図りながら、市内外への筑西市の魅力や情報の発信に努めていく必要があります。あわせて、積極的な行政情報の開示と、市民の声を幅広く聴くことができるよう機会の充実に努めることにより、市民の意見をしっかりと市政に反映していくしくみを整備して、公正で開かれた市政を推進していく必要があります。

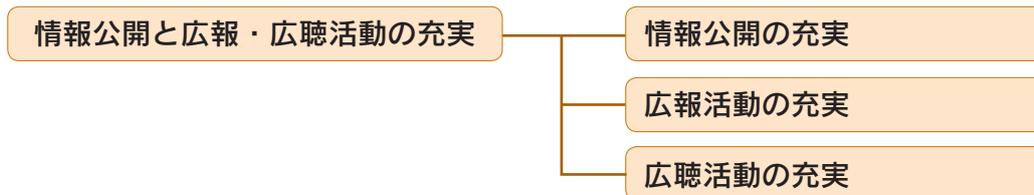
#### (計画目標)

- 市民と行政の相互理解に基づく協働のまちづくりを推進していくため、分かりやすい行政情報の提供や適切な情報公開を推進するとともに、市民の意見・提案を聴く機会の充実や市政に反映していくしくみづくりを推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市ホームページへの年間アクセス数	641,096件	720,000件
タウンミーティング開催回数	10回	10回

## (施策の体系)



施策名	施策内容	主な取り組み
1. 情報公開の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開制度の周知に努めるとともに、市民の求める情報について、個人情報保護などに留意しながら、適切な公文書の開示を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ・広報紙などによる開示請求手続の広報</li> </ul>
2. 広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活に密着した親しみやすい広報紙づくりに努めるとともに、市ホームページや携帯モバイルサイトなど、いつでも・どこでも・必要な情報を・必要な人に提供できるきめ細かな情報の発信に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙の発行、配布業務</li> <li>市ホームページによる情報発信</li> </ul>
3. 広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの陳情や要望、市長ほつとラインやタウンミーティングなどを活用して、広く市民の声を聴き、施策に生かしていただける機会の充実を図ります。</li> <li>市の施策形成にあたっては、その過程において、市民に公表し、広く市民から意見や情報を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表するパブリックコメントを実施するなど、市政に反映していくしくみづくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陳情・要望等の受付、回答業務</li> <li>市長へのはがき、手紙、メールの受付、回答業務</li> <li>タウンミーティングの開催</li> <li>パブリックコメント</li> </ul>



タウンミーティング



ピープルの写真

## 2. 市民サービスの向上

### (現況と課題)

多種・多様化している市民ニーズに対応し、さらなる窓口サービスの向上を図っていくためには、市職員の業務遂行能力や接遇能力の一層の向上を図るとともに、窓口事務の効率化、利便性の向上、本庁窓口と支所総合窓口課の連携による住民サービスの向上に努めていくことが求められています。

本市ではこれまで、新システムの導入(住基・税・福祉等)、基幹系システムの最適化により、事務処理の効率化を図ってきました。

今後は、システムの安定した運用とともに、本庁および支所総合窓口課の効率的な連携のもと、アンケートによる利用者ニーズに対応した利用しやすい窓口サービス提供などに努め、すべての窓口業務の強化と利便性のさらなる向上を図っていく必要があります。

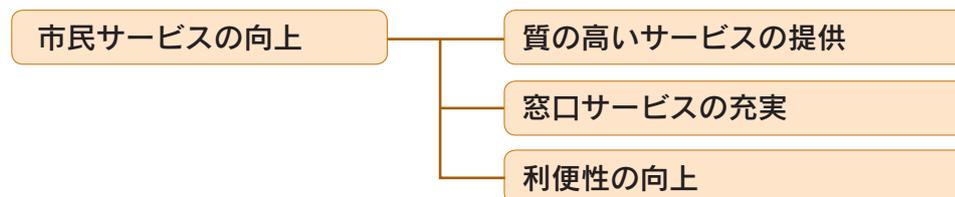
### (計画目標)

- 利用される方に窓口対応が満足していただけるよう、接遇・サービス・利便性の向上に努めます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
窓口対応マニュアルの作成と実務研修の実施	未実施	マニュアルの作成・更新と年1回の研修
窓口来庁者への満足度調査	未実施	90%

### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 質の高いサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム最適化の実施により、事務処理の効率化を図ります。</li> <li>内部研修を随時実施して窓口サービスの正確性、迅速性の向上など、多様なニーズに対応したサービスの提供に努めます。</li> <li>インターネットや携帯端末による検索増加に考慮し、広報紙・市ホームページ等によるPR内容の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口対応マニュアルの運用と接遇研修の実施</li> <li>インターネットや携帯端末の活用によるPRの充実</li> </ul>
2. 窓口サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口来庁者へのアンケートを実施し、利用しやすい窓口サービスへの反映・充実を図ります。</li> <li>利用者の待ち時間の短縮や満足度の向上に係る取り組みを実施します</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口業務所管課によるアンケートの実施</li> </ul>
3. 利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁窓口や支所機能の充実とサービスの向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支所総合窓口課との連携</li> </ul>



コミュニティビジョン（市民課）



コミュニティビジョン（明野元気館）

### 3. 消費者の支援

#### (現況と課題)

現在、国は平成21年9月、消費者が安全で安心な消費生活を営むことができる社会の実現を目指して、これまで各省庁に分散していた消費者行政を一元化するため消費者庁を発足し、消費者の目線に立った行政を始めて2年目を迎え、さらなる施策・制度等の見直しや関係法令の改正等重要な課題に直面しています。

本市では、平成17年の合併以降「筑西市消費生活センター」を拠点として、市内消費者が安全で安心な生活を営むことができるよう各種事業に取り組んできましたが、平成22年度に、センターの消費者相談員の増員、開所日の拡充を行うとともに、消費者問題啓発のための回覧板の作成、チラシの全戸配布、イベントの開催等を展開してきました。また「不用品活用センター」を拠点に、日用品の再活用を図る不用品活用事業を実施し、消費者のエコ意識啓発と環境問題に取り組んでいます。

今後は、ますます複雑・多様化している消費者問題相談に迅速に対応するため、放射能問題や食品の安全問題等や環境問題も視野に入れた幅広い内容に対応していくとともに、市民が安全で安心して暮らせる体制づくりに取り組んでいく必要があります。

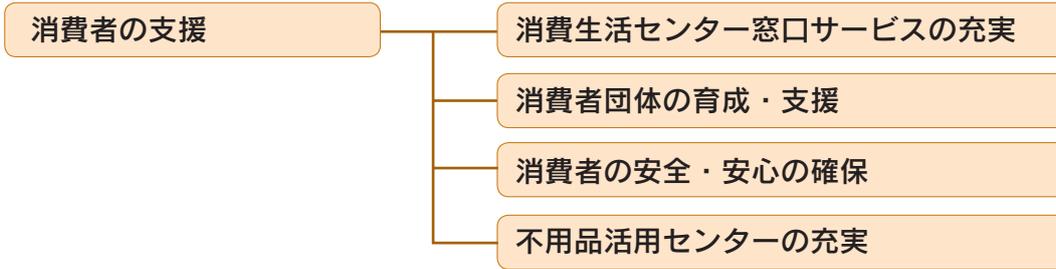
#### (計画目標)

- 消費生活センターを拠点に、関係機関と連携を図りながら各種事業を展開し、市民が安全で安心な消費生活を営むことができるような体制づくりを推進します。
- 不用品活用センターを拠点に、物を大切に作る心を養い、環境に配慮したリサイクル・リユース活動を支援していきます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
消費生活センターへの相談件数	361件	400件
消費生活センターの相談窓口開所数(週)	4日	5日
不用品活用センターの利用件数	444件	500件

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 窓口サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センターにおいて、事業者と消費者の取引で生じた苦情相談・処理など、消費者が相談しやすい体制を構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活センター開所日の拡充(週4日から5日に拡充)</li> </ul>
2. 消費者団体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者団体に補助金を交付し、消費生活に関する学習会や研修を実施し、地域の中で啓発活動やエコ意識の啓発を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習会や研修会への参加支援</li> <li>消費者展の開催</li> <li>イベントへの参加</li> </ul>
3. 消費者の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化する消費者問題に関する最新情報を提供し、市民が被害に遭わないように発信する等、市関係各課や関係機関と連携をとり、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報への掲載・チラシの配布等</li> <li>多重債務問題解決のための体制の確立</li> <li>食に関する放射能情報の提供等</li> </ul>
4. 不用品活用センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>不用品活用センターを拠点に、リサイクル・リユース活動の支援や物の大切さの啓発、エコ対策の啓発を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不用品活用センターの利用促進</li> <li>情報提供の拡充</li> </ul>



消費生活センター



不用品活用センター

## 第5節 多様な交流の促進

### 1. 市民交流の促進

#### (現況と課題)

本市ではこれまで、それぞれの地区で培われた伝統芸能を継承し、また、各種行事・イベントを実施しながら市民交流を図ってきました。

これらの行事・イベントは、市民の積極的な参加と協力により、交流の場として重要なものとなっています。また、市内外から訪れる多くの人々との交流と当市の魅力を発信(P R)する機会としても重要であり、イベント等を通じて地域の活性化を図っていくことも大いに期待されています。

一方、近年、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化が、行事等への参加や市民交流を阻む原因のひとつとなっており、こうした状況を踏まえつつより多くの交流が図られるよう工夫し、市民とともに交流促進に取り組んでいく必要があります。

今後とも、各地域の祭りや各種イベントを支援し、また、市民の求める交流活動の把握に努め、交流促進につながるメニューの開発や提案に努めていく必要があります。あわせて、イベント等で重要な役割を占めるボランティア等の育成・支援などに取り組んでいくことがますます重要となっています。

#### ■主な祭り・イベントの開催状況

1月	どんど焼き(市内各地)	だるま市(下館大町通り)
2月	辻集落火渉(辻集落センター)	
3月	関本神社太々神楽(関本神社)	
4月	湯立祭(雷神社) 明野薪能(明野公民館) 梨の花まつり(生涯学習センター)	さくら祭り(下館駅南大通り・明野公民館) 小栗内外大神宮太々神楽(小栗内外大神宮)
7月	下館祇園まつり(羽黒神社ほか) 祇園祭(関城地区)	わっしょいカーニバル
8月	灯ろう流し(勤行川河畔) 下館盆踊り大会(アルテリオ) あけのひまわりフェスティバル(宮山ふるさとふれあい公園周辺) どすこいペア(関城支所)	川島地区花火大会(鬼怒川河畔) 小貝川花火大会(小貝川河畔)
10月	下館薪能 筑西広域イベントやっぺえ(県西運動公園)	しもだてアートフェスタ(アルテリオ)
11月	しもだて商工まつり(アルテリオ) 小栗内外大神宮太々神楽(小栗内外大神宮) 鮭おかえりな祭(勤行川)	関城商工まつり(生涯学習センター) 関本神社太々神楽(関本神社)
12月	小栗判官まつり(新治小学校他)	協和商工まつり(新治小学校)

(計画目標)

- 歴史や伝統ある祭り・行事などにより、市民参加による地域イベントを引き続き実施するとともに、交流に対する市民ニーズを把握して市民交流を促進します。
- 各種地域イベントを支えるボランティア組織の育成・支援に努めます。

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地域行事・イベントの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各地域の祭り・行事・イベント等を支援し、市民がより一層の交流を持つ機会の創出に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種イベント等の支援</li> <li>● 市民交流の機会の創出</li> <li>● 市民ニーズ調査</li> </ul>
2. イベントボランティア組織の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民参加による地域イベントの一層の充実・活性化を図るため、イベントを支えるボランティア組織を育成し、その支援に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア組織育成・支援・連携</li> </ul>



マス釣り



鯉のほり祭り



鮭放流



梨の花まつり

## 2. 都市・地域間交流の推進

### (現況と課題)

本市では、市内各所で開催される行事、各種イベント等により地域の交流が進められていますが、これらのイベント等を有効に活用し、市内外からの交流を拡大して人口減少に歯止めをかけ、交流人口の増加や定住を促進し筑西市を元気にしていくためには、さらなるPR・情報発信を進めていく必要があります。

また、地域の活性化を目指して、「地域力創造アドバイザー事業」による人材育成及び組織づくりに取り組んできましたが、そこから立ち上がった地域活性化プロジェクト「ちっくタッグ」と関係機関等が連携して、「ロケ誘致・情報発信」、「特産品開発」を進めています。

さらに、二宮尊徳ゆかりの市町村が集う全国報徳研究市町村協議会と報徳サミット事業への参加を継続し、歴史・文化の面から交流が図られている一方、昭和54年に友好都市協約を結んだ岡山県高梁市とは、新たな視点に立った親交・交流に努めていくことが望まれています。

今後とも、さまざまな分野において、豊かな自然環境など本市独自の地域資源を生かした交流事業を推進し、市民レベルでの交流の活発化を促していくとともに、災害時の相互支援活動も視野において良好な交流・協力関係を築いていくことが必要です。

### (計画目標)

- 豊かな自然や魅力ある歴史、文化・芸能、各種イベント等の地域資源を活用し、関係機関や筑西市活性化プロジェクト「ちっくタッグ」等の民間団体との連携を深め、交流の推進に努めます。
- 各種イベント等に係る情報発信を積極的に実施するとともに、おもてなしを持った受け入れ体制の構築、各種イベントの充実や大会の誘致などを進め、交流人口の拡大に努めます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
北関沿線地域活性化協議会イベント回数 (PR・情報発信)	10回	12回

### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地域間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの地域性を大切にする市内外との交流を推進するほか、市民団体との連携の強化を図り、市内外へのPRの拡大に努めます。</li> <li>災害時の支援活動の地域間交流を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントのPR、参加、連携</li> <li>市民団体等との連携の強化</li> <li>北関東自動車道を通じての地域間交流の推進</li> <li>近隣市町との地域資源を生かした交流の推進</li> <li>地域間交流事業</li> <li>「報徳サミット」への参加</li> <li>災害時の支援活動の地域間交流を推進</li> </ul>
2. 友好都市交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民レベルの交流を図るために、民間団体等との連携のもと、地域性を生かした交流を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市、高梁市及び関係機関等との交流事業推進</li> <li>友好都市民間団体等との連携について、協議の推進</li> </ul>



高梁市・備中松山城

### 3. 国際交流の推進

#### (現況と課題)

交通体系・情報通信ネットワークの飛躍的な発達などにより、急速に国際化が進展し、経済から教育・文化・スポーツなど多様な分野での国際交流が活発化しています。

本市では現在、約2,000人の外国籍の人が市民と一緒に生活をしています。異なる風土・文化や価値観を持つ外国の人々との交流は、幅広い視野を持つ市民の育成や、市民と外国人の相互理解を深めるために重要です。そこで、4か国語で表記した暮らしのガイドブックを作成し、外国人に配布しているほか、市内の国際交流団体やボランティアと協働し、各種の国際交流事業を進めています。

今後とも、社会情勢の変化に即し、市民とともに多文化共生社会の実現を目指して、外国人にとっても住みやすい社会・生活環境の整備や国際化に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

#### (計画目標)

- 市内の国際交流団体やボランティアを支援し、活動の活性化を図ります。また、市民の国際理解を深めるとともに、外国人が住みやすい環境を整備するなど、多文化共生社会の実現を目指した国際化の推進に市民と協働して取り組んでいきます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
国際交流事業の市民を含めた参加者数	4,500人	5,000人

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 国際化に対応した環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流を推進する民間組織の中心となる筑西市国際交流連絡協議会の活動を支援するとともに、市民ボランティアや関係機関・団体との連携のもとで国際交流推進体制の整備を図ります。</li> <li>在住外国人を対象に、生活ガイドブックの配布を行うほか、公共施設における案内板には言語にとらわれない誰もが理解できる標記を用いるなど、外国人が住みやすい環境づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑西市国際交流連絡協議会補助の実施</li> <li>外国人のための無料弁護士相談の開催</li> <li>生活ガイドブックの活用</li> </ul>
2. 交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流団体やボランティアと連携しながら、在住外国人のための日本語教室等の充実を図るとともに、受講した外国人と市民とが語学を通じた交流を推進します。</li> <li>市民が外国の文化や習慣などの理解を深めるために、国際交流団体やボランティアと連携しながら、市民と在住外国人との交流の場として、国際交流事業を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人のための日本語教室の開催</li> <li>各種国際交流イベントの開催</li> </ul>



お花見国際交流

## 第6節 効率的な行財政運営の推進

### 1. 効率的な行財政運営の推進

#### (現況と課題)

本市の財政状況は、行政改革への取り組み等により、合併当初の危機的状況は脱したものの、長引く景気低迷等により社会情勢は安定せず、雇用の不安、税収の鈍化など、厳しい状況が続いています。このような中、失業者対策、少子高齢化対策、住民要望への対応など、自治体に求められる課題は、年々、多様化・高度化する傾向にあり、社会保障費などの関係経費の増大は、市の財政を圧迫する要因の1つになっています。さらに、国が進める地方分権改革に伴う事務の権限移譲は、自治体に対して、さらなる事務量と事務経費の負担を強いる状況となっています。平成22年度の経常収支比率<sup>※</sup>は84.7%と弾力性を失いつつある状態となっており、財政力指数<sup>※</sup>は0.73と類似団体<sup>※</sup>と同程度となっています。また、東日本大地震による公共施設等災害復旧事業の影響から、財政調整基金が減少するなど、厳しい状況におかれています。

これら状況を踏まえ、将来的にも安定した筑西市を構築するには、行財政基盤の強化を図るとともに、合併による有利な財政措置が平成27年度から段階的な縮減期間に入るなど、財政支援の減少を見据え、以前にも増した効率的な行財政運営や、市民とともに効率的な行財政の運営を推進していくことが必要となっています。

本市では、平成22年3月に「第2次行政改革大綱」・「行政改革アクションプラン」を作成し、持続可能な筑西市を構築するため、財政縮減のみにとどまらず、同時に市民サービスの維持・向上を目指す「量から質の行革への転換」による行政改革を推進しています。さらには、行政サービスを効果的に進めることが求められていることから、各種申請・届出、諸証明発行の電子申請化を推進していきます。

今後とも、行政評価による事務事業の見直しを踏まえ、経費削減に継続的に取り組むとともに、多様な財源の確保に努め、効率的で柔軟な組織体制を構築していく必要があります。

#### ■ 経常収支比率

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	類似団体平均 (平成21年度)
99.8	92.1	92.5	91.3	84.7	87.8

#### ■ 財政力指数

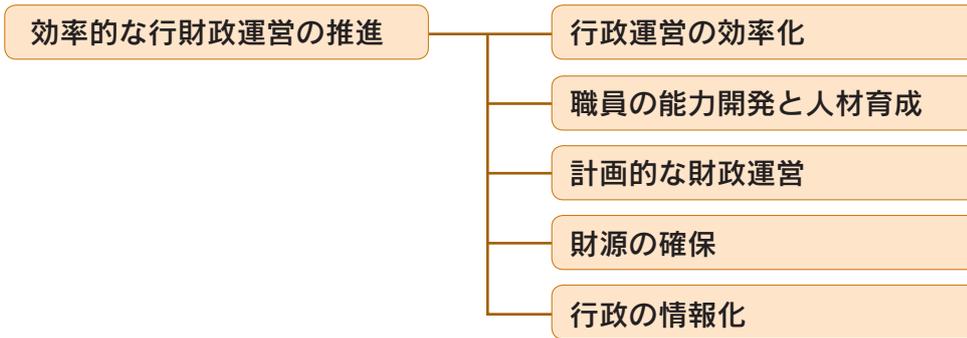
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	類似団体平均 (平成21年度)
0.70	0.74	0.78	0.77	0.73	0.74

- ※ 経常収支比率：歳出のうち人件費や公債費(借金の返済額)など経常的な支出に、市税など経常的収入がどの程度充当されているかを示す数値。市は80%を超えると財政構造の弾力化が失われつつあるといわれる。
- ※ 財政力指数：地方公共団体の財政力の強弱を示す数値として用いられる。財政力指数が1.0に近く(より大きく)なるほど財源に余裕があるといわれる。
- ※ 類似団体：全国の市町村のうち、人口、産業構造等が類似している市町村。本市はⅢ-0に位置付けられ、秋田県横手市、栃木県鹿沼市、静岡県掛川市などが指定されている。

**(計画目標)**

- 効率的な行政運営、かつ、質の高い行政サービスの実現を図るため、限られた資源を最大限に活用し、行政評価の成果等を踏まえ、安定した財政基盤の確立に努めます。あわせて、これらを効率的に進めるため行政の情報化と行政改革、公共施設等の適正配置と効率的な運営を推進します。
- 市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織・機構の見直しを継続的に行い、職員の適正配置、資質向上など適切な人事管理等を推進します。

**(施策の体系)**



**(基本計画)**

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 行政運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価の充実により行政の透明性の確保や効率的な行政運営に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価の推進</li> <li>効率的な行政運営</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約事務を適正に執行し、透明性と公平性の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法や建設業法等法令の順守</li> <li>国・県・近隣市町村等との連絡調整</li> <li>健全な入札契約制度の確立推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価による施策の適切な見直しと、行財政改革を継続します。</li> <li>行政経営システムの構築、民間活力の導入、広域的な運営等により効率的な行政運営を目指します。</li> <li>公共施設等の適正配置と効率的な運営を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の適切な見直しと行政改革の推進</li> <li>行政経営システムの構築</li> <li>民間活力の導入</li> <li>施設等の適正配置</li> <li>簡素で効率的な施設運営の推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「定員適正化計画」を見直し、新たな指針に基づき職員の適正管理・配置を進めていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の適正管理・配置</li> </ul>

施策名	施策内容	主な取り組み
2. 職員の能力開発と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成基本方針に基づき、職員研修等を積極的に行い、職員の資質の向上と能力開発を効果的に推進します。</li> <li>職員の適性や経験などを生かした人員配置、能力・実績主義に基づく給与制度の運用などにより職員のやる気を引き出し、行政能力の開発・向上に努めます。</li> <li>職員の資質向上を図り、高度な市民サービスの提供と事務の効率化を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成基本方針に基づく、職員研修等の実施</li> </ul>
3. 計画的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価による事務事業の見直しや実施計画による事務事業の選択を実施し、それらと連動した予算編成により効果的・効率的な活用を図り、適正な財政運営を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価・実施計画・予算の連携強化</li> <li>中・長期的な財政収支の見通しによる、健全で持続可能な財政構造の確立</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業、病院事業、公共下水道事業等の経営の健全化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営企業や事業特別会計について、効率的な事業の運営に努め、財政健全化を推進</li> </ul>
4. 財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県からの財源の確保や地域経済の活性化による税収の増加を図り、安定した財政基盤の確立に努めます。</li> <li>多様な収入の確保として、広告料収入等の増加を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財源の確保・安定した財政基盤の確立</li> <li>多様な収入の確保</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者の利便性確保及び収納率向上に資するため、市税納付環境の整備・拡充を図り、もって、財源確保の一翼を担います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関や市役所等での納付場所以外の方法の導入</li> <li>①コンビニ収納</li> <li>②コールセンターの導入</li> <li>③クレジットカード収納</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>未回収貸付金の回収を進めます</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付者に対し、償還の理解を求め、回収額の増を図る。</li> </ul>
5. 行政の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種申請・届出、諸証明発行の電子申請化を推進し行政サービスの向上を図ります。</li> <li>行政事務の高度化と効率化を図るため、内部情報システムの充実に推進します。</li> <li>個人情報の保護及び情報資産の保護のため情報セキュリティの徹底を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種申請・届出、諸証明の電子化を推進</li> <li>内部情報システムの充実</li> <li>システム制御及び職員研修の充実によるセキュリティの強化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報を市民に公表することで、市民との信頼を構築し、市民協働の自治体づくりを推進します。また、市民要望を的確に把握することで効率的な行政運営を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報公表の推進</li> </ul>

## 2. 広域行政の推進

### (現況と課題)

近年の交通・情報網の発達や経済活動の進展を背景にして、住民の日常生活圏は行政区域を越えて拡大しています。また、市民ニーズも年々多様化、高度化してきており、広域的な連携が重要になってきています。

本市ではこれまで、近隣自治体と一部事務組合を設置して、ごみ・し尿・消防などの共同処理を実施するとともに、公共公益施設の相互利用やスポーツ施設の広域利用を進めてきました。

今後とも、地域の特性を生かしながら、これまで以上に周辺自治体との協力体制の推進を図り、共同処理による実施が望ましい事務については、関係自治体との連携と調整を図りながら、適正な広域行政を推進していく必要があります。

### 共同事務処理一覧

名称	構成市町村等	共同処理事務
茨城県市町村総合事務組合	県内全市町村	退職手当、消防賞じゅつ金、交通共済 消防災害補償、非常勤公務災害
茨城租税債権管理機構	県内全市町村	滞納処分等
筑西広域市町村圏事務組合	筑西市・結城市・桜川市	広域圏、火葬場、消防、し尿、ごみ ふるさと市町村圏 県西総合公園、職業訓練センター 温浴施設、小児救急医療、病院 群輪番制事業
下妻地方広域事務組合	筑西市・下妻市・常総市・ 八千代町	ごみ処理施設等の周辺環境整備 し尿、温浴施設
県西総合病院組合	筑西市・桜川市	病院
筑西市等公平委員会※	筑西市 筑西広域市町村圏事務組合	

※は共同設置、それ以外は一部事務組合

### (計画目標)

- 生活圏の広がりに対応したまちづくりや行政サービス水準の向上を図るため、近隣自治体との広域連携を進める。
- 公共施設の広域利用を推進するとともに、共同処理事務の効率的な運営に向けて一部事務組合等との連携の強化を図ります。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
県西地域総合振興協議会の関係自治体連携による広域的プロジェクト等の県への要望件数	12件/年	14件/年

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 広域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体との連携を図り、共同処理事務の効率的な運営をさらに進めます。</li> <li>広域的プロジェクトや幹線道路の整備、河川改修など、関係自治体との連携と協調を図り、要望活動を行います。</li> <li>公共施設の広域利用を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部事務組合参画</li> <li>筑西地方拠点都市地域整備推進協議会参画</li> <li>県西地域総合振興協議会参画</li> <li>施設の相互利用</li> </ul>
2. 個性的な圏域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体との連携を深め、スポーツ・芸術文化などのソフト事業に取り組み活力ある圏域づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部事務組合、関係自治体の連携によるソフト事業の取組の推進</li> </ul>



筑西広域市町村圏事務組合



遊湯館プール

## 第2章

## 豊かさを育む産業と観光のまちづくり

## 第1節

## 地域資源を活かした交流型産業の創出と観光の振興

## 第2章

## 豊かさを育む産業と観光のまちづくり

## 1. 交流型産業の創出

## (現況と課題)

里山や河川・田園などの豊かな自然環境と景観、多くの歴史的資源や街並み、脈々と継承される祭りや伝統文化、豊かな農産物、伝統に根ざした特色ある産業などは、市民の誇りや愛着を育み、暮らしや生活文化の礎を築いてきた大切な資源です。

本市ではこれまで、こうした地域資源や環境を基盤として、人と人、人と自然など多様な交流を育みながら、イベントの開催や産業振興に向けた活動を推進してきました。

一方、自然環境や地球温暖化など環境問題への認識の高まり、量から質への意識の転換、地産地消や自給自足型生活様式の志向などを背景に、食を支える農業への関心が高まり、都市と農村との交流が盛んに行われています。全国でも有数の農業都市である本市においては、これまでに蓄積された地域資源を基本に新たな交流を育み、地域の豊かさを実感できるしごと・産業づくりに市民みんなで知恵と工夫をこらして取り組んでいくことが期待されます。

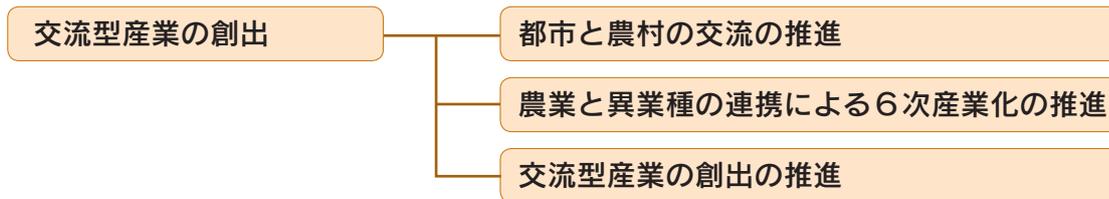
今後は、自然環境や景観、伝統文化などに加え、「農」の環境を新たな交流・発展の基盤として最大限に活用し、農業・農産物と自然・歴史観光の連携、農業と工業・商業など異業種との連携による特産品の加工・販売など6次産業化を推進するとともに、農業体験や独自のグリーンツーリズム<sup>※</sup>を推進し、筑西市ならではの交流型産業の創出に戦略的に取り組んでいく必要があります。

## (計画目標)

- 都市と農村の交流の促進、体験・観光型農業の推進、観光事業と連携した特産物のPRや販路拡大、異業種と連携による6次産業化の推進など、本市“農”の環境を最大限に生かし、新たな交流により活力を育む交流型産業の創出を図ります。

※グリーンツーリズム：農村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 都市と農村の交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>北つくば農業協同組合等との連携により、本市の“農”を体験し学ぶ機会の充実を図ります。</li> <li>豊かな自然・田園の生活環境を満喫できる本市独自の都市と農村の交流の拡大を図り、魅力と活力の創造に地域ぐるみで取り組んでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業体験、地域の食の体験ツアーの実施</li> <li>市民農園の整備</li> <li>インストラクターの育成</li> <li>農村と都市の交流事業</li> <li>グリーンツーリズムの推進</li> </ul>
2. 農業と異業種の連携による6次産業化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>6次産業化を推進するため、異業種と連携を密にして、本市の豊かな農業・農産物を軸に、地域に根ざした新たな産業を創出していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物の加工、PR・販路の拡大</li> <li>郷土の“食”や農業を体験できる観光の拠点づくり</li> <li>新たな農産物加工品・名産品の開発</li> <li>イベントへの参加</li> </ul>
3. 交流型産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑西市農業支援センターを拠点として、交流型産業の創出を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物・名産品の紹介、販売</li> <li>観光施設等の案内</li> <li>農業体験やグリーンツーリズム等の情報提供</li> </ul>



蔵前小学校での交流の様子

## 2. 観光の振興

### (現況と課題)

近年の観光趣向は、自分の足で歩き、体験し、食や郷土品あるいは街並み・祭りなどその土地独自の楽しみを求めるといったスタイルに変化しています。本市は、鬼怒川・小貝川・勤行川などの河川や自然環境を背景に、城跡などの多くの史跡や、城下の繁栄を偲ばせる蔵造りの残る街並み、郷土ゆかりの陶芸家・洋画家の作品を展示した「しもだて美術館」などの観光資源を有し、下館祇園まつりをはじめ、下館盆踊り大会・あけのひまわりフェスティバル・どすこいペア・小栗判官まつりなど、地域資源を生かした多彩なイベントが開催されています。

本市ではこれまで、「筑西市観光マップ」の配布をはじめ、ホームページや各種雑誌等への観光情報の掲載などによるPRを推進してきました。また、「JR等と連携した「駅からハイキング」や真岡鐵道SLや勤行川の鮭の遡上のPRにより、筑西市のイメージアップや観光客誘致に努めてきました。

さらに、市民活動グループである筑西市活性化プロジェクト「ちつくタッグ」と連携して「ロケ誘致」や「ロケ地登録」、これとあわせた「特産品開発」に取り組んでいます。

今後は、さまざまな市民活動との連携やさまざまなメディアを活用した旬の情報の発信などによる効果的なPR活動を推進するとともに、新たな観光資源の開発に努め、地域の活性化及び交流人口(集客)の増加を図っていくことが期待されます。また、「あぐりパーク筑西」などの拠点施設を中心に、本市の特産である農産物を生かした新たな着地型観光の開拓に努めていく必要があります。

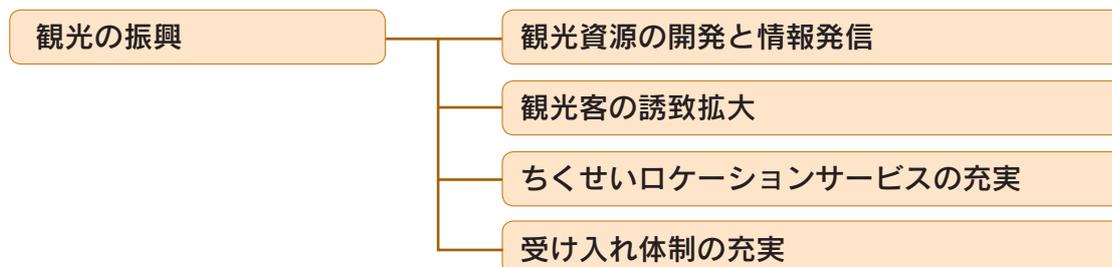
### (計画目標)

- 地域の自然・歴史・文化にさらに磨きをかけ、個性と魅力ある観光資源の開発とネットワーク化・広域化を推進するとともに、観光客を受け入れる“もてなし”の環境づくりに積極的に取り組み、本市の知名度アップ、イメージアップにつなげていきます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
観光客数(年間)	466,500人	500,000人

### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 観光資源の開発と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の伝統行事やイベントの一層の充実とPRなどにより、本市のイメージアップを図るとともに、地場産品を生かした観光事業の開拓に努めます。</li> <li>パンフレットやホームページ等により、各種イベントのほか、本市固有の自然、歴史、文化的資源などの観光情報を市内外に広く発信していきます。</li> <li>これまでの観光資源に加え、ちくせいロケーションサービスの設置によりロケ誘致を積極的に行い、新たな観光資源としてHPなど各種情報媒体を活用して戦略的な情報発信を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光資源開発事業</li> <li>戦略的なPRの推進</li> <li>ホームページを生かした情報発信の充実</li> <li>イメージアップ事業</li> <li>マスコットキャラクター事業</li> <li>ちくせータッグ等と連携したロケ誘致による観光特産品開発と商業振興情報発信</li> </ul>
2. 観光客の誘致拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>各担当課、観光協会、商工会議所、商工会、観光事業者との連携のもと、多彩な観光メニューの充実やPRを強化し、観光客の誘致拡大を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他産業との連携体制の確立</li> <li>SL運行事業</li> <li>観光客誘致拡大事業</li> </ul>
3. ちくせいロケーションサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロケ地の問合せによる対応の充実や、観光事業者等との連携により、ロケ誘致や特産品、歴史、観光、食、文化など地域資源のPRに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光事業者、特産品取扱い店との連携</li> <li>ロケーションサービス事業</li> <li>市内のロケ地候補地の発掘</li> </ul>
4. 受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>蔵造りや旧家等の伝統的な建築物や街並みの保存・修景に努め、観光客を迎える魅力ある都市景観の創出に努めます。</li> <li>観光拠点や施設の環境整備をはじめ、ネットワーク化、独自の観光ルートの開発、観光ボランティアガイドの育成など、訪れる人を地域全体で受け入れ、もてなす環境づくりを推進し、リピート率の向上を図ります。</li> <li>「わざわざいきたいまち:ちくせい」をキャッチフレーズにちくせータッグと連携を図り、筑西ブランドを構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内受け入れ先の充実</li> <li>地域資源に詳しい観光案内・マップの作成</li> <li>観光事業者、特産品取扱い店との連携</li> <li>ちくせータッグとの連携強化</li> <li>観光ボランティアガイド協会の拡充、支援</li> </ul>

## 第2節 魅力と個性のある農業の振興

### 1. 農業の振興

#### (現況と課題)

本市は、平坦で広大な農地と肥沃な土壌・水利の便に恵まれ、稲作と野菜を中心とした都市近郊型農業が営まれ、全国有数の生産量を誇るこだますいかやナシをはじめ、いちごや花きの栽培など、多彩な農業が展開されています。

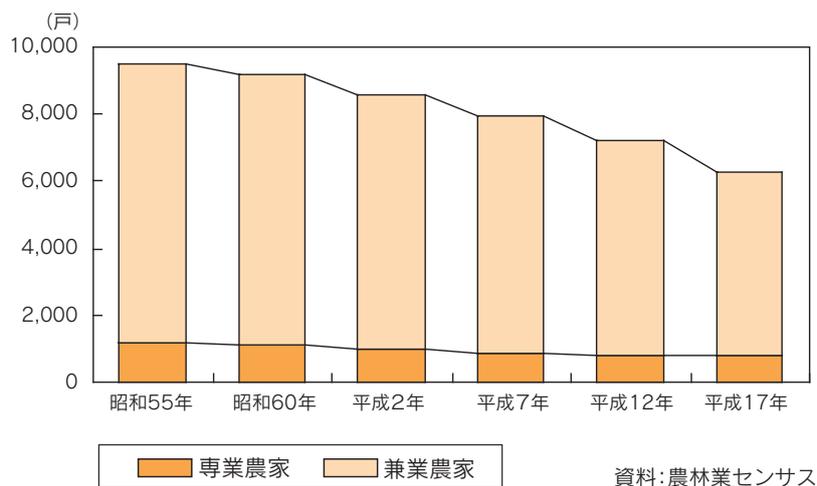
本市ではこれまで、ほ場整備をはじめとする農業生産基盤や施設整備、認定農業者や生産組織の育成、農地パトロールによる耕作放棄地の解消や違反転用の防止等、農村の生活基盤の整備に取り組んできました。

一方、人口の減少・少子高齢化・厳しい社会経済状況を背景に、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、本市においても農家数の減少、農業従事者の高齢化、後継者不足などの問題が顕在化しています。また、消費者の農産物に対する安全・安心志向は高まっており、安全・安心な農産物が求められています。

今後とも、本市固有の水と緑の自然環境を背景とする魅力と活力ある基幹産業として、生産環境の維持・向上を図るとともに、耕作放棄地の解消や違反転用の防止など優良農地の保全・整備に努めていく必要があります。

また、減農薬・減化学肥料栽培による安全・安心な農産物の供給、異業種との連携や新技術の導入による農業の6次産業化の推進や農産物・加工品のブランド化や販路の拡大、「農」の環境を生かした都市と農村の交流の拡大など、時代のニーズに対応した地域ぐるみの活力ある農業に取り組んでいく必要があります。

#### ■農家数の推移



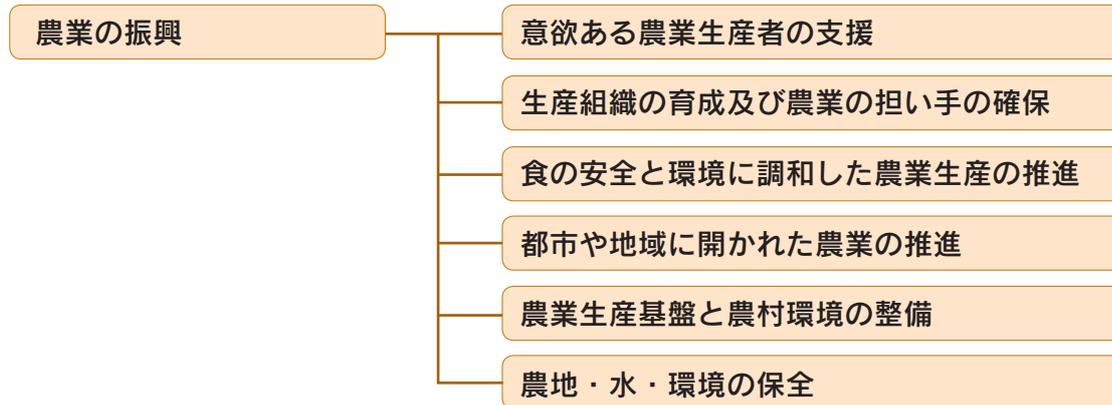
#### (計画目標)

- 首都圏の食料供給基地としての役割を保持・強化していくとともに、意欲ある農業生産者への支援と農業担い手の確保・育成、安全・安心で高品質な農畜産物生産の意識啓発、環境にやさしい循環型農業の実践など、新しい時代にふさわしい活力と創造性に満ちた農業を推進します。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年度)
認定農業者数	598人	650人
エコファーマー数	471人	500人

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 意欲ある農業生産者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者戸別所得補償制度の円滑な推進と「特別栽培米」<sup>(※1)</sup>の生産を支援します。</li> <li>生産性の高い水田農業を実現するため、麦・大豆の栽培技術の向上、低コスト生産技術の普及・向上を図ります。</li> <li>消費者ニーズに即した、競争力のある都市近郊園芸産地を育成するとともに、新たな栽培技術の導入に取り組みます。</li> <li>経営規模の拡大を志向する農家と集約的経営を行う農家の土地利用の役割分担を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業再生協議会への支援</li> <li>転作地の団地化及びブロックローテーションの普及拡大</li> <li>生産調整の円滑な実施</li> <li>有機栽培米及び特別栽培米の生産推進</li> <li>栽培講習会の開催</li> <li>不耕起栽培の普及・拡大</li> <li>農産物のブランド化</li> <li>栽培履歴の記帳推進</li> <li>新たな品種の導入</li> <li>利用権設定の推進</li> </ul>
2. 生産組織の育成及び農業の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者、集落営農等農業の担い手に対し、法人化に向け支援します。</li> <li>安定した農業経営の確立のため、女性の経営参画を支援します。</li> <li>農業の活性化を図るため、6次産業化の取り組みを支援します。</li> <li>新規就農者や新規参入者に対して、関係機関と連携した支援を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会等の開催</li> <li>個別指導の実施</li> <li>女性起業家の育成</li> <li>家族経営協定締結の推進</li> <li>加工品の開発</li> <li>新たな販路開拓</li> <li>就農相談の実施</li> <li>就農資金借入手続支援</li> </ul>

施策名	施策内容	主な取り組み
3. 食の安全と環境に調和した農業生産の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学肥料や農薬の適切な使用に努め、環境にやさしい農業を推進します。</li> <li>畜産農家と耕種の連携を強化して、堆肥の流通促進を図ります。</li> <li>消費者の安全・安心志向の高まりにこたえるため、安全で安心な農畜産物の生産への取り組みを支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入計画策定支援の実施</li> <li>エコファーマーの(※2)育成</li> <li>支援事業制度の普及・啓発</li> <li>良質な堆肥生産の促進</li> <li>堆肥成分検査の実施</li> <li>堆肥情報の発信</li> <li>生産履歴記帳の啓発・指導</li> <li>トレーサビリティシステム(※3)の普及・拡大</li> <li>GAP(※4)の説明会の開催、普及推進</li> </ul>
4. 都市や地域に開かれた農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業支援センターを拠点として、都市住民とのふれあいの機会・場の充実を図ります。</li> <li>施設園芸を中心として収益性の高い作物の導入・普及に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民農園の整備</li> <li>農業体験機会の拡大</li> <li>新たな栽培技術の導入、普及拡大</li> <li>新作物・新品種の導入推進</li> </ul>
5. 農業生産基盤と農村環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的で安定的な農業経営を図るため、農地の集積を促進します。</li> <li>地域の創造力を生かす目的で策定したむらづくり計画に基づいて、個性的で魅力ある農業環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場整備、農道・排水路の整備</li> <li>水田の汎用化、大区画化の推進</li> <li>農村の生活環境の整備促進</li> <li>江ざらいの実施</li> </ul>
6. 農地・水・環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地・水・農村環境の保全・向上を図るとともに、自然環境保持機能の維持増進、施設の長寿命化への取り組みを支援します。</li> <li>農業経営基盤強化促進法に基づき、経営規模の拡大を促進します。</li> <li>遊休農地(耕作放棄地)の解消、違反転用等の発生防止に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水路等の改修</li> <li>利用権設定の推進による農地の集団化</li> <li>農地パトロールの実施</li> <li>農地利用状況調査の実施</li> </ul>

※1 特別栽培米 : 栽培等に国の基準をもって米づくりを行い販売していこうとしている米

※2 エコファーマー : 化学肥料・農薬の低減や土づくりを一体的に取り組み、生産方式の導入計画を提出し都道府県知事の認定を受けた農家や法人

※3 トレーサビリティ : 食卓にのぼる農産物や畜産物がどこで、誰に、どのように生産されたかなど、生産・流通履歴を消費者の誰もが検索できるシステム

※4 GAP : 農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)とは、法令等で定められている点検項目を定め、生産活動の各工程を正確に実施、記録、点検及び評価を繰り返し行う改善活動

## 第3節 にぎわいを生む魅力ある商業の振興

### 1. 商業の振興

#### (現況と課題)

本市の商業は、近隣のつくば市、宇都宮市等の郊外型大型商業施設への消費者の流出、地元大型店舗との競合、少子超高齢社会の進展・事業者の高齢化そしてそれに伴う後継者難、商店街の空洞化等多くの課題があり商業者を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

本市ではこれまで、各種イベント等の開催や消費の内需拡大を図るために、プレミアム商品券の発行等により商業の活性化に取り組んできましたが、継続的な活性化が図れていないのが現状です。また旧3町商工会が合併し、地域を越えた商業の活性化に取り組んでいるものの、商店街の活力低下はいなめない状況です。一方、下館商店連合会が中心となった「大感謝祭」の開催など、市内全域で団体が垣根を越えて自主的に取り組む姿勢も生まれており、行政にたよらない事業展開は、今後の商工振興を推進するうえで大変心強い取り組みであるといえます。

今後は、商業振興に向けた基本的指針と長期的な改善策を構築し、具体的で実現性の高い事業に取り組んでいく必要があります。また下館駅前の中心市街地活性化に向けて、駅前駐車場の継続的な維持・管理・運営を図るとともに、大規模商業施設の整備のあり方についても検討していくことが必要です。

#### (計画目標)

- 明日の筑西市を担う元気な商業者の育成と、住民に愛される活力ある商店づくりを目指します。
- 筑西市ならではの商業環境を創りだし、筑西市に来たくなる魅力ある事業展開と情報発信を図ります。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市内商店数	1,297店	1,310店
従業員数	7,606人	7,682人
年間商品販売額	226,500百万円	228,760百万円

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 筑西市商業振興基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑西市の商工業の方向性を示した基本計画・実施計画を作成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店の現況調査に基づく計画の作成</li> </ul>
2. 商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種イベントやお祭り等を通して商店街全体での「もてなし」の意識の醸成と環境づくりに取り組み、消費者ニーズに対応した魅力ある商業地、誰もが安全・安心に過ごせる地域交流の場として商店街の賑わいづくりを推進します。</li> <li>交通結節点としての機能を生かし、水戸線・常総線・真岡線の乗降駅前商店街の活性化を図ります。</li> <li>中心市街地活性化のために駅前駐車場の一層の利活用を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントの開催及び支援</li> <li>商店の特色を生かした商店街づくりの推進</li> <li>水戸線・常総線・真岡線駅前商店街の活性化</li> <li>駅前駐車場の維持・管理・運営と一層の利活用の促進</li> <li>駅前駐車場の指定管理者制度の導入検討</li> </ul>
3. 地場産業、特産品の開発・育成と販路拡大の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に根付いている産業、特産品の掘り起こしや新商品開発などの育成・支援を図り、販路の拡大を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場産業の支援</li> <li>新商品開発支援</li> <li>観光協会との連携と協力による販路の拡大</li> </ul>
4. 地域の特性を生かした商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に密着したサービスの充実や福祉との連携、地域の農産物を活用した“食”の提供など、地区での日常の生活やいきいきとした交流を支える拠点として地域の特性に応じた商業・商店街の振興を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性を再認識</li> <li>商店者と協働した地域の特性を生かした施策の展開</li> </ul>
5. 商業者の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所、商工会等との連携のもと、商店の経営近代化・合理化のための指導や融資制度の活用促進、研修会や経営相談の充実など、商業者への支援体制の強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治金融融資あつせん</li> <li>保証料補給</li> <li>商工会議所、商工会、各種団体への補助</li> <li>商業団体への支援</li> </ul>
6. 大型商業施設の立地検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な交通体系の整備や市民の消費行動の動向を見据え、周辺環境との調和に配慮しながら、大型商業施設の整備について検討を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型商業施設の整備についての検討</li> </ul>

## 第4節 持続的成長が可能な工業の振興

### 1. 中小企業の振興

#### (現況と課題)

本市の総事業所数は5,396件で(平成19年 商業統計調査より)3年前の、5,458件と比較すると62件の減となっており、経済危機の影響と景気低迷の長期化により、事業所の廃業等が増加しています。また、東日本大震災による消費の冷え込みや景気の先行きに対する不透明感は、企業業績の回復を鈍化させる恐れを残すことになり、更に厳しい経営環境となっています。

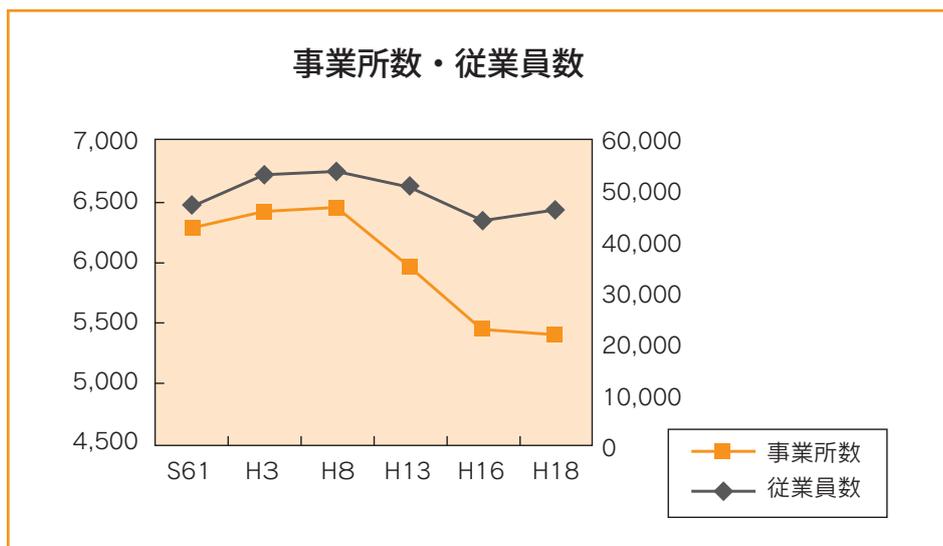
本市では、中小企業者の総合的な振興を図るため、商工会議所・商工会と連携を図り、国・県の各種制度の情報提供やあっせん、さらに市の内需拡大を推進するために住宅リフォームの助成やイベントの開催等事業者の支援に取り組んできました。

また中小企業金融対策では、経営の安定と発展のため事業資金の融資あっせんや信用保証料の補給、金融機関への預託等、市内中小企業者への融資が円滑に図られるよう支援してきました。

雇用については、県やハローワーク筑西等と連携を取りながら、情報提供や市の施策である労働者貸付保証料補給等により労働者の生活の安定と向上に努めてきました。

今後も長引く不況や震災の影響等による中小企業者を取り巻く環境は、非常に厳しく不安定な状況であり、経営の安定が一番の課題となっています。市としては、現状を把握し状況に応じた施策が必要であり、資金融資対策やさらに二重債務問題改善等、資金調達環境や経営安定のための施策の拡充が求められています。また“いばらき産業大県創造基金支援基金”等を活用し、中小企業の新事業の取組の支援や市の経済産業の活性化を積極的に図っていく必要があります。

#### ■事業所数・従業員数の推移



(資料:事業所・企業統計調査)

(計画目標)

- 経済社会環境の変化をしっかりと捉え、中小企業へのきめ細かな支援、関係機関と密なる連携を図り地域に有効な施策事業を展開し、経営基盤の安定と持続的な成長を図り雇用の創出に努めます。

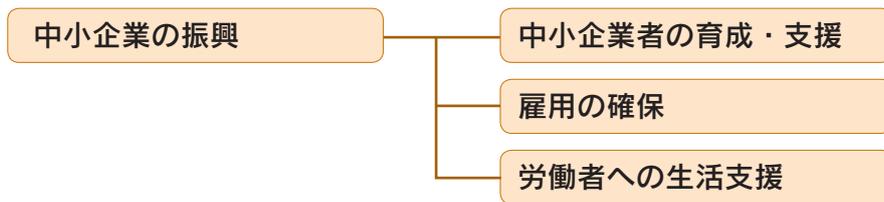
(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市内総事業所数(農林・公務除く)	5,396(5,328)か所	5,400か所
総従業員数(農林・公務除く)	46,298(44,642)人	47,000人

※市内総事業所数:事業所・企業統計調査 平成18年10月1日現在  
 ※総従業員数 :事業所・企業統計調査 平成18年10月1日現在

※1.中小企業者の定義(中小企業基本法第2条)		
製造業・その他の業種	従業員規模 300人以下又は資本金規模 3億円以下	
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 中小企業者の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治金融の保証料補給、事業資金のあっせん等中小企業への支援を図り、経営の安定化を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実情にあった融資制度の見直し</li> <li>中小企業者への情報提供</li> </ul>
2. 雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、ハローワーク筑西等と連携を図り、地元中小企業への雇用に創出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の雇用対策への協力</li> <li>ハローワーク筑西との連携による雇用の確保</li> <li>情報の収集と提供</li> </ul>
3. 労働者への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者貸付事業により、労働者の生活資金等の支援を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合のない市内労働者に対する保証料の補給</li> </ul>

## 2. 工業の振興

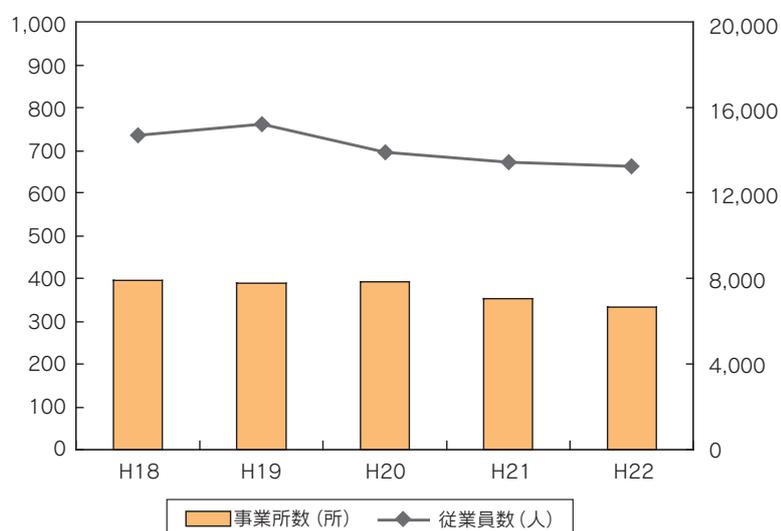
### (現況と課題)

本市には、玉戸、下館第一、下館第二、関館、つくば関城、つくば明野、つくば明野北部の7か所の工業団地が整備されており、県西地域の工業の中心地となっています。また、市内の工業事業所は、金属・プラスチック・機械・食品などの製造業が主体で、平成22年で335事業所、従業者数は13,243人、製造品出荷額等は約4,786億円となっていますが、近年は景気低迷の影響を受け漸減の傾向にあり、活力の維持が大きな課題となっています。

本市ではこれまで、工業団地への優良企業の立地を促進するとともに、既存企業の高度化や環境対策に関する指導、雇用の確保に努めてきました。

今後とも、地域の活力を支える魅力ある雇用の場として、優良企業の誘致や既存企業への支援体制の充実を図るとともに、市街地における住工混在の解消や豊かな自然・田園環境との調和を図りながら、地域と融和した持続的な工業振興を図っていく必要があります。

### ■ 事務所・従業員数の推移



	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)
平成18年	396	14,678
平成19年	389	15,219
平成20年	393	13,888
平成21年	353	13,400
平成22年	335	13,243

資料:工業統計調査

### (計画目標)

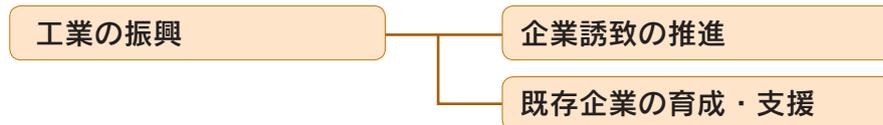
- 本市固有の自然・田園環境との調和、地球環境への影響等に配慮しつつ、工業団地への優良企業の誘致を図るとともに、既存企業の技術力の向上・高度化、付加価値の高い製品製造の促進など、企業体質の強化や経営の近代化を図り、持続的な成長と雇用の創出に努めます。

## (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
事業所数(製造業)	335か所	350か所
工業就業者数(製造業)	13,243人	13,500人

- ※事業所数 : 工業統計調査(従業員4人以上)の製造業数  
 ※工業就業者数: 工業統計調査(従業員4人以上)製造業の就業者数

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>つくば研究学園都市に隣接する環境を生かした研究開発や流通関連企業の誘致など、周辺環境に配慮した工業団地への企業立地を促進します。</li> <li>企業誘致により、人口の定着化、地域の活性化を図ります。</li> <li>緑地率の緩和措置による土地の有効活用を図り、企業進出を促進します。</li> <li>企業立地を促進するため、奨励措置を講じ、産業振興及び雇用機会の拡大を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県工業団地企業立地促進協議会等への参画</li> <li>企業誘致のための情報発信・収集</li> <li>企業誘致の推進</li> <li>つくば関城工業団地への企業誘致(2区画)</li> <li>工場立地法で定める緑地面積率の緩和措置</li> <li>新設・増設企業への奨励金交付</li> </ul>
2. 既存企業の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存企業へのフォローアップの充実により、企業の地元への定着化や育成を支援していきます。</li> <li>大学との連携による新製品開発、農業との連携による食品産業の振興、地域共生型事業への展開などを支援し、既存企業の高度化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業フォローアップの充実</li> <li>工業団地施設の適正な維持管理</li> <li>情報提供</li> <li>融資制度の周知</li> <li>商工会議所・商工会等との連携による経営支援</li> </ul>

第3章

# 健やかに安心して暮らせるまちづくり

## 第1節 健康づくりの推進

### 1. 健康づくりの推進

#### (現況と課題)

少子高齢化が進み、核家族、独居老人などが増えてきました。地域の中での孤立化を防ぎ、市民の誰もが健康で安全に暮らせるまちづくりを目指した事業の取り組みが大切になってきています。

本市では、ライフステージに合わせた「次世代育成支援行動計画」及び「健康増進計画」や「食育推進計画」、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、関係機関との連携のもと、健康づくりに関するさまざまな事業を進めてきました。

一方、近年は“子どもの虐待”や“心の病”が増えていることから、新たに虐待を未然に防ぐ対策や発達障害者(児)・精神障害者への支援及び自殺対策の推進に取り組んでいます。

市民一人ひとりが自分の健康を意識して、積極的に健診を受け、疾病予防を心がけ、安心して暮らせるよう、妊婦健診・乳幼児健診・特定健診・がん検診の受診率の向上に努めています。また、感染症については予防接種法に基づき、乳幼児・小中学生、高齢者等に対し予防接種を推進するとともに、関係機関との連携により、感染症に対する正しい知識の普及を進めています。

市の死亡原因の約60%を占めている生活習慣病の改善のため、特定保健指導実施率の向上に努めています。更に、多くの市民に対応するため、健康づくりの地区組織(健康推進員会、食生活改善推進員会、健康運動普及員会、いきいきヘルス会)の育成を支援し、地域での出前講座として、市民協働のまちづくりを推進していくとともに、健康意識の啓発を図っています。

今後の健康づくりにおいては、「自分の健康は自らつくり・守る」という考えのもとに、各自のライフスタイルに応じた健康づくりを支援することが課題となっています。そのため、地域の実情に即した保健サービスの提供や市民の自主的な健康づくりを推進するために、各種団体や地区組織等と一体となって取り組むことが必要です。

#### (計画目標)

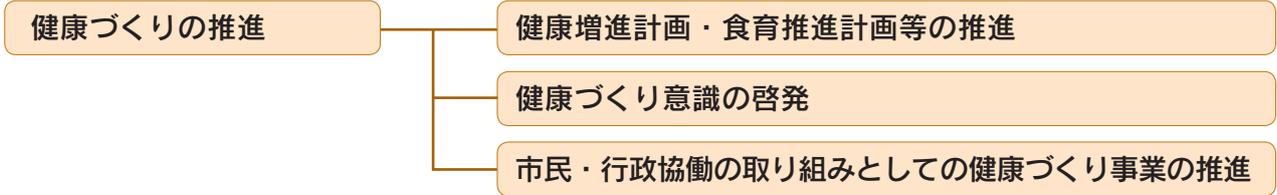
- 「健康増進計画」「歯科保健計画」「食育推進計画」等に基づきながら、市民の健康づくりを総合的に支援します。
- 健康づくり推進体制を確立し、市民が参加しやすい事業を推進するとともに、地区の各推進員が中心となり、地域ぐるみの健康づくり事業を推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
特定健康診査受診者の肥満者の割合 BMI※ 25以上	27.7%	25.0%

※BMI：「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で算出される数値のことで、肥満度を測るための国際的な指標。22を「標準」、18.5以下を「痩せ」、25以上を「肥満」としています。

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 健康増進計画・食育推進計画等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整え「自分の健康は自らつくり・守る」という考えのもとに、生涯を通じた健康づくりを推進し、総合的な施策を展開します。</li> <li>健康推進員会、食生活改善推進員会、健康運動普及員会、いきいきヘルス会、MT21(メディカルチーム21)、子育てアドバイザー(子育て支援室)などと連携し推進体制の確立を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進計画(歯科保健計画)の推進</li> <li>食育の推進</li> <li>計画の推進と評価</li> </ul>
2. 健康づくり意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導、健康教室、まちづくり出前講座、講演会などを地域で実施し、市民の健康づくりを推進するとともに、健康意識の啓発を図ります。</li> <li>市民の健康状況、新たな健診制度のPR、受診率向上、「あけの元気館」のPRなどについて、市の広報誌などで継続的に進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導</li> <li>まちづくり出前講座(健康づくり編)</li> <li>健康推進員会地区活動</li> <li>食生活改善推進員会地区活動</li> <li>健康運動普及活動</li> <li>いきいきヘルス体操の普及</li> <li>MT21健康講演会</li> </ul>
3. 市民・行政協働の取り組みとしての健康づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「健康増進計画」に掲げた分野ごとの目標に近づけるとともに、市民が参加しやすい事業を推進するため、地域保健活動の拠点となる「保健センター」、「あけの元気館」、「協和ふれあいセンター」等施設の機能を生かして、より充実したサービスの提供を推進します。</li> <li>筑西市の子どもが健やかに成長することを目指し、各種母子事業を推進します。</li> <li>市民が健やかに暮らせるよう各種健康診査及び予防接種事業を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦支援事業</li> <li>乳幼児健診, 相談, 訪問</li> <li>発達支援事業</li> <li>養育支援訪問</li> <li>永久歯対策事業</li> <li>食育の推進</li> <li>生活習慣病予防対策</li> <li>特定健診, 特定保健指導, 各種がん検診</li> <li>定期予防接種</li> <li>任意予防接種</li> <li>精神保健事業</li> <li>自殺予防対策</li> <li>健康運動教室</li> <li>いきいきヘルス体操教室</li> <li>MT21健康講演会</li> <li>あけの元気館利用者の健康相談</li> <li>シェイプアップ教室</li> </ul>

## 2. 保健・医療・福祉の連携

### (現況と課題)

少子高齢化社会の進展や核家族化などを背景に、保健・医療・福祉に対する市民のニーズが多様化し高まっていることから、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、行政、地域及びボランティア団体、医師会、医療機関等が互いに連携協力し、総合的なサポートシステムを構築する取り組みが求められています。

当市を含む茨城県西部は、全国でも有数の医療過疎地域であり、医師不足問題は、更に深刻化している状況にあり、特に緊急を要する疾病への対応機能が十分でない状況です。

これらの問題を解消するため、茨城県地域医療再生計画に基づく「新中核病院」の建設が望まれており、当市と桜川市が連携し準備を進めているところです。新中核病院の整備までの間、筑西市民病院・県西総合病院の公立2病院が中心となり、実効性のある役割分担や連携を図り、少しでも多くの急性期医療が提供できるよう、病院の機能を強化していく必要があります。

地域医療体制については、一次医療対策として真壁医師会筑西支部との連携を深め、「夜間休日一次救急診療所」で365日診療を行い、市民の安全・安心の確保に努めています。緊急時の二次医療対策として、筑西広域市町村圏事務組合と連動し、病院群輪番制運営事業及び小児救急医療体制運営事業を支援しています。

東日本大震災の経験をふまえ、行政のみならず真壁医師会筑西支部や地域活動の協力者との連携により、災害時に即応できる保健・医療・福祉の体制を確立する必要があります。

### (計画目標)

- 保健・医療・福祉の連携体制を強化し、市民一人ひとりのニーズにきめ細かく対応できる総合的なサービス提供の体制づくりを進めます。
- いつでも市民誰もが必要な医療が受けられるよう、関係機関との連携を強化するとともに、筑西市と桜川市が協力し、この地区はもとより、「筑西・下妻保健医療圏」の中核病院の建設を推進します。筑西市民病院・県西総合病院のあり方については、専門家の意見をはじめ市民や社会のニーズを把握・尊重し、有効利用を図っていきます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市民病院の健康講座の開催(年間)	12回	14回
市民病院救急患者の受け入れ(年間)	2,545人	2,760人

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 保健・医療・福祉連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・母子・児童福祉等それぞれのニーズに対応し、きめ細かなサービスが総合的・計画的に提供できるよう、保健・医療・福祉の各分野の情報共有を図り連携します。</li> <li>一貫した治療や回復時のケアなどを円滑に進めるため相互の連携・協力体制を強化します。</li> <li>関係機関相互の連携のもと、地域ケアシステムの充実を図るなど、より効果的な医療・福祉サービスの提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり推進協議会</li> <li>狂犬病予防接種</li> <li>献血推進連絡協議会</li> <li>災害時の医療体制の確立</li> <li>地域ケアシステムの活用</li> </ul>
2. 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民誰もが、必要な時に適切な医療が受けられるよう、医療機関相互の連携を強化し、救急医療・小児医療をはじめとする地域医療体制の一層の充実を図ります。</li> <li>茨城県地域医療再生計画に基づく新中核病院の建設を推進するとともに、既存病院との役割分担と機能強化を図ります。</li> <li>広域的に各医療機関との連携強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新中核病院建設の推進</li> <li>筑西市民病院運営支援</li> <li>県西総合病院運営支援</li> <li>病院群輪番制運営支援</li> <li>夜間休日一次救急診療所の運営</li> <li>小児救急医療体制運営</li> <li>市民健康講座の開催</li> </ul>

## 第2節 子どもを生み育てやすい環境の整備

### 1. 子育て支援対策の充実

#### (現況と課題)

次代を担う子どもたちは地域社会の宝であり、地域全体で育てていかなければなりません。しかし、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域社会での児童の育成機能の変容など子どもを取り巻く家庭・社会環境は大きく変化しています。このような状況の中、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間とする「筑西市次世代育成支援行動計画 後期計画」を策定し、この計画に基づき子育て支援の充実を推進しています。

近年の出生率の低下に伴い、子どもの減少が指摘されていますが、本市においても少子化は深刻な問題となっています。しかし、子どもの数は減少しても、保育所入所児童数は増加傾向にあります。こうした背景には、女性の就労の拡大や核家族化の進行があるものと考えられます。また、就業形態の多様化や就労時間の変化などにより、延長保育、休日保育など保育需要も多様化しており、保育所の果たす役割は益々重要になってきています。

こうした中、保育所と幼稚園両方の機能を併せ持つ「認定こども園せきじょう」が平成23年4月に開園(隣り合って建つ関城幼稚園と関城保育所の施設を接続し一体的に利用)し、保育と教育を提供するとともに、子育て支援を行っています。

放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供する施設です。市内には平成23年4月現在、20クラブ設置しています。今後、女性の就労の拡大や核家族化等により、放課後児童クラブの利用を希望する世帯は増加することが予想されるため、地域のニーズを見ながら設置を検討していく必要があります。

また、子育て家庭への支援活動を担う専門の職員を配置し、子育てに対する相談指導、子育てサークルの育成・支援や子育てに関する情報を提供する「子育て支援センター」を市内11か所に設置し、子どもの健全育成(子育て支援事業)に努めています。近年、家族形態や子育て環境の変化により、支援の必要な家庭が増加しており、子育て相談の充実などの支援体制の整備とともに、要支援家庭の情報の把握と共有化を推進することが必要です。

#### (計画目標)

- 保育需要の質的、量的な変化に対応するため、保育内容の充実など保育所機能の拡大に努めるとともに、育児相談など相談・指導体制の強化を図ります。
- 家庭、保育施設、学校、地域、行政などが協力・連携して児童の健全育成に努めるとともに、情操豊かな児童を育成するため、地域における育児体制の強化を進めます。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
保育所数	21か所	21か所
子育て支援センター数	11か所	11か所
放課後児童クラブ	20クラブ	21クラブ

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 子育て支援体制の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援団体等による地域組織活動の活性化を図り、地域ぐるみで子育てを支援するシステムづくりを進めます。</li> <li>地域子育て拠点支援事業により、育児相談や学習機会の充実、情報提供や育児サークルの育成を図るとともに、子育てアドバイザーや保健師による訪問事業を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域組織活動育成事業</li> <li>地域子育て支援拠点事業</li> <li>乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>養育支援訪問事業</li> </ul>
2. 信頼される保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化する保育需要に対応するため、延長保育、障害児保育、病後児保育、休日保育、特定保育、一時預かり等の充実を図ります。</li> <li>必要に応じた保育施設の整備・充実を図るとともに、地域の需要に応じた放課後児童クラブの充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育運営委託事業</li> <li>延長保育事業</li> <li>障害児保育事業</li> <li>病後児保育事業</li> <li>休日保育事業</li> <li>特定保育事業</li> <li>一時預かり事業</li> <li>放課後児童対策事業</li> </ul>
3. 次世代育成支援行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援行動計画の確実な実行により、少子化への総合的な対策を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の進捗管理</li> <li>次世代育成支援対策地域協議会の開催</li> </ul>

## 2. 子ども福祉の充実

### (現況と課題)

近年、育児に不安と悩みを抱く保護者が増加しており、児童虐待につながるケースが社会問題になっています。これは、地域社会における共同・交流意識が希薄化していることや核家族化の進行に伴い、従来の子育ての体験機会が失われたことによるものと考えられます。そのため、若者の行動力や高齢者の経験を生かして地域の育児機能を高め、また、育児に不安を抱く保護者たちが身近に相談できるような環境を整えていくことが望まれています。

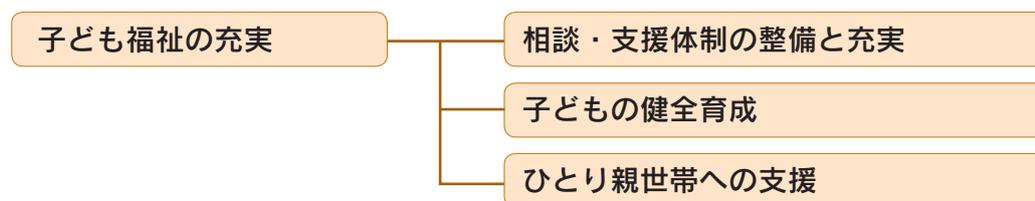
また、複雑な社会環境を反映して離婚などによる母子家庭・父子家庭が増加しています。このようなひとり親世帯は、収入の減少や育児、家事などの面でさまざまな問題を抱えています。とくに、母子家庭の場合、母親の就職又は再就職には困難が伴っており、就業しても低賃金や不安定な雇用条件などに直面するケースが多くなっています。さらに、子どもを直接養育していない親が負担すべき養育費の確保が不十分なケースも多く、経済的な自立が難しい状況になっています。

そのため、母子家庭においては、収入面・雇用面などでより良い仕事に就き、経済的に自立できるような支援策を提供することが必要です。また、父子家庭は、経済的な問題は比較的少ないものの、子どもの養育や家事などに困難を生じているケースも多く、家庭援護サービスを中心とする対策など父子家庭への支援制度の推進が望まれています。

### (計画目標)

- 子どもの成長と子育てを地域全体で支援するしくみを整え、子どもが健やかに育つとともに、子育てに喜びが感じられる環境づくりを進めます。
- ひとり親世帯の自立促進と生活上の問題解決を図るため、母子家庭や父子家庭に対する相談業務や支援体制を充実するなど、福祉施策を推進します。

### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 相談・支援体制の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談員及び女性相談員を家庭児童相談室に配置し、相談・指導体制の強化を図ります。</li> <li>要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、主任児童委員、教育委員会、警察署、健康づくり課等の関係機関と連携しながら要保護児童への支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭児童相談室</li> <li>要保護児童対策地域協議会</li> </ul>
2. 子どもの健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携しながら要保護児童の早期発見と健全な育成に努めます。</li> <li>子ども手当(児童手当)の支給により子育てを支援し、子どもの健全育成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会</li> <li>子ども手当(児童手当)</li> </ul>
3. ひとり親世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当を支給し、子育てが負担になりがちなひとり親世帯の子育てを支援します。</li> <li>子育て支援や生活援助が必要なひとり親世帯に対して、家庭生活支援員による支援を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当</li> <li>母子寡婦福祉会</li> <li>母子寡婦福祉資金</li> </ul>

## 第3節 安心して暮らせる福祉サービスの充実

### 1. 高齢者福祉の充実

#### (現況と課題)

本市では、総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は、22%を超えており、今後、「団塊の世代」が65歳以上となる平成27年には、高齢化率が更に加速することが予想されています。また、高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。これからの望ましい高齢社会とは、人生経験豊かな高齢者が、健康で、地域のさまざまな活動に参加し、自らが生きがいの創造者として主体的に生活することのできる地域でなければなりません。

それは、各種の福祉サービスが用意され、可能な限り家庭や地域社会の中で、必要なサービスを受けることのできる社会であるといえます。そのため、高齢者向けの就労、学習、スポーツ活動、コミュニティ形成などの場や機会を充実し、高齢者が長年培った知識や経験を生かしながら自己を実現することができるような環境を整えていくことが重要になってきます。

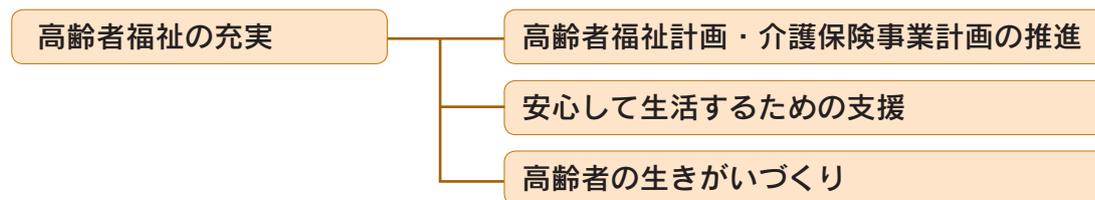
このような中、本市では、高齢者を社会全体で支えるしくみとして「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、要支援者を対象とする新予防給付、認知症高齢者に対する施策の強化、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯への支援体制の整備を進めています。今後、寝たきり高齢者や認知症高齢者が増加することが考えられることから、心のこもったホームヘルパーの派遣や訪問看護、相談業務を充実するなど、高齢者介護家庭に対して幅広い支援の手をさしのべ、家族の負担軽減を図っていくことが肝要となっています。そして、これら的高齢者が家庭や地域社会の中で、的確に福祉サービスを受けられるように、在宅福祉を基調とした福祉システムを築きあげていくことが重要な課題となっています。

#### (計画目標)

- 高齢者の生きがいと健康づくり、生活の質の向上・介護予防対策を推進し、高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らせる環境の整備に努めます。
- 地域包括支援センターを中心として、地域支援事業、在宅福祉サービス事業等の充実を図るとともに、高齢者の社会参加や就労の促進に努めます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
介護予防事業参加人数	61,205人	67,000人
高齢者クラブ会員数	5,382人	5,500人

**(施策の体系)****(基本計画)**

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者保健福祉施策の一層の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定</li> </ul>
2. 安心して生活するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターを中心に、高齢者の介護予防事業を推進するとともに、要介護状態等になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を行なうことができるように、総合相談事業をはじめとする地域支援事業の充実を図ります。</li> <li>高齢者とその家族が住み慣れた地域の中でいつまでも健やかに快適な暮らしができるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防の推進</li> <li>地域ケア体制の整備</li> <li>認知症高齢者支援の推進</li> <li>地域における見守り体制の充実・連携強化</li> <li>権利擁護の推進</li> <li>福祉サービスの充実</li> </ul>
3. 高齢者の生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ・レクリエーション活動の振興や高齢者クラブ等の充実を図り、高齢者自らが取り組む体力の保持、増進や生きがいづくりを支援するとともに、高齢者が豊かな経験と知識・能力を発揮し社会参画できるよう、シルバー人材センターをはじめとする就労の確保や地域での活躍の場づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の積極的な社会参加の促進</li> <li>生きがい活動の支援</li> <li>高齢者クラブ活動の充実</li> <li>高齢者の就労対策の支援</li> </ul>

## 2. 障害者福祉の充実

### (現況と課題)

平成18年度に身体・知的・精神の障害別の福祉サービスを一元化し施行された「障害者自立支援法」が廃止予定であり、それに代わる「障がい者総合福祉法(仮称)」や「障害者差別禁止法」の制定が予定され、障害者施策は拡大変化が予想されます。また、障害者権利条約の批准が予定(2013年)されていることから、今後はそのための法整備が急ピッチで進みます。障害の重度化、加齢、重複化が懸念される中、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援施策を展開し、利用者への適切な情報提供やサービスと負担のあり方について改めて検討していく必要があります。

また、障害のある人もない人もともに暮らし生きる社会の実現に向けて、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関や団体などとの連携を強化して、障害者福祉の推進体制を更に充実させていくことが求められています。一方、自閉症や発達障害の方々は、急な変化に対応が難しいことが特徴であり、東日本大震災でも避難所にはいかず車の中で避難されていた家族が見うけられました。そのため、避難所の指定も必要と思われる。さらに、障害者の社会参加の意欲が高まっており、行政・事業所等においては、障害者の社会参加を促進するための就労・住宅・スポーツ・生涯学習等の施策や制度を積極的に拡充していくことが必要になっています。

本市では、平成12年に心身障害者福祉センターを開設し、障害を持つ人を地域で支えていく体制づくりを進めるとともに、公共施設等のバリアフリー化を推進してきました。また、平成18年度から茨城県よりまちづくり特例市の指定を受け、身体障害者手帳交付事務を県からいち早く市に移譲されたことに伴い、市民にとっては、交付までの期間が短縮され福祉サービスの利用が早められたと言えます。今後も、市民・地域や関係機関が連携し、年齢・能力・障害の状態など障害者一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな教育・療育・自立支援等の施策を展開していく必要があります。

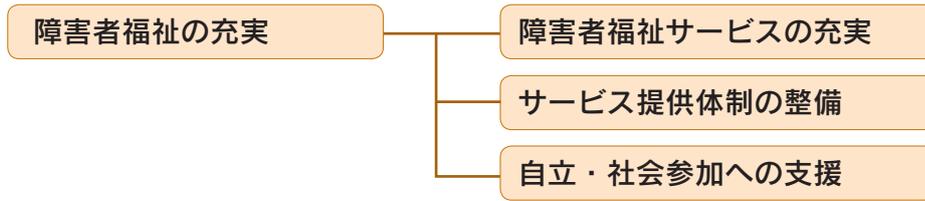
### (計画目標)

- 障害者が住み慣れた地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、必要な時に必要な支援を提供できる体制の整備・充実を図ります。
- 障害者がより豊かで、充実した生活を送ることができるように、社会参加を促進するとともに、社会参加が容易になるよう住み良い環境づくりを推進します。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
障害福祉サービス利用者数	591人	750人

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 障害者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害福祉計画」等に基づき、関係機関との連携を図りながら、日常生活用具・補装具の給付、バリアフリー住宅へのリフォーム支援など、障害者に必要な福祉サービスの一層の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者福祉サービスの充実</li> <li>日常生活用具・補装具の給付等の充実</li> <li>住宅リフォーム等の充実</li> <li>関係機関との連携</li> </ul>
2. サービス提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会の助言のもと障害福祉計画を見直して、サービス提供体制の整備充実強化を図ります。</li> <li>障害者のライフサイクルの各段階に応じて、適切な訓練や介助サービスが受けられる一貫した施策を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会の開催</li> <li>ニーズの把握</li> <li>人材の確保</li> </ul>
3. 自立・社会参加への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の社会参加を促進するため、心身障害者福祉センター等での作業・生活及び機能回復訓練等の充実を図るとともに、障害者が各種の地域活動やスポーツ・文化活動等に参加できるよう、支援団体の育成や交流イベントの開催などを支援します。</li> <li>企業との連携による障害者雇用の拡大を図り、経済的自立を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流の促進</li> <li>雇用の促進</li> </ul>

## 第4節 地域福祉の推進

### 1. 地域福祉の推進

#### (現況と課題)

地域福祉に関しては、「地域福祉計画」策定後5年が経過しますが、福祉に関する行政依存度は高く、地域での支え合いや助け合いの意識はあるものの、実際の行動に結びついていない状況にあります。少子高齢化の進展や弱まる家族の力と地域共同体としての機能の低下により、地域のつながりが希薄化し、福祉に対するニーズはますます複雑・多様化しています。これらへの対応として、新たな地域福祉のしくみが必要となり、身近な相互扶助を基本とした支え合い・助け合いのしくみを構築することが重要となっています。

さらに、生活様式の多様化や核家族化の進行に伴い、高齢世帯や単身世帯が増加しており、生活の孤独や不安をかかえる市民の増加も課題となっています。これら福祉ニーズに的確に対応していくには、地域力の向上が不可欠となり、相互扶助を基本とした新たな地域コミュニティのしくみづくりが必要となります。

地域の福祉活動は、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体などとの連携により進められてきました。近年では、画一的な地域福祉の在り方が見直され、地域住民による地域住民のための地域特性を生かした、より身近な地域単位における福祉活動が求められています。今後とも、地域福祉への理解を深めるとともに地域福祉の実践に努めるため、地域福祉団体の育成やボランティア活動の推進を図りつつ、学校を始めとする関係団体での福祉教育の充実を図りながら、地域福祉力の向上による、地域に根ざした福祉活動を展開していく必要があります。

#### (計画目標)

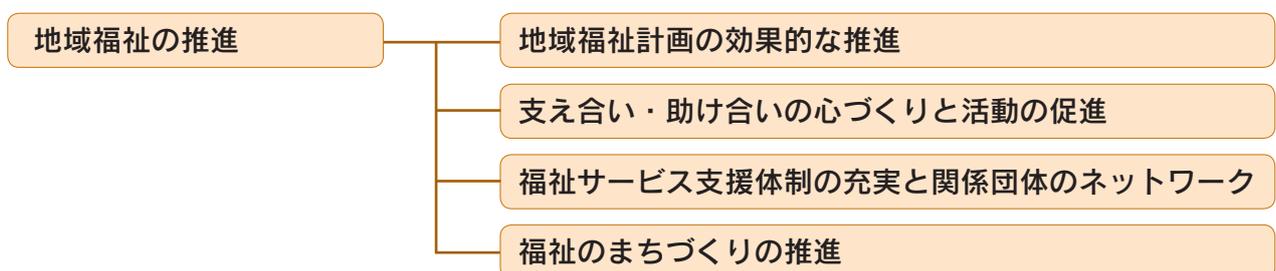
- 生活課題を地域で共有し、「住みなれた地域でみんなが安心して暮らせるよう」地域の人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりすることを基本とした地域福祉を推進していきます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
ボランティア活動保険加入者数	2,132人	2,300人
地域活動への参加の割合	70.5%	75.0%

※現況値は平成23年7月の数値

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地域福祉計画の効果的な推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に改定した地域福祉計画の理念や施策を徹底するためのPR活動、勉強会を通じて、地域福祉活動の必要性の認識を深めます。</li> <li>計画の適正な進行管理に努め、計画の効果や実行性を高めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>声掛け運動の推進</li> <li>ノーマライゼーションの理念の普及</li> <li>福祉教育の充実</li> </ul>
2. 支え合い・助け合いの心づくりと活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉は、支え合いと助け合いで成り立っており、少子高齢化を背景とする多様な市民ニーズに、地域で的確に対応できるしくみの構築を目指します。</li> <li>社会福祉協議会をはじめ地域福祉を支える民生委員・児童委員の活動、ボランティア・NPO法人の活動の支援により、市民主体の福祉活動の活性化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域団体の活動の推進</li> <li>ボランティア・NPO法人活動の推進</li> <li>地域の見守り活動の推進</li> </ul>
3. 福祉サービス支援体制の充実と関係団体のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切なサービス提供のための情報の提供に努めます。</li> <li>福祉関係団体の連携・ネットワークの構築による機能的な福祉の展開に努めます。</li> <li>高齢者や心身障害者の活動、福祉ボランティア活動、子育て支援など地域福祉活動の拠点として各福祉施設の利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動団体間の連携強化</li> <li>地域福祉リーダーの育成</li> <li>サービスの質の確保</li> <li>地域活動のための既存施設の有効活用</li> </ul>
4. 福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活空間のユニバーサルデザイン化に市民とともに取り組んでいきます。</li> <li>公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。</li> <li>団塊の世代等の人材の積極的活用を図るとともに、地域の集会所等を活用した居場所づくり、地域福祉の拠点づくりなど、市民によるふれあい環境の整備を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインの推進</li> <li>安心して暮らせる環境の整備</li> <li>バリアフリーに配慮した公共施設等の整備</li> </ul>

## 第5節 社会保障制度の運用

### 1. 介護保険制度

#### (現況と課題)

高齢化・核家族化が進展する中、平成12年度に始まった介護保険制度は、介護が必要な人を社会全体で支えるしくみとして定着してきましたが、本市の高齢化率は22%を超え、4人に1人が高齢者となっており、今後一層の進行が予想されています。

団塊の世代が高齢期に達する平成27年を見据え、平成17年に介護保険制度の大幅な見直しが行われ、高齢者の増加や軽度要介護者の急増に対応し、要介護状態になる前から要支援1・2までの高齢者を対象とする新たな予防給付制度が創設され、本市でも中期的な視点で各種取り組みを行っています。

一方、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援の5つのサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の取り組みを進め、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情、特性等を反映させることにより、その地域に相応しいサービス提供体制の実現につなげていくことが求められています。

今後は、多様化する介護のニーズや制度改正等に柔軟に対応しながら、介護保険制度の適切な運用はもとより、市民の意向などを踏まえるとともに、介護保険料等の負担と保険給付のバランスを考慮しながら推進していく必要があります。また、介護保険サービスを提供する事業所に対する指定、指導、介護報酬請求のチェックなど、その事務範囲は広範にわたることから、効率的な事業運営に努める必要があります。

#### (計画目標)

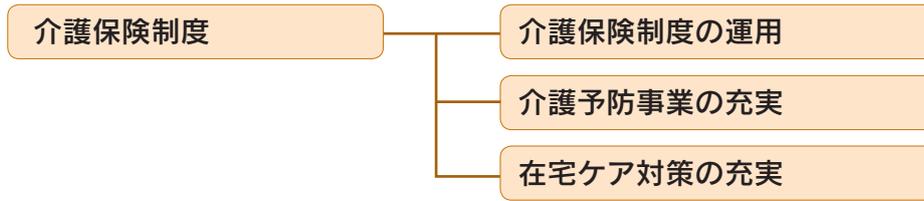
- 地域包括支援センター機能を高め、地域密着型サービスの充実を図り、誰もが住み慣れた地域で必要なサービスを利用できる体制を強化します。
- 高齢者の健康づくり・生きがいづくり事業を積極的に展開し、生涯にわたって健康で自立した暮らしのできる地域づくりを進めます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
要介護等認定者数	3,874人	4,540人

※現況値は平成23年10月末の数値

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 介護保険制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険法定給付サービスを自ら選択し、必要に応じた適切なサービスを受けられるよう、多様な事業者の参入によるサービスの量・質の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度の情報提供や啓蒙活動</li> <li>認定審査の公平性の確保</li> <li>介護給付適正化事業の取り組みによる介護給付費の抑制</li> </ul>
2. 介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、また、介護状態の軽減のため、一人ひとりの健康を保持増進し、疾病や要介護状態を予防するための事業の一層の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑西市地域包括支援センターが中心とした介護予防ケアプランの作成</li> <li>介護状態の改善と悪化の予防や自立支援</li> </ul>
3. 在宅ケア対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>住み慣れた地域で安心して生活していくため、地域包括支援センターを中心として、総合的なサービスを提供する体制の整備・充実を図ります。</li> <li>地域包括支援センターを中心に、支援機能を強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅介護等に関する総合的なサービスの提供</li> <li>在宅福祉サービスの充実</li> <li>介護、医療、ボランティア等を含めた地域包括支援ネットワークの構築</li> </ul>



グループホームでの様子

## 2. 国民健康保険・後期高齢者医療制度

### (現況と課題)

国民皆保険制度の基盤として、国民健康保険制度が医療保険制度の中核を担い、市民の安全で安心な医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。しかし、医療の高度化や少子高齢化の進展による医療費の増加に相反し、景気低迷に伴う所得の減少等による保険税未納者の増加により保険税収入の伸びが期待できないという厳しい財政運営を余儀なくされています。医療費の抑制に向け、市民の健康増進と疾病予防が重要になっています。そのため、平成20年度から40歳以上の被保険者に対して特定健康診査及び特定保健指導が義務付けられ、保健部門との連携を図りながら市民の健康づくりを推進しています。

今後は、収納率向上対策、医療費適正化及び保健事業対策を推進し、国保財政の健全化を図るとともに、法令改正に基づく制度改正などに適切に対応しながら、改めて相互扶助制度である国民健康保険制度の周知、啓発を図り、制度の適切な運営に努めていく必要があります。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化や高齢者の医療費の増加などを背景に平成20年度に創設されました。当初、制度内容の周知不足等による混乱をもたらしましたが、度重なる見直しにより、現在では高齢者の制度として定着しつつあります。しかし、国においては、後期高齢者医療制度を廃止し、新制度に移行する方針を掲げていることから今後の動向に注視し、茨城県後期高齢者医療広域連合とも連携をとりながら混乱なく、円滑な制度移行を行っていく必要があります。

### 国民健康保険の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
被保険者数(人)	49,826	38,873	38,359	37,471
1人当たりの医療費(千円)	196	253	251	263
現年度収納率(%)	90.31	87.37	86.36	86.98
特定健診受診率(%)	—	30.7	33.0	32.2

### 後期高齢者医療の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
被保険者数(人)	—	12,821	13,016	13,279
現年度収納率(%)	—	99.06	99.16	99.31

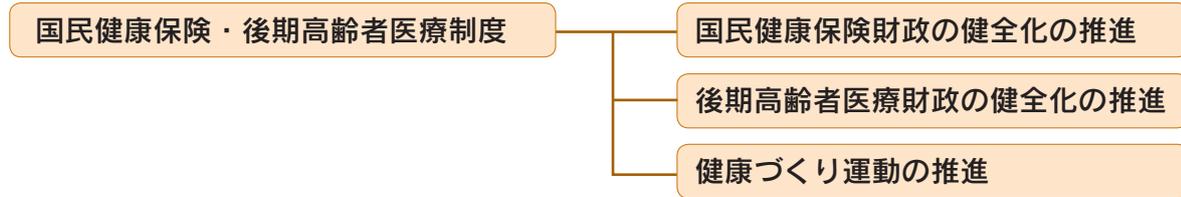
### (計画目標)

- 国民健康保険制度の健全化を図るため、レセプト点検などによる医療費適正化、特定健診等の推進による保健事業対策、定期的な見直しに基づく保険税の適正賦課と収納率の向上対策などを進め、国民健康保険制度の適正な運用と財政基盤の強化を図ります。
- 後期高齢者医療制度においては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、医療費の適正化や保健事業の推進、保険料の徴収率向上対策などを行い、安定した制度運営に取り組めます。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
国民健康保険被保険者1人当たり医療費	263千円	255千円
国民健康保険税収納率(現年度分)	86.98%	89.00%
後期高齢者医療保険料収納率(現年度分)	99.31%	100%

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 国民健康保険財政の健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険制度の健全な維持を図るため、法令改正に基づく制度改正に適切に対応していきます。</li> <li>コンビニ収納などの納付環境整備に努め、収納率の向上に取り組みます。</li> <li>多受診者、乱受診者に対し、保健師による適正な受診方法の個別指導を展開します。</li> <li>レセプト点検の充実、ジェネリック医薬品の普及促進による医療費の適正化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係条例・規則等の改正</li> <li>保険税率の定期的な見直し</li> <li>口座振替の推進、納付環境の整備</li> <li>多受診者・乱受診者対策の実施</li> <li>レセプト点検の実施</li> <li>ジェネリック医薬品の普及促進</li> </ul>
2. 後期高齢者医療財政の健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、収納対策実施計画に基づき、滞納者の実態に即したきめ細やかな納付相談や短期被保険者証の適正な交付などを行うことにより、保険料の収納率の向上を図ります。</li> <li>新たな医療保険制度に移行するとされていることから、国の動向に注視し、市民が新医療保険制度に対応できるよう、情報の収集及び提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域連合との連携強化</li> <li>納付相談等の実施</li> <li>新たな医療保険制度への対応</li> </ul>
3. 健康づくり運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診等実施計画に基づき、実施している40歳以上の被保険者を対象とした特定健康診査、特定保健指導の充実により市民の健康づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診等実施計画の見直し</li> <li>特定健康診査、特定保健指導の実施</li> </ul>

### 3. 国民年金制度

#### (現況と課題)

国民年金制度は、すべての国民が安定した生活を送ることができるよう、世代間でお互いに助け合うしくみであり健全な老後の生活を維持するための重要な制度です。しかし、少子高齢化の進行や・厳しい経済情勢などから年金制度に対する将来の不安感、若年者の年金離れなどにより、国民年金を取り巻く状況は厳しくなっています。

国民年金事務は国の事務ですが、市町村では法定受託事務(第1被保険者の資格取得等の届出・保険料免除申請の受付等)を行っています。各種届出や裁定請求及び相談等には下館年金事務所への内容照会が必要であり、ある程度の時間を要するため、来訪者への的確な対応が求められます。老後の所得保障の基盤となる公的年金制度の重要性を広く周知し、今後も日本年金機構(平成22年1月設立)、下館年金事務所と協力連携のもとに、適切な窓口の案内と、的確な事務処理を行っていく必要があります。

#### (計画目標)

- 市民が健康で安心した老後の生活を送ることができるよう、下館年金事務所と協力連携のもと国民年金制度の周知、普及に努めます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
広報紙への掲載	3回	4回
担当職員研修会	未実施	1回

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 国民年金加入・保険料収納対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報誌やパンフレットなどによる国民年金制度の啓発やPRに努め、適用対象者の的確な把握と、窓口での勧奨や年金相談を通して未加入者の加入促進を図ります。</li> <li>• 窓口での納付勧奨や口座振替制度を推進するとともに、学生納付特例制度、免除制度の周知を図り未納者及び無年金者の解消に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報誌によるPR、パンフレット等を活用し国民年金制度の周知・普及、窓口相談業務の充実に努め、国民年金加入を促進</li> </ul>
2. 国民年金制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下館年金事務所との連携のもと、年金受給・保険料免除など制度の普及や相談業務の充実に努め、受給権者の有無や保険料の納付月数など必要な情報を提供し、国民年金制度の円滑な運営を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下館年金事務所と協力連携のもと、年金受給・保険料免除など、国民年金制度の理解浸透と適正な運用</li> </ul>



年金相談窓口

## 4. 医療福祉費支給制度

### (現況と課題)

医療福祉費支給制度は、重度心身障害者、小児(0歳から9歳)、ひとり親家庭の母子・父子、妊産婦を対象に医療等の負担軽減を図る施策です。

小児については、平成21年度から、所得制限により医療福祉費を受給できなかった乳幼児を対象に、市独自事業としてはぐくみ医療費支給制度を開始し、すべての乳幼児が医療費助成制度を受けられるようになりました。また、平成22年10月から、医療福祉費支給制度、はぐくみ医療費支給制度ともに小児の対象者を小学1年生から小学3年生までに拡大して医療費助成を行い、少子化対策の充実を図りました。

妊産婦については、平成21年7月に医療福祉費支給制度の改正で、支給対象が妊産婦特有の疾病に限定されたことから妊産婦医療福祉費支給制度に規定する疾病以外を対象にはぐくみ医療費支給制度により助成することとしました。また、平成23年度からは、所得制限により医療福祉費を受給できなかった妊産婦に対し、はぐくみ医療費支給制度により助成を行うこととし、妊産婦が必要な医療を安心して受けられるよう制度の充実に努めてきました。

今後は、引き続き制度の一層の周知と適正な運用を図り、市民から要望の高い小児の対象年齢を中学3年生まで拡充するとともに、さらなる制度の充実についても検討、実施していくことが課題となっています。

### 医療福祉費支給制度区分別1人当たりの医療費助成額(平成22年度実績)

対 象 区 分	月平均人数 (人)	1人当たりの助成額 (円)
妊 産 婦	445	67,864
小児 (乳 児)	764	36,173
小児 (3歳未満)	1,200	30,326
小児 (3歳以上7歳未満)	2,232	24,263
小児 (7歳以上小学3年生)	2,212	14,339
ひとり親 (母子)	1,761	31,023
ひとり親 (父子)	166	45,920
重 度 障 害	1,041	224,278
高 齢 重 度 障 害	1,023	119,835

はぐくみ医療費支給制度【市単独事業】1人当たりの医療費助成額(平成22年度実績)

対象区分	3月末人数 (人)	1人当たりの助成額 (円)
妊産婦	576	4,592
小児 (0歳～小学3年生)	844	15,406

(計画目標)

- 医療福祉費支給制度については、受給対象者の生活の安定と福祉の向上のため、制度の周知と適正な運用を図ります。

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり活動の推進、広報活動等を通して適切な受診をするよう受給者の自覚を促し、医療費適正化と医療福祉費支給制度・はぐくみ医療費制度の適正な運用に努めます。</li> <li>少子化対策の一環として小児の対象年齢拡大を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙・市ホームページ等を活用した広報活動の実施</li> <li>小児対象年齢拡大に向けた準備、実施</li> </ul>



はぐくみ医療制度



## 5. 低所得者福祉

### (現況と課題)

長引く景気の低迷は、雇用環境の悪化を引き起こし、経済的・心身的にも不安をかかえ、厳しい生活環境を余儀なくされ、これまでの生活水準を維持することが難しい状況となっています。生活保護制度は、健康で文化的な生活が維持できるように支援する制度であり、国民生活の最後のセーフティーネットとして、低所得者への支援に対し重要な役割を担っていますが、高齢化・核家族化、会社倒産・リストラ、さらには身体的な理由から生活保護の相談・申請件数も大幅に増加しています。

本市では、平成19年3月現在、被保護世帯は433世帯、被保護人員561人、保護率5.0%となっていました。平成23年3月現在では、被保護世帯は601世帯、被保護人員796人、保護率7.4%と大きく増加しており、相談・申請件数も必然的に増加しています。このことから平成23年6月に福祉相談室を設置し、常勤の専門相談員(2名)を配置しました。さらに、就職支援を強化するため就労支援員(1名)も配置しています。

今後は、ケースワーカーや福祉相談員を中心に生活実態の把握と適正な生活支援のアドバイスを通して、生活保護世帯の自立を促し、さらに、就労支援員による労働意欲の喚起に努め、世帯の状況に即した生活支援をしていく必要があります。また、生活保護を受けるに至らない低所得者世帯については、民生委員・児童委員や関係機関との連携により実態把握に努め、福祉、労働、教育など各分野にわたる支援施策を総合的に進めていく必要があります。

### (計画目標)

- 低所得者世帯の個々の状況・可能性を十分に把握し、生活相談の充実、指導体制の強化、就労支援の強化による就労意欲の向上に努め、自立支援を促し、生活の不安解消と安定を図ります。

### (目標指標)

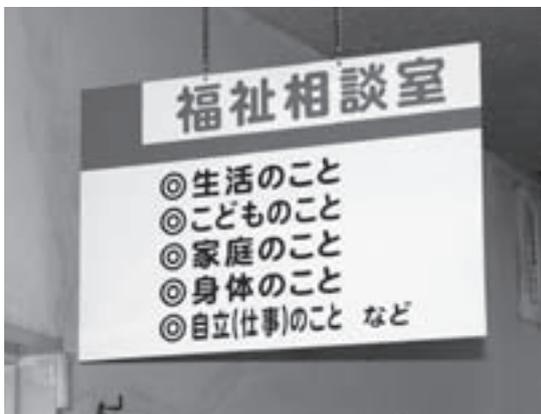
目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
生活相談件数	236件	360件
生活保護申請件数	146件	160件

### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 制度の適正な運用と自立支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護を要する世帯の社会的・経済的な自立更生を目的に、個々の状況や可能性の把握に努め、適正な支援策の決定や相談業務の充実を図ります。</li> <li>生活保護・就学援助・生活福祉資金貸付・ハローワークによる就業支援など、自立支援施策の利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度の適正な実施</li> <li>自立支援の相談強化と就労支援員による就労活動の強化</li> <li>他法、他施策の活用</li> </ul>
2. 相談・指導体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉相談員の資質の向上に努め、相談・指導機能の強化を図ります。</li> <li>関係機関と連携を図りつつ、効果的な相談・指導が行える組織体制及び相談窓口の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係各課との連携による福祉相談窓口の充実</li> <li>各種制度改正等の相談員への周知徹底</li> <li>ハローワーク等との連携の強化</li> </ul>



福祉相談室



# 第4章

## いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり

### 第1節 生涯学習の充実

#### 1. 生涯学習環境の充実

##### (現況と課題)

本市では、市民の学習意欲に的確に答えていく生涯学習環境整備に向けて、生涯学習センター、地域交流センターや公民館、図書館、美術館などを拠点とした各種講座の開催など、多様な学習機会の提供を図るとともに、生涯学習ボランティアや「ちくせい市民講師」など指導者の育成に努めてきました。

一方、社会の成熟化や人々の価値観の変化に伴い、今後、市民の学習需要は一層高度化多様化すると考えられます。また、昨今では人間関係が希薄になり、何かを始めたいと思ってもそれを具体的な活動に結び付けることが難しくなっています。

それらのことから、学びあい、教え合う場としての学習機会の充実や生涯学習情報の積極的な提供により、市民が自らの必要に応じて、いつでも、自由に選択し、自分のやり方で学習できるような環境整備を総合的に推進することが求められています。

そのため、市民一人ひとりが自分にあった学習を選択できる基盤の一層の整備充実に努めるとともに、市民の主体的な学習活動の支援や、市民が学習成果や能力を発揮し社会貢献できる機会の創出など、生涯学習を総合的・体系的に推進するとともに、生涯学習に関する施設相互の連携や情報ネットワークの構築、核となる人材の育成や多様な学習機会の提供などを進めていく必要があります。

生涯学習の情報拠点となる中央図書館と明野図書館は、システムを統合し、さらに関本公民館図書室及び協和公民館図書室とのネットワークを形成したことにより、2館2室の図書の配送も整備され、効率的なシステム運用や図書の相互利用が図られています。また、ブックスタート事業や学校訪問ブックトーク事業、読み聞かせ事業の活動を展開することにより、図書館への子どもたちの利用者数が増え、事業の成果が見えはじめてきています。これから、2館2室の特色ある図書の整備を目指し、図書の選定、収集の方法を課題とし、図書資料が有効に運用できるように努めるとともに、学校図書室との連携を図ることが課題となっています。

さらに、コミュニティづくりの拠点である、生涯学習関連施設においても老朽化している施設もみられるため、本市の将来の公共施設のあり方を総合的に検討し、「公共施設の整備方針(仮称)」に基づき、整備を進める必要があります。

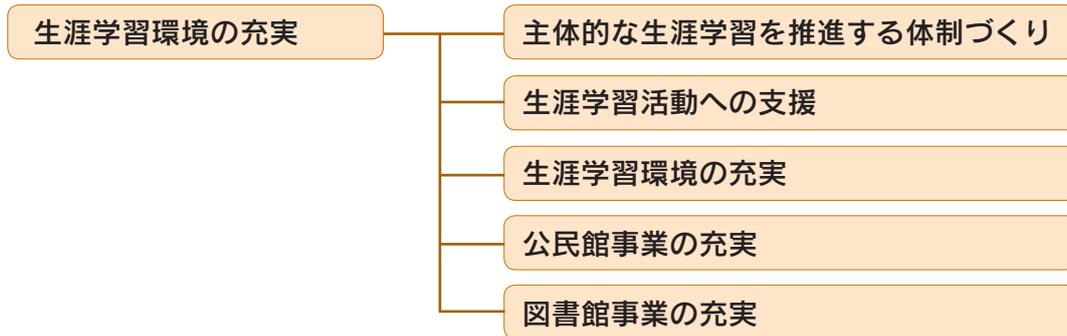
##### (計画目標)

- 家庭・学校・地域や、民間と行政との連携を図りながら、生涯学習社会の形成を推進するとともに、学習活動で培った成果や能力を地域社会の中で生かす場や機会の充実を図ります。
- 市民の多様な学習意欲に応じ、生涯にわたって自ら学べる学習環境を創造するとともに、市民の自発的な生涯学習を支援するため、情報提供や相談機能などの体制づくりを推進します。
- 市の文化の向上と高度で多様な教育ニーズに対応しながらすべての市民に親しまれ、市民の教育や学習機会の創出と文化的な活動に役立つ公共図書館となるよう積極的な情報提供と資料施設の充実を図りサービス向上に努めます。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
各種講座の参加者数	10,144人	11,000人
公民館利用者数	268,613人	280,000人
図書の貸し出し件数(年間・1人当たり)	3.1冊	3.3冊

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 主体的な生涯学習を推進する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習を総合的・体系的に推進するとともに、活動の企画・事業運営へ市民が主体的に参画していく推進体制の整備に努めます。</li> <li>生涯学習センター、地域交流センター、公民館、図書館、美術館など各生涯学習関連施設の特徴を生かした事業の充実を図ります。</li> <li>「ちくせい市民講師」への登録者等、指導者となる人材の発掘・育成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次筑西市生涯学習推進計画の策定</li> <li>「ちくせい市民講師」の活用促進</li> </ul>
2. 生涯学習活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が自分にあった学習プログラムを自分自身で組み立て実行できるよう、生涯学習情報ガイドや情報紙などによる学習情報の提供に努めます。</li> <li>生活や地域の課題に対応した学習機会を提供するとともに、生涯学習関連施設を拠点とした特色あるコミュニティ活動や地域活動を促進します。</li> <li>学習内容や方法などについて、市民からのさまざまな相談に応じ、助言できる体制の確立に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習情報ガイドの発行</li> <li>ちくせい市民大学の開講</li> <li>生涯学習指導員を中心とした相談体制の充実</li> </ul>

施策名	施策内容	主な取り組み
3. 生涯学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習関連施設の整備充実に努めるとともに、身近な自然や歴史・文化などの地域資源を活用した学習環境の充実に努めます。</li> <li>地域のコミュニティの場となる施設の維持管理を行い、多くの市民が利用しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里山を活用した学習機会の充実</li> <li>生涯学習センターの適正な維持管理</li> </ul>
4. 公民館事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関とのネットワーク化を進め、市民ニーズを反映した講座・事業の展開と円滑・迅速なサービスの提供に努めます。</li> <li>高齢者健康大学・女性学級・地域女性会等の団体の支援に努め、また学級生・会員の増員を図り、仲間づくり、生きがいつくりの推進に努めます。</li> <li>歴史ある市・文化をますます発展させるとともに、一人ひとりが地域への関心や愛着を持てるようにするため、誰もが参加しやすい、積極的な公民館運営を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館運営審議会の開催</li> <li>補助金の交付</li> <li>団体への支援協力</li> <li>市民ニーズを反映した講座の立案・実施</li> </ul>
5. 図書館事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民がいつでも、どこでも、だれでも気軽に図書館サービスが受けられるようさらなる図書サービスネットワークの確立を目指し、学校図書室との連携を図ります。</li> <li>市民のニーズに対応しつつ、2館2室の特色ある図書資料の整備を図ります。</li> <li>ボランティアによる「ブックスタート事業」など、読書活動機会の拡充と内容の向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2館2室の図書資料の整備</li> <li>学校図書室との連携</li> <li>館外奉仕事業の充実</li> <li>ボランティアの育成</li> </ul>



中央図書館クリスマス会

## 第2節 子どもの能力を伸ばす教育の充実

### 1. 豊かな幼児教育の充実

#### (現況と課題)

幼児を取り巻く家庭・社会環境は年々著しく変化し、幼児教育に対する期待はますます高まっています。幼児期は、生涯にわたる人間形成を培い、豊かな情緒と集団生活の基本を身につける大切な時期です。この時期に家庭や小学校教育との連携を密にし、きめ細かな就学前教育を推進していくことが必要になっています。平成23年4月現在、本市には、市立幼稚園が2園、私立幼稚園が6園、市立認定こども園<sup>※</sup>が1園、私立認定こども園が1園整備されています。本市では幼児一人ひとりを生かす経験や活動を通して、人間性を育てる幼児教育を推進しており、施設的には充足しています。しかし、多様なニーズに対応したサービスの充実を求める声が高まってきています。また、今後少子化が一層進むことが予想されることから、「認定こども園」に向けた取り組みが課題になっています。

平成21年度に施行された新幼稚園教育要領の内容を踏まえた教育課程の編成、保育内容の検討を行い、今後も幼児がさまざまなことに自ら関わり、直接体験を積み重ねていくことが出来る環境づくりに取り組んでいく必要があります。幼児教育から小学校教育へ円滑に移行するため、幼・保・小が連携して、教育・保育の相互理解に向けた継続性のある交流活動や情報交換会などを適切に実施することが求められています。

また、幼稚園は、地域の幼児教育や子育て支援の中核的施設となるよう、預かり保育の推進や保育所と連携しての子育て相談、情報提供などの充実が求められています。また、園外保育や園施設の開放を通じて、幼児と地域の異年齢の子どもやさまざまな人との交流する機会を確保する必要があります。

#### (計画目標)

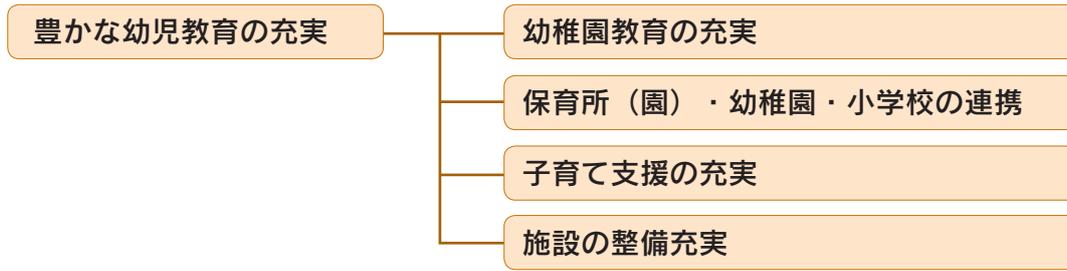
- 家庭や地域との連携のもと、幼稚園の教育課程の編成や運営方針、保育内容などの充実を図るとともに、施設の整備充実を推進します。
- また、公立・私立幼稚園、保育所(園)の相互補完に努めるとともに、小学校との連携を強化していきます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
公立幼稚園における子育て相談の開催数	18回	24回(各園8回)

※認定こども園:平成18年にスタートした制度で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設として、幼児教育と保育を一体的に提供している。「市立認定こども園せきじょう」が平成23年4月に開園した。隣り合って建つ関城幼稚園、関城保育所の両施設を接続し一体的な利用が出来るようになり、5歳児が一緒に教室で幼児教育・保育を受けている。

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 幼稚園教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園教育要領に基づきながら、自然体験や社会体験の機会を増やすとともに、教育内容の一層の充実に努めます。</li> <li>適切かつきめ細かな指導が行われるよう、教員研修の充実を図るとともに、幼稚園と家庭とが相互理解を深めていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園目標の実現に向け、家庭・幼稚園・地域の連携と協力により、年間計画に沿って計画的な幼児教育を実践</li> <li>市指導課による計画訪問の実施など、教諭の指導方針、指導方法、指導要録及び園の安全管理等について指導を受けての改善</li> <li>地震等における緊急時の実践的なマニュアルの作成</li> </ul>
2. 保育所(園)・幼稚園・小学校の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園と保育所(園)の園児や保護者間の交流など、実情に応じたさまざまな取り組みを進めます。</li> <li>小学校への接続がスムーズに行われるよう、総合的な連携を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異種年齢間(保育所児・小学生・中学生・高校生)との交流促進</li> <li>幼・保・小連絡協議会において、情報交換や交流の推進</li> <li>指導要録を作成し、小学校との連携強化</li> </ul>
3. 子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者と地域社会の多様なニーズに応えるため、関係機関と連携を図りながら、子育て相談の実施や預かり保育等の保育サービスの充実に努めます。</li> <li>市民に安心され、信頼されるため、幼児教育や子育てに関する情報提供を積極的に行います。</li> <li>異年齢、異世代とのふれあい交流活動などを通じて、幼児の成長を促す機会の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育学級での学習・教育講演会の実施・子育てに関する資料の配布</li> <li>個別面談を実施し、園と家庭の共通理解や連携の強化</li> <li>問題や悩みがある時には、随時保護者と園が連絡を取り合う体制の確立</li> <li>家庭教育学級活動の支援や、個別面談、人権教育研修会への参加推進</li> </ul>
4. 施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園については、施設の老朽化や就園児の状況に応じた施設の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児の安全を確保するため、老朽化した施設の計画的整備</li> <li>各種施設の維持管理業務の民間委託化</li> </ul>

## 2. 生きる力を育む義務教育の充実

### (現況と課題)

平成20年に学習指導要領が改定され、平成23年度に小学校が導入、平成24年度に中学校への導入が予定されている新学習指導要領への対応が今後の課題となっています。新学習指導要領の内容を十分に踏まえた教育課程の編成と内容の具現化を図り、自ら考え、主体的に判断し行動でき、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成のさらなる充実に努める必要があります。また、自然体験や社会体験不足、核家族化や少子化の進展により、社会性に課題が生じていることから、体験活動を重視し、思考力・表現力・探究力を育む教育環境を整備する必要があります。国際理解教育、情報教育、環境教育、福祉・健康教育など、学校教育の果たすべき役割はますます大きくなっています。これらの教育を充実させ、子どもの「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域の連携を強化し、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりをさらに推進していく必要があります。

また、全国的に、いじめや不登校、学級崩壊などが大きな問題となっており、心身の調和のとれた児童生徒の育成が課題となっています。本市では、「心の教育相談員」を配置するなどして、心の教育にも力を入れていますが、思いやりの心や望ましい人間関係などを育む力をつけるため、人権、福祉、性などの教育に対する一層の努力が求められています。一方、特別支援学級については、一人ひとりの教育的ニーズを尊重した教育ができる体制の強化、教育内容・方法の質的充実を図る必要があります。また、就学指導の適正化、障害のある子どもに対する正しい認識と理解をより一層図らなければなりません。

学校施設については、耐震性の強化や老朽化対策への早急な対応が求められており、児童生徒などの安全と災害時に地域住民の避難場所となることを考慮して、順次改築や耐震化を進めていく必要があります。

学校給食については、食生活をめぐる環境の変化に対し食育の推進が重要になっています。また、食品に対する安全・安心志向や地産地消への期待に応えるとともに、給食施設の合理的な運営に努めていく必要があります。

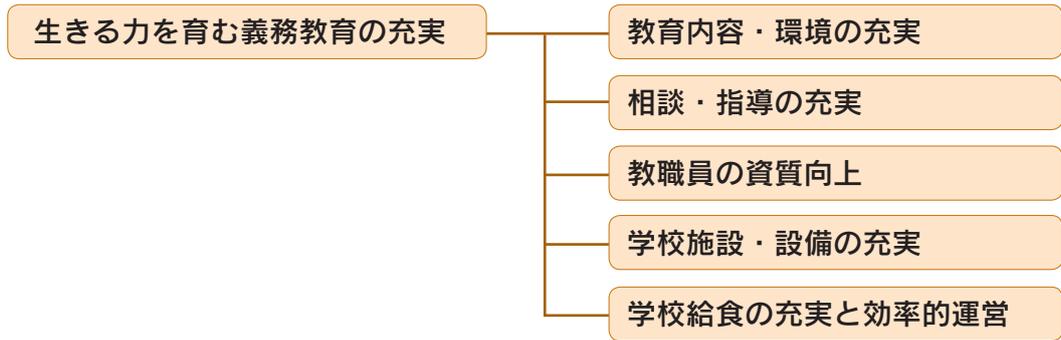
### (計画目標)

- 学校・家庭・地域及び関係機関相互の連携を図りながら、教育環境の整備や教育内容の充実、きめ細かな児童生徒指導の推進を図り、筑西市の教育目標の具現化を目指します。
- 衛生管理の徹底を図り、給食献立には行事食や季節食、地域の産物(地産地消)を活用した筑西食の日などテーマをもうけながら、魅力ある給食の提供に努めます。また、食育の推進や安全性の確保に努めながら、学校給食の充実と適正な運営を図ります。

#### 【筑西市の教育目標】

- 自ら学び自ら考え確かな学力を身につける
- 思いやりのある豊かな人間性をつちかう
- たくましく心身ともに健康な体をつくる

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 教育内容・環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 発展的な学習の土台となる基礎的学力の定着に努めるとともに、一人ひとりの個性を生かし、自ら学び考える力、判断力を育成します。</li> <li>• 国際化、情報化等の社会変化に対応した教育を進めるとともに、地域の人たちとふれあう機会を拡充します。また、環境問題、エネルギー問題、福祉教育等の新しい課題に対応した教育を進めます。</li> <li>• 地域の伝統を生かした教育活動を推進することで、特色ある学校づくりや地域との交流を促進し、学校・家庭・地域が共同体となるよう働きかけます。</li> <li>• 子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばせるよう、指導方法の工夫など、特別支援教育の充実を図ります。</li> <li>• 自ら学び考える力など、子どもたちの「生きる力」を育むために教職員研修を一層充実し、授業力などの向上を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各教科の授業における言語活動の充実や問題解決的な学習の促進</li> <li>• 理数教育の充実を図るために「理科・算数教科担任制の導入」、「理科読・算数・数学読感想文コンクールの実施」、「理科支援員の配置」、「観察・実験器具の装備」、「科学研究作品展」等の充実</li> <li>• 小中学校の連携を通しての、系統的・発展的な指導の充実</li> <li>• 外国語指導助手派遣事業を重視した小中学生のコミュニケーション能力の向上</li> <li>• 環境教育及びエネルギー教育の充実を目指した筑西市「省エネの日」、「省エネ月間」の実施</li> <li>• 地域の伝統教育の充実を図るための社会科副読本の改訂</li> <li>• 学校と地域が連携した行事への取り組みと、高齢者や福祉施設との交流の充実</li> <li>• その子に合った指導の在り方を吟味し支援するための障害児就学指導委員会の充実</li> <li>• 筑西市教育委員会指定の教育研究発表会や魅力アップ授業づくり研修会等を通しての実践的な教師の授業力・教師力の向上</li> </ul>

施策名	施策内容	主な取り組み
2. 相談・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の理解と好ましい人間関係づくりを通して学級経営の充実を図り、きめ細かな児童生徒指導に努めます。</li> <li>不登校、発達障害、情緒不安など、子どもたちの心の問題に対応するため、心の教育相談員等の相談体制を更に充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担任教師の学級経営の支援を行い、子どもの心の居場所となる学級集団の育成を目指した生活指導員配置事業の実施</li> <li>臨床心理の専門家や心理学専攻の大学院生等の配置による教育相談室運営事業の充実</li> </ul>
3. 教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな研修の場を通して教職員の資質の向上を図ります。</li> <li>指導主事等の学校訪問による助言・指導により、教科や学級経営、生徒指導等の諸問題の解決を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究員研修、人権教育研修会、教員社会体験研修、教育論文研修会の実施</li> <li>指導主事等の学校訪問による助言・指導</li> </ul>
4. 学校施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難所としての機能や地域開放も視野に入れながら、老朽化施設の改修を計画的に進めます。</li> <li>学校間ネットワークシステムの整備や校内LANなど、情報化に対応した教育環境の整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改築・大規模改修をすすめながら耐震補強をH27年度内に100%達成</li> <li>効果的な学習環境の整備を目指した筑西市小中学校等情報化整備計画に基づいた年度計画による教育情報機器の更新</li> </ul>
5. 学校給食の充実と効率的運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全でおいしい学校給食を実施するため、一層の衛生管理に努めるとともに、新鮮で安全な地元農産物や旬の食材の導入、献立の工夫等、食育の推進に努めます。</li> <li>老朽化した施設の整備により、効率的な運営を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生検査の一層の充実</li> <li>筑西食の日などテーマをもうけながら、地元農産物の積極的な導入</li> <li>栄養教諭と栄養士を中心とした、食育の推進</li> <li>老朽化した施設及び調理器具等の整備</li> </ul>



協和中学校

### 3. 高等教育機関等との連携

#### (現況と課題)

心の豊かさを求める価値観の高まりや、急激な技術革新など社会経済環境の変化に伴い、高等教育の果たす役割がますます重要になっています。国際化や情報化など新たな時代の変化に対応した多様かつ高度な人材の育成が要請されています。また、近年、社会が高度化・複雑化し、グローバル化が進展する中で、職業能力の向上や個人のキャリアアップにつながるような専門的な知識や技能を習得するための取組みが求められています。

本市には、4つの県立高等学校を含む6つの高等学校・専門学校等が設置されています。これらの教育機関では、それぞれ独自に学校開放講座等を実施していますが、個別的・単発的であり、生涯学習として体系化されたものではありません。今後は、地域の社会資源として、教育機関の持つ優れた機能を生涯学習推進施策体系の中に位置づけ、生涯学習活動や人材育成等、生涯学習のまちづくりに活用できるよう、関係機関との協力体制を確立していく必要があります。

大学等の高等教育機関は、地域の教育・文化の振興に大きな影響をもたらすものであり、活力ある地域づくりのための人材育成に果たす役割は大きなものがあります。現在、筑西市を含む県西エリアには大学がなく、地域活性化等のためにも大学等の誘致を望む声があり、大学等の高等教育機関の誘致が課題となっています。

#### (計画目標)

- 地域と教育機関との連携を通じて、高度化・専門化する学習ニーズに対応した学習機会を創出するとともに、地域の教育・学習の場として開かれた学校づくりに努めます。
- 時代の要請に応えられるよう、大学等の高等教育機関の誘致を図り、市民がどのライフステージでも高等教育の機会が得られるよう、関係機関に働きかけます。

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地域と教育機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育機関相互の連携を深め、学校開放講座などの一層の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等教育機関との提携事業、施設や人材の活用、各種イベントの協力などを通じた地域交流の推進</li> </ul>
2. 高等教育機関の立地誘導と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学等高等教育機関の立地誘導を進め、市民の各種専門的な学習の機会を創出します。</li> <li>公開講座の開設、文化、スポーツなどを通じ大学等と市民との相互交流を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種要望活動を通じた、高等教育機関の誘致</li> <li>大学公開講座等を通じた高等教育機関との連携</li> </ul>

## 第3節 地域で進める青少年の健全育成

### 1. 青少年の健全育成

#### (現況と課題)

核家族化が進む家庭環境や、女性の社会進出、地域社会における近隣とのふれあいの低下など、青少年を取り巻く社会環境は変化しています。ライフスタイルの変化や価値観の多様化等、青少年を取り巻く環境が大きく変化している中、非行の低年齢化や無気力・無関心な子どもが増えるなど、青少年の心の不安定さが社会問題となっています。青少年の生活は、室内型となっており、戸外での遊び、自然とのふれあい、地域の人々とのふれあいが減少しています。また、情報化の急速な進展により、さまざまな情報を得ることが容易になる反面、有害な情報への接触により、子どもの人格形成に悪影響を及ぼす恐れがあります。

今後は、これらの諸問題の解決の糸口を探り、社会環境の変化に対応できる青少年の育成を図るため、家庭、学校、青少年センターを中心として、青少年相談員や青少年育成筑西市民の会などの関係機関や地域の安全ボランティア等との連携をさらに強化し、青少年の健全育成を進める必要があります。

また、ボランティア活動、職業体験、自然体験、スポーツ・文化活動、環境美化等の社会参加活動を促進し、青少年が多様な人間関係を経験して主体性を育むことができるような取組みを進める必要があります。

#### (計画目標)

- 家庭や地域が果たす役割の重要性を再認識し、家庭・学校・地域が一体となって青少年の健全育成に努めるとともに、主体的に活動できる場の創出を図り、青少年が思いやりの心や豊かな人間性を育むことができる環境づくりを進めます。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
地域子ども安全ボランティア	6,549人	7,000人
子どもを守る110番の家	3,019軒	3,500軒

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年問題協議会を中心として、関係機関・団体が相互の連携を強化し、市民と一致協力して、非行の未然防止や問題解決のための活動を積極的に推進し、諸活動が総合的・効果的に行われるよう推進体制の充実を図ります。</li> <li>青少年が成長段階に応じた社会参加ができるように、文化、スポーツ、ボランティアなどの活発な地域活動を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年問題協議会の開催</li> <li>成人式典の開催</li> <li>青少年センターの運営</li> </ul>
2. 青少年団体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども会、スポーツ少年団、高校生会などの青少年団体の育成・支援を推進します。</li> <li>青少年団体活動の活性化を図るため、青少年リーダーの育成を推進します。</li> <li>青少年育成筑西市民の会など、青少年の健全育成に取り組む市民団体を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども会育成連合会への補助金の交付</li> <li>青少年育成市民の会への補助金の交付</li> </ul>
3. 非行防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や関係機関、青少年育成団体、家庭、地域が密接な連携をとりながら、問題行動の早期発見・指導に努めるとともに、有害広告を追放するなど青少年のための環境浄化を図り、地域ぐるみで非行防止活動を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年相談員を委嘱し、街頭補導・電話相談などの実施</li> </ul>



地域子ども安全ボランティア



## 2. 家庭・学校・地域の連携

### (現況と課題)

青少年非行の深刻化やいじめ、不登校などの青少年をめぐるさまざまな問題の背景として、少子化、核家族化の進行、出生率の低下等による家庭や地域の人間関係の希薄化、子どもの遊びの変化、家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。また、子どもを標的とした凶悪事件も多発しており、家庭・学校・地域が連携して子どもの安全を守り、地域全体で子どもを育てていくという意識を高めていくことがますます重要になっています。

旺盛な知識力と柔軟な思考力を持った青少年に対して、創造・体験の場、身近な遊び場を提供することによって、心身ともに健やかな成長を図ることは重要な課題です。本市の自然環境や歴史などの資源を生かして、青少年が楽しみながらさまざまな創造や体験ができる場の整備が必要です。さらに、地域が協力し合って、自然体験や社会体験などさまざまな活動の場や機会を提供しながら、家庭と地域の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。

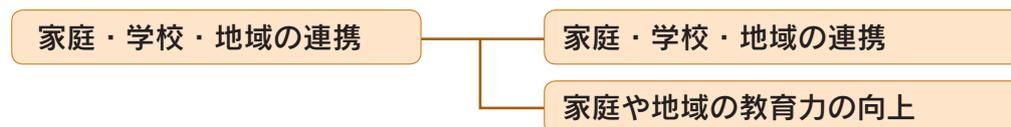
### (計画目標)

- 家庭、学校、地域が一体となって、相互の教育機能を高めながら社会環境の改善に努めるとともに、指導体制や相談・情報機能を充実し、青少年の健全育成を図ります。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
自然体験活動、社会体験活動等への参加者数	2,871人	3,000人
家庭教育学級数	43学級	47学級

### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 家庭・学校・地域の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭、学校、地域が密接に連携・協力して青少年が安全で安心して学校生活が送れるよう、子ども安全パトロールの実施などによる環境整備に努めます。</li> <li>家庭、学校、地域の連携による身近な自然環境、歴史・文化等とふれあえる場・機会の充実を図るとともに、ボランティア活動などへの青少年の積極的な参加を促進します。</li> <li>地域ぐるみで青少年の健全育成活動が行われるように青少年健全育成組織の拡充に努め、組織同士の緊密な連携を深めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子どもボランティアの募集</li> <li>放課後子ども教室の開催</li> <li>小中学校PTA連絡協議会へ補助金を交付</li> </ul>
2. 家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育学級の充実など、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、子育て支援施策・相談体制の充実に努めます。</li> <li>地域における多様な体験活動などを通して、さまざまな分野における親子のふれあい事業を推進し、ともに学びふれあう親密な関係づくりから、信頼関係を育むことにより、地域の教育力を高めていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育学級の開設</li> <li>茨城県社会教育委員連絡協議会研修会等への参加促進</li> </ul>



報徳壹圓塾枝豆狩り



里山キャンプ

## 第4節 生涯スポーツの推進

### 1. 生涯スポーツの推進

#### (現況と課題)

スポーツ活動は、体力の増強、健康の保持・増進に加え、精神的リフレッシュ、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたり、良い効果を与えてくれるものです。また、団体競技やグループでの活動は、地域コミュニティの活性化にもつながります。本市では、体育協会、スポーツ少年団が組織化され、地域に密着した活動が行われていますが、一方では、年齢、体力、技術などにとらわれず、いつでも、身近な場所で、多様な種目に気軽に参加できる、「総合型地域スポーツクラブ」※の普及が求められています。

こうしたスポーツ活動の場として、体育館・運動場をはじめ、トレーニングセンター、武道館、体育センター、テニスコート、ファミリースポーツ公園など、市民ニーズに対応した各種施設が整備されています。しかし、老朽化の見られる施設があるほか、スポーツに対する市民のニーズが多様化、高度化してきていることから、施設、設備面の充実を図っていくことが求められています。とくに、スポーツ施設は災害時の予備避難所に指定されていることから、老朽化に合わせて修繕が課題となっています。

一方、スポーツ振興や活動の日常化に不可欠である指導者の育成とレベルアップを図り、人材を上手に活用するとともに、初心者でも気軽に楽しめるニュースポーツなどの普及に努める必要があります。総合型地域スポーツクラブ※は知名度が低く、その運営の中核となるクラブマネージャーも機能を十分に果たせていないため、活動を広く周知し、誰もが気軽に参加できるクラブになるように育成していく必要があります。

#### (計画目標)

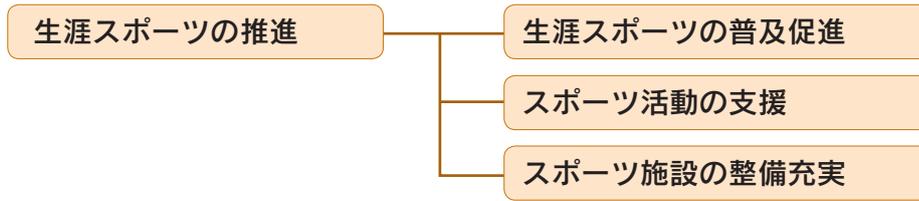
- 市民の生涯を通じたスポーツ活動の振興を目指し、各種スポーツ団体等の育成・支援を図ります。
- スポーツ施設等の整備充実を図るとともに健康づくり施設等との連携のもと柔軟で効果的な施設利用を推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
体育協会加盟団体	26団体(9,202人)	28団体(10,000人)
スポーツ少年団加盟団体	65団体(1,104人)	65団体(1,100人)
体育施設の利用者数	558,565人(平成22年実績)	650,000人

※総合型地域スポーツクラブ：種目、世代・年齢、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブ。

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 生涯スポーツの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種教室や講習会等の開催を通して、軽スポーツ、ニュースポーツ、高齢者スポーツの普及など、体力や年齢に応じて誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる生涯スポーツ活動の普及に努めます。</li> <li>各種団体における活動の情報収集及び市ホームページなどを利用したスポーツ情報の提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニュースポーツ教室の開催</li> <li>各種スポーツ大会の開催</li> </ul>
2. スポーツ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種スポーツ・レクリエーション活動に応じた指導者の養成と資質向上のため、指導者・リーダー養成講習会等への参加を促進します。</li> <li>地域に応じた個性ある豊かなスポーツ社会を実現するため総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。</li> <li>地域の連帯感を深めるスポーツ祭りなどの市民参加型イベントや、各種大会のスポーツイベントの開催誘致に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導者・リーダー養成研修への参加派遣</li> <li>各スポーツ団体の育成</li> </ul>
3. スポーツ施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様化するスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、スポーツ施設の整備を図るとともに、既存施設の充実や学校施設の開放を推進します。</li> <li>使用料の適正化を図るとともに、民間活力及び指定管理者制度への移行を研究し、より効率的、効果的な施設運営に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の改修事業の推進</li> <li>学校体育施設の開放推進</li> </ul>

## 第5節 地域文化の振興

### 1. 歴史・伝統文化の保全・継承・活用

#### (現況と課題)

本市は、豊かな自然と恵まれた環境のもとで、古くからの文化遺産を数多く有しています。その多くは、指定文化財として大切に保護され、また、地域に根差した文化財として守り育まれてきました。こうした文化財は、国民共有の文化遺産として位置づけられ、将来にわたり保護・保存して行かねばなりません。また、重要な価値を有しながらその存在が知られていない文化財も多くあることから、こうした未指定の文化財に対しても調査・研究に努めるとともに文化財を通して郷土愛を育むなどの施策が求められています。

ふるさと志向の高まりとともに、郷土の歴史や文化に関心を持つ市民が増加しつつある中で、散逸の恐れのある文化財などの調査を進めるとともに、地域に伝わる伝統芸能などを保存・伝承し、郷土愛を育み、地域文化を創造することができるよう、その活用を図るためのシステムづくりが求められています。一方、市内には、東日本大震災で被災した文化財も多く、早急な復旧が求められています。こうした文化財に対しては、その価値を失うことがないよう早い段階での支援策を講じる必要があります。

近年のめまぐるしい開発や生活様式の変化の中にも、変わることなく守り続けて行かなければならない文化遺産を理解し、郷土の誇りとして地域と行政が協働して保存・継承していく必要があります。また、文化財情報のシステム整備や市民が文化財に触れる機会の創出、学べる環境を整えることも求められています。

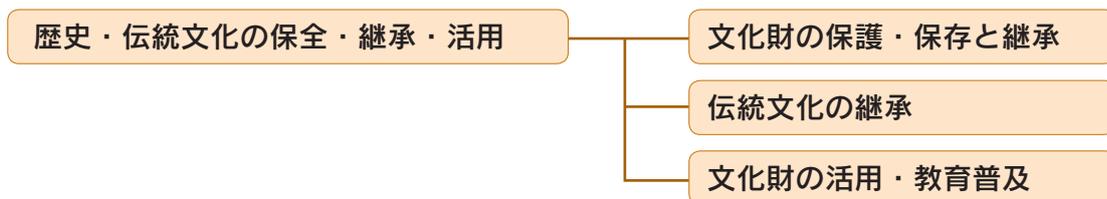
#### (計画目標)

- 文化財の保護・保存と活用を推進し、将来にわたり継承に努めます。また、地域の歴史や文化を掘り起こし、歴史の拠点づくりを推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
指定文化財、国登録文化財の件数	156件	160件

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 文化財の保護・保存と継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定、未指定の文化財に対して、調査と研究、保護・保存に努めます。</li> <li>埋蔵文化財の保護に関して関係機関等との調整に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保護と保存に関する管理、指導助言、調査と研究の推進</li> <li>埋蔵文化財の保護に関する適切な管理と指導</li> </ul>
2. 伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史資源を掘り起こし、地域との協働を軸に再発見と活用にあ努めます。</li> <li>地域に伝わる伝統芸能、工芸、技術などの伝統文化を保存・継承するとともに、歴史的建造物等の保存を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財や重要遺跡の再調査の推進</li> <li>地域の文化財の掘り起こし及び再発見</li> </ul>
3. 文化財の活用・教育普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育普及に資するため、資料の収集、展示や体験学習の実施などに努めます。</li> <li>指定文化財や歴史遺産、収蔵資料などの文化財情報をデータベース化し、文化財情報システムを整備します。</li> <li>文化財保護と愛護思想の高揚を図るための周知に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財に関する情報の発信、周知、人材の確保</li> </ul>



小栗太々神楽



文化財・荒川邸

## 2. 文化・芸術の振興

### (現況と課題)

本市は、多くの芸術家や文化人を輩出してきた恵まれた環境と風土を有するとともに、地域においてもそれぞれの特性に応じた文化や芸術が育まれ、まちづくりに大きく寄与してきました。文化・芸術は、心の豊かさのあらわれであり、市民の主体的な活動によって創りあげられるものです。そのために、誰もが参加しやすい環境づくり、文化・芸術情報の提供、文化交流の推進など、今後とも活動の底辺を拡大することが必要です。

一方、各種の文化・芸術団体が組織され、芸術祭や文化祭などのイベントにおいて、日ごろの活動の成果が発表されています。こうした自主的な文化活動は盛んに行われていますが、指導者が不足しがちであるほか、参加者の固定化や若年層の活動離れが懸念されています。そのため、地域に根ざした指導者の養成や、初心者でも参加できる入門講座の開設により、参加しやすい環境づくりを進め、自主的な活動を支援していくことが必要になります。

さらに、今後は、地域での文化・芸術活動の拠点づくりや、市民の自主的な文化・芸術活動の支援、各種団体・サークルの育成などを通して、魅力ある文化・芸術のまちづくりを推進していく必要があります。

しもだて美術館は、平成15年県内初の市立美術館として開館し、郷土ゆかりの作家による作品の収集・展示を核として、常設展・企画展の開催や、ワークショップ、作品鑑賞会などの活動を行い、文化・芸術に親しめる場の提供に努めています。また、美術館を拠点として、文化勲章受章者である板谷波山・森田茂の顕彰をはじめ、筑西市の文化を広く全国に発信していくとともに、民間施設との連携と支援、芸術祭や文化祭、薪能の開催など、新たな市民文化を育む文化事業の一層の充実に努めていく必要があります。

### (計画目標)

- 市民が優れた文化・芸術に触れ、親しむ機会の拡充や文化情報の提供、地域における優れた文化活動の活発化などに努め、いきいきとした文化・芸術活動の振興を図ります。
- 個性豊かで活発な文化・芸術活動を促進するため、文化・芸術団体の育成、指導者の養成など文化的な環境づくりに努めます。
- 郷土に関連する新進作家や美術に関わる情報を集積し、広く市民に情報提供していくことで、豊かな地域文化創造につながる文化・芸術活動の振興と優れた芸術に触れる感動を体験できる市民の誇りとなる美術館活動を推進します。

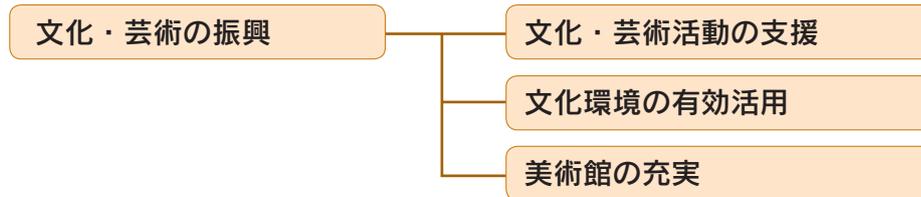


アルテリオ

## (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
美術館への入館者数	30,000人	33,000人
文化・芸術団体への加入者数	2,834人	3,000人
板谷波山記念館への入館者数	5,412人	6,000人

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 文化・芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・芸術団体への活動支援を図るとともに、社会教育施設の有効活用と連携に努めます。</li> <li>文化・芸術団体の育成と市民の文化意識の高揚を図ります。</li> <li>民間の施設の活動を支援するなど、市民が数多く芸術に親しめる場の提供に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化事業の継続</li> <li>文化・芸術活動の拠点となる施設の整備充実</li> <li>民間施設との連携と支援</li> </ul>
2. 文化環境の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・芸術の振興を図るため、関係機関や各種団体、民間施設等との連携に努めます。</li> <li>各種文化・芸術情報を共有し提供するネットワークづくりを推進します。</li> <li>文化・芸術活動を通じた交流が進むよう、イベントの開催に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理施設等の有効活用</li> <li>文化・芸術の情報発信</li> </ul>
3. 美術館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた文化・芸術を体験し、ふれあう場として、また文化・芸術活動の振興と情報発信の拠点として、「しもだて美術館」の一層の充実を図ります。</li> <li>学校や企業との連携を図りながら、魅力ある展覧会や講演会の開催、ワークショップの実施など、世代・地域を超えて市民が参加できる文化事業の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力ある展覧会の開催</li> <li>市民が参加できる文化事業の充実</li> </ul>

第5章

# 心和美しく豊かな景観と環境を大切にしまちづくり

## 第1節 自然環境の保全と景観づくり

### 1. 自然環境の保全

#### (現況と課題)

本市は、筑波山を望む美しい田園環境、鬼怒川をはじめとする河川の水辺、里山・平地林などの自然環境を有しています。これらは歴史ある市街地や潤いある集落環境を背景として、市民の誇り、心の拠り所となっています。近年では地球温暖化などの地球環境への認識の高まりから環境問題や河川の美化、里山の保全に取り組む市民・団体の活動も活発に行われています。

本市が誇るこうした豊かな自然環境を保全して、将来の世代に継承していくことが市民と行政の責務であることを改めて認識し、市民と行政が協働で環境保全に取り組んでいく必要があります。

今後は、自然環境の保全や地球環境に配慮した生活環境対策に積極的に取り組むとともに、心和田園風景や地域にあった街並みづくりなど、新たな時代に向けて、本市の個性・魅力が際立つ美しい都市環境づくりを推進していく必要があります。

#### 市内主要5河川のBOD<sup>※</sup>の適合状況

(単位:%)

	鬼怒川	小貝川	五行川	大谷川	糸繰川	総合適合率
平成18年度	63	67	88	88	100	81
平成19年度	100	88	100	63	100	90
平成20年度	100	88	100	100	100	98
平成21年度	100	100	100	88	100	98
平成22年度	100	100	100	100	100	100

#### (計画目標)

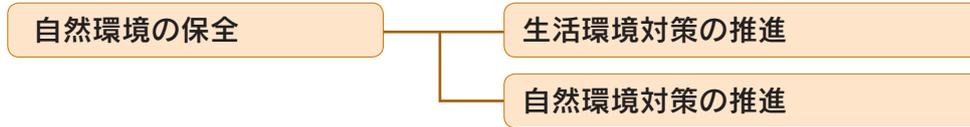
- 豊かな自然環境や生態系を守り、自然と共生する環境への負荷の少ないくまちづくりを目指し、公害防止をはじめとする生活環境の保全に努めるとともに、市民の憩いの場となる河川や緑地等の保全に市民とともに取り組んでいきます。

※BOD:生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

## (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
BODの総合適合率	100%	100%

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 生活環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用水域や地下水の監視、調査を実施するとともに、工場、事業所等から排出される水及び地下に浸透する水を監視し、周辺地域の環境保全に努めます。</li> <li>ばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を監視し、大気汚染防止に努めます。特にダイオキシン類、環境ホルモン等の有害物質対策には監視対策の充実、強化に努めます。</li> <li>工場等の騒音・振動については、防音・振動対策を指導します。また、日常生活における近隣騒音については、事業者や住民に対する啓発を図り、静穏な生活環境の保全に努めます。</li> <li>工場その他の事業場の悪臭については、立入調査を強化し悪臭防止対策に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水環境に対する意識の高揚</li> <li>公共用水域等の水質調査</li> <li>工場、事業所等の立入調査の実施</li> <li>自動車騒音常時監視調査</li> </ul>
2. 自然環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民主体の緑環境の保全に努めます。</li> <li>みどりの保全や河川の浄化対策を図り、生き物の棲みやすい自然と共生する環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人への里山の保護活動委託</li> <li>環境問題の調査研究</li> <li>生活排水対策の充実</li> <li>河川の美化、里山の保全に取り組む市民・団体の活動支援と連携</li> </ul>

## 2. 景観づくりの推進

### (現況と課題)

平成16年6月、景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定され、多くの自治体において景観形成の取り組みが進められています。本市は、筑波山を望む広大な田園景観、鬼怒川・小貝川をはじめとする河川や緑地の景観、北部丘陵地の山林や田園に残る里山・平地林・集落景観など、豊かな水と緑を象徴する自然景観を有しており、これらは市民のふるさとの風景として継承されてきました。また、古くからの県西地域の中心地として発展してきた歴史と文化の環境は、自然環境と相まって多くの芸術家を輩出する風土として本市に深く根付いています。

今後とも、先人が守り育ててきた環境や歴史・文化と暮らしとの関わりを次代にしっかりと継承していくため、美しい自然・田園景観や歴史的街並みの保全、都市の活力を象徴する風格ある市街地の景観など、筑西市ならではの魅力ある都市環境・景観づくりに市民とともに取り組んでいく必要があります。

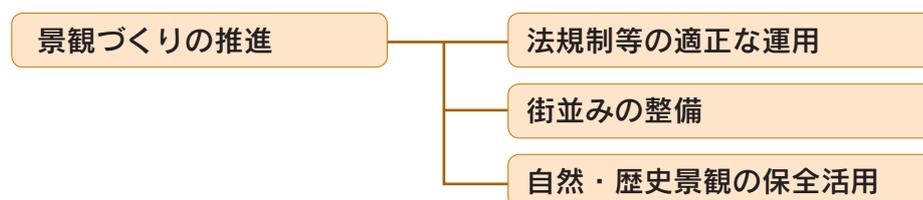
### (計画目標)

- 美しい自然景観と歴史・風土が調和した筑西市らしい街並み・景観を創出し、次代に継承していきます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
違反屋外広告物是正・指導	0件	250件

### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 法規制等の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観法や屋外広告物法に基づく県条例の適正な運用を行うとともに、「都市計画マスタープラン」※に基づきながら、地域の特性を活かした景観形成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物規制の適切な運用</li> </ul>
2. 街並みの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な居住環境を維持するため、計画的な都市基盤の整備と街なかの自然環境との調和を図りながら、誰もが誇りをもって住み続けられる美しい街並みづくりを推進します。</li> <li>街なかにおいては、蔵造りや歴史ある建物など、昔ながらの景観と共存を図りながら、文化的で活力と賑わいのある街並みづくりを推進します。</li> <li>違反広告物等への適切な規制を行うとともに、市民の住まい環境・景観への関心を高め、違反ビラなどの撤去作業を行う団体の増加など景観づくりへの積極的な参加を促進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観資源の把握や活用策についての協議の推進</li> <li>地区計画制度や建築協定、緑化協定等の活用</li> <li>稲荷町とおりにおける街並み協定に基づく美しい街並みの形成推進</li> <li>茨城県まちの違反広告物追放推進制度の推進</li> </ul>
3. 自然・歴史景観の保全活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑波山を望む景観に配慮するとともに、鬼怒川や小貝川などの河川景観、平地林などの残された貴重な自然、緑豊かな田園・集落景観、歴史ある街並み景観などの保全に市民とともに取り組むとともに、自然環境・景観の保全に取り組む市民・団体の活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「かわまちづくり計画」の推進</li> <li>自然環境・景観の保全に取り組む市民・団体の活動支援と連携</li> </ul>

※都市計画マスタープラン: 都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

## 第2節 地球環境を守る循環型社会の形成

### 1. 循環型社会の形成

#### (現況と課題)

本市では循環型社会の構築に向けて、分別収集の徹底、資源ごみの回収の充実によるごみの減量化を推進しており、1世帯当りのごみの排出量は全国平均よりも少ない状況にあります。一方、資源ごみの回収量は減少傾向にあり、今後とも、市民やリサイクル推進団体の協力を得ながら、筑西市全体のごみ排出量の減少とリサイクル率の向上を図っていく必要があります。

また、ごみ処理については、「一般廃棄物処理計画」に基づく適正処理を進めているほか、し尿及び浄化槽清掃汚泥は、筑西広域市町村圏事務組合し尿処理施設により衛生的に処理を行っています。

地球温暖化対策では、筑西市地球温暖化対策実行計画を基本にした施策を展開しています。

不法投棄対策は、地域の豊かな自然環境を守る上で、重大な社会問題となっており、今後とも、地区のリサイクル団体等との連携を図りながら、防止看板の設置や監視・パトロール体制の強化を図っていく必要があります。

今後は、「筑西市きれいなまちづくり条例」の施行に伴い、市、市民等、事業者及び所有者等が、それぞれの責務を自覚のうえ、清潔できれいなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

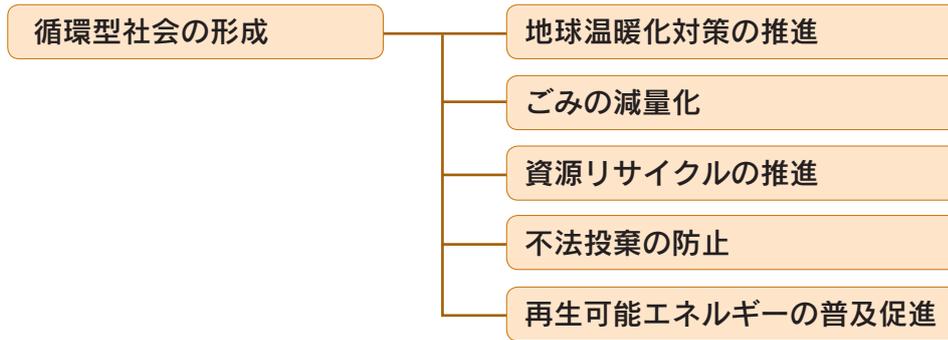
#### (計画目標)

- 市民と行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、市民や企業の意識の一層の高揚を図り、ごみの減量化・再資源化・再生可能エネルギーの普及を推進し、次世代に継承すべき良好な地域環境を保全します。
- 「筑西市きれいなまちづくり条例」に基づき、市、市民等、事業者及び所有者等が相互に協力して連帯意識を高めながらきれいなまち筑西の実現を目指します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
リサイクル率(収集ベース)	11.1%	13.0%
1人が1日に排出する家庭ごみの量	609g	550g

## (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「筑西市地球温暖化対策実行計画」を基本に各施策を展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等における二酸化炭素の排出削減や省エネルギー・省資源などの推進</li> <li>民間施設や一般家庭で取り組む地球温暖化対策の普及・啓発</li> </ul>
2. ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 R 広報紙の発行など、ごみの減量化についての啓発を図るとともに、ごみの減量化に有用な生ごみ処理機器の利用を促します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動処理機器・コンポスト・EM ぼかし容器<sup>※1</sup>購入費用を助成する補助金交付事業の周知</li> </ul>
3. 資源リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル団体や自治会等、市民との協働のもと分別収集・リサイクルの推進を図ります。</li> <li>ごみ減量化同様 3 R 広報紙の発行などで各家庭でのリサイクルの意識高揚を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別収集・リサイクルの推進</li> <li>リサイクル意識の高揚</li> </ul>
4. 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川や山林への不法投棄の防止に努めます。</li> <li>市民・団体との連携のもと、不法投棄の監視やパトロールの強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>きれいなまちづくり条例の周知</li> <li>家電リサイクル法に基づく処理の周知</li> <li>粗大ごみ戸別回収制度の周知</li> </ul>
5. 再生可能エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への負担の少ない再生可能エネルギーの普及促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システムなどの普及・啓発</li> </ul>

※1 EM ぼかし容器: EM 菌(有用微生物群)によって、生ゴミをたい肥にする容器。

## 第3節 計画的土地利用と市街地の整備

### 1. 計画的土地利用の推進

#### (現況と課題)

本市は、全域20,535haが都市計画区域に指定され、そのうち約7%に当たる1,522haが市街化区域となっていますが、近年、市街地の空洞化や商業施設、住宅の郊外立地など、社会経済情勢等を背景に土地利用の形態も変化しつつあります。

本市ではこれまで、土地利用の基本である地籍調査や、地域の特性に応じた土地利用の推進を図ってきました。

今後は、引き続き地籍調査の推進や、市街化区域の計画的な整備と効率的な土地利用、市街化調整区域における開発の適正な誘導など、さらなる地域の特性に応じた適切な土地利用の推進を図り、生活環境の向上と地域の活性化を図っていく必要があります。

また、筑西幹線道路等の整備により影響を受ける沿道地域や、市内の連携を高める沿道地域においては、周辺環境や地域の特性を踏まえた適切な規制誘導のもと、地域の豊かさにつながる秩序ある土地利用を推進していく必要があります。

#### 地目別土地面積

(単位:km<sup>2</sup>)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
平成12年	65.60	55.05	29.70	13.61	0.71	6.81	33.87	205.35
平成15年	65.54	53.72	30.18	13.39	0.70	7.45	34.37	205.35
平成18年	66.12	53.10	30.98	13.46	0.85	7.89	32.95	205.35
平成21年	66.00	52.89	31.28	13.26	0.82	9.29	31.81	205.35

資料:筑西市統計要覧(平成21年度版) 原資料:資産税課(概要調書)

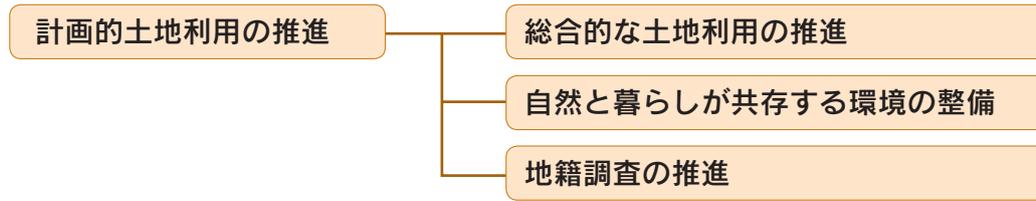
#### (計画目標)

- 地籍調査を推進するとともに、周辺都市との連携及び交流の強化を図り、県西地域の拠点都市に相応しい魅力や都市活力の向上を目指し、都市と自然のバランスを大切にし、農業環境や自然環境に配慮した適切な土地利用誘導と、地域特性を踏まえた適正かつ合理的な土地利用を推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
地籍調査事業の推進	119.70km <sup>2</sup>	120.76km <sup>2</sup>

**(施策の体系)**



**(基本計画)**

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 総合的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市計画マスタープラン」に基づく地域別の土地利用計画の策定や開発許可制度、市宅地開発指導要綱等の整備により、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。</li> <li>区域指定制度導入により、市街化調整区域での住宅建設の緩和を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画基本図作成</li> <li>都市計画基礎調査</li> <li>開発許認可事務</li> <li>用途地域確認事務</li> <li>用途地域や線引きの見直しの検討</li> <li>バランスのとれた土地利用の推進</li> <li>県指針に基づく都市計画道路見直しの検討</li> <li>区域指定制度の周知と運用</li> </ul>
2. 自然と暮らしが共存する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然や歴史環境を保全しながら、個性あるまちづくりや潤いある生活環境づくりへの活用を図ります。</li> <li>産業との連携に基づく複合的な土地利用の誘導や、地域の特性に応じた緑豊かな街並みづくりなど、自然と暮らしが共存する魅力ある環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用ゾーニングの検討と推進</li> </ul>
3. 地籍調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の権利の保護及び土地取引の円滑化、行政の効率化を図るため、国土調査法に基づきながら、未調査区域の地籍の実態を適切に調査します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査</li> <li>地籍簿作成</li> </ul>

## 1. 市街地の整備

### (現況と課題)

本市の市街地は、下館駅を中心とした中心市街地、川島駅・玉戸駅周辺の副次的市街地、各地区の既成市街地、工業団地から構成されており、それぞれの地区の特性に応じて、道路や公園等の都市基盤施設の整備を段階的に進めています。

本市ではこれまで、JR下館駅から国道50号までの県道稲荷町線を軸とする市街地において、目抜き通りとなる稲荷町線の拡幅、地域交流センターや美術館の建設及び筑西しもだて合同庁舎等の整備が行われ、文化・交流ならびに行政機能を担う都市生活支援拠点として、潤いと活力をもたらす中心市街地の再生が進められてきました。一方、歩道整備等、安全で快適な環境づくり、市街地の利便施設の維持や基盤整備等については一層の取り組みが期待されます。

今後は、下館駅周辺の歩道段差解消及び歩行者空間の確保による安全で快適なバリアフリー環境づくりを進め、ソフト事業を中心とした施策による活性化を図ります。

国道50号下館バイパス沿線については土地区画整理事業による面的・総合的な市街地整備により、良好な住環境の保全とゆとりある住宅地の形成を進めています。さらに既成市街地については、より安全で快適な居住環境の実現を促進するため、地区の位置づけや課題等を把握し、居住環境整備を促進します。また、市街化区域内での効率的な土地利用を図るため、地区計画制度の活用等について検討し、住民と行政の合意形成のもとに、適切な基盤整備に努めます。

また、「都市計画マスタープラン」に基づく土地利用計画や都市再生整備計画など計画的な市街地の整備を推進するとともに、地区の特性に合わせ、街並みや景観に配慮した市街地整備を推進していく必要があります。

### (計画目標)

- 本市の誇る豊かな自然環境・田園環境との調和を基本に、中心市街地への都市機能の集積による活力と魅力のある都市生活拠点の形成を図るとともに、地区の特性に合わせ、街並みや景観に配慮した市街地整備を推進します。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
土地区画整理事業(八丁台地区 施行面積60.1ha)	90.1%	100.0%

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 安全で快適な市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境や景観との調和を図りつつ、住民の理解と協力のもと、道路・公園をはじめとする公共施設等の計画的な整備を推進し、地域の特性が生かされた安全で快適な市街地の形成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランに基づく安全で快適な市街地の形成</li> </ul>
2. 中心市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>街並み環境の整備や街なかの魅力再生などを推進し、公共機能の集積を図りながら歴史と文化の香るまちの顔づくりに努め、市民の交流を促進し、高齢者等にも暮らしやすい活力ある市街地づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街並み協定の継続</li> <li>蔵や空き店舗の活用推進</li> <li>下館駅周辺の歩道段差解消及び歩行者空間の確保</li> </ul>
3. 土地区画整理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺市街地のスプロール化※の防止と、公共施設の整備改善・宅地の利用増進のため、土地区画整理事業による面的整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>八丁台土地区画整理事業</li> </ul>
4. 地区計画等の整備手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内での効率的な土地利用を図るため、地区計画の活用等について検討し、地域に即した安全で快適な生活環境や市街地環境づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海老ヶ島東部地区、東館地区について地区計画の活用等について検討</li> </ul>

※スプロール化: 都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。

## 第4節 交通環境の整備

### 1. 道路網の整備

#### (現況と課題)

本市の道路体系は、東西方向に走る国道50号、南北方向に走る国道294号の2路線を骨格とし、これらを補完する環状道路や放射道路として県道及び市道がネットワークを形成しています。東日本大震災時には、国道50号の一部が被災し一時通行止めとなり、交通渋滞を引き起こし災害復旧に支障をきたすこともあったことから、国道50号バイパスの早期完成が期待されています。

都市計画道路については、45路線、総延長125.42kmが計画決定されており、整備率は平成21年度末現在で46.1%となっています。中心市街地の活性化にも関係する国の官公庁施設と市の公共施設等を連絡する中島・富士見町線及び中島・西榎生線(都市計画内)の整備が平成22年度に完了し、中心市街地のアクセスの軸となる道路の一つとなっています。

現在、市街地環状線を形成する一本松・茂田線(筑西幹線道路)や中島・西榎生線(南伸)・都市計画道路の小川線の整備を進めています。

今後は、広域化する都市活動に伴い増大する交通需要への対応を踏まえつつ、「都市計画マスタープラン」等に基づきながら、計画的な道路整備を推進していく必要があります。

#### (計画目標)

- 国道50号バイパスの整備や国道294号の4車線化、主要地方道筑西・つくば線バイパスなど、広域交通網の整備を促進します。
- 筑西幹線道路をはじめ、交通渋滞を解消し活発な社会経済活動の基盤となる幹線道路網や都市計画道路の計画的な整備を推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
一本松・茂田線の整備率	41.0%	100.0%
中島・西榎生線(南伸)の整備率	0.0%	71.4%
小川線の整備率	0.0%	86.0%

#### (施策の体系)



## (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 国・県道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道の混雑緩和のため、国道50号下館バイパスの早期完成、協和バイパスの整備促進、さらには国道294号4車線化の早期実現を国・県に要望していきます。</li> <li>主要地方道筑西・つくば線バイパス等の整備を、引き続き県に要望していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道、県道の整備促進要望</li> <li>道路整備促進各種団体への参画</li> </ul>
2. 幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地環状線を形成する道路である一本松・茂田線(筑西幹線道路)や中島・西榎生線(南伸)の整備など、交通渋滞を解消し、活発な社会経済活動の基盤となる幹線道路の計画的な整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一本松・茂田線整備事業</li> <li>中島・西榎生線(南伸)整備事業</li> </ul>
3. 都市計画道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の道路ネットワークを強化するため、小川線などの都市計画道路の整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小川線整備事業</li> </ul>

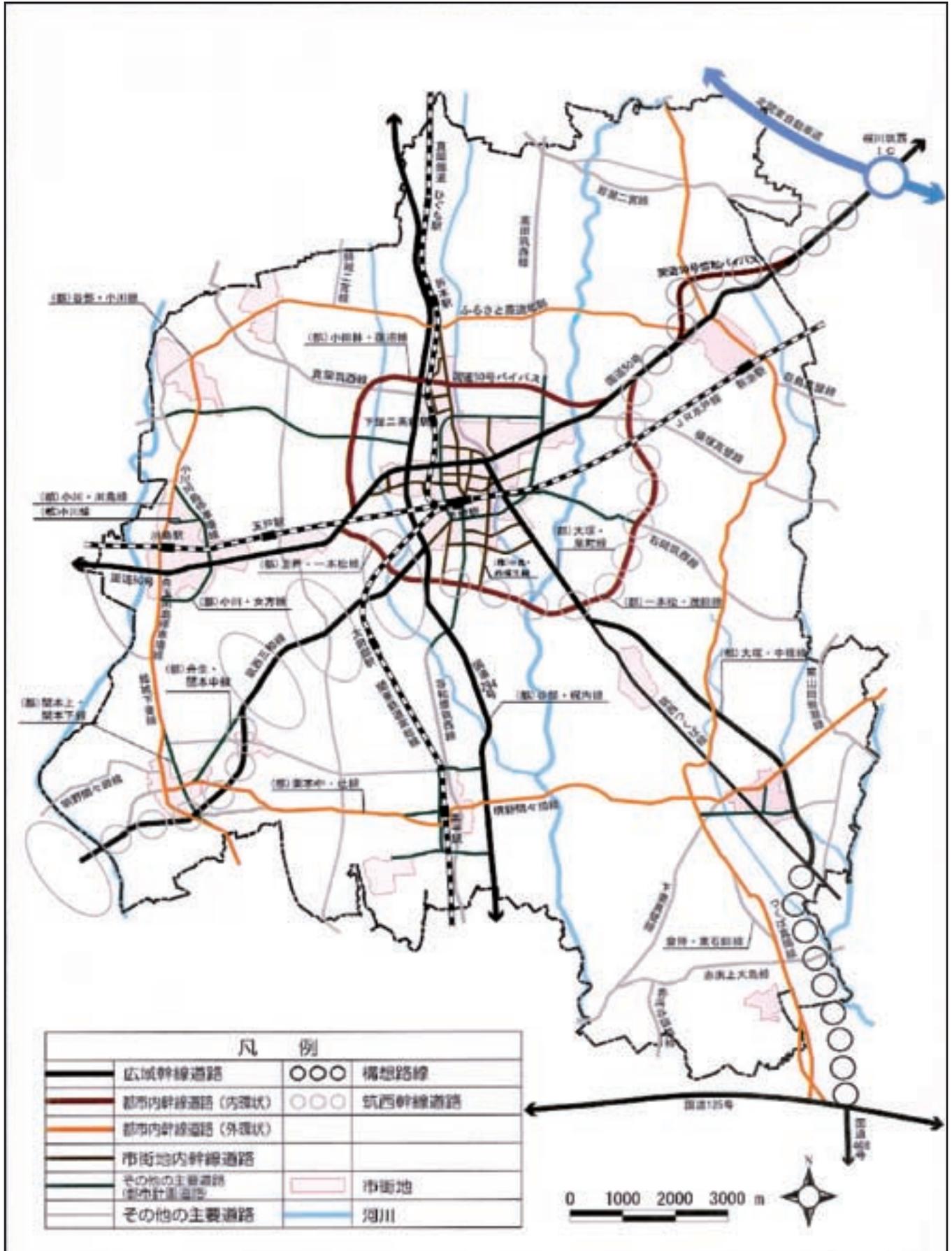


県道・筑西つくば線バイパス



倉持バイパス

### 主要道路構想図



## 2. 公共交通網の整備

### (現況と課題)

本市は、JR水戸線が東西を横断するとともに真岡鐵道真岡線及び関東鉄道常総線が南北を縦貫する鉄道交通の要衝となっていますが、これらの鉄道の利用者は全体として減少傾向となっています。また、自家用車への依存が高いことから、公共交通のおかれた環境は大変厳しい状況であり、民間路線バスが平成20年3月に全線が廃止されるなど、市民の主要な移動手段が不足している状態ですが、平成19年10月から交通弱者や交通不便地域の解消を図るため、デマンドタクシー「のり愛くん」の運行が始まっています。

今後は、高齢者や障害者をはじめ交通弱者への対応や市民の交通利便性の向上のため、デマンドタクシーの運行方法の検討や、コミュニティバスなどの研究・検討により、各種交通の連携による地域全体を網羅する持続可能な公共交通体系を構築していく必要があります。同様に、鉄道は通勤・通学者を含めた市民の日常生活や経済活動を支える公共交通の基盤であり、輸送力の強化や安全運行のための整備支援、利用促進を推進していく必要があります。

### ■鉄道の利用状況(1日平均乗車人数)

(単位:人)

	JR水戸線				関東鉄道常総線			真岡鐵道真岡線			
	下館駅	玉戸駅	川島駅	新治駅	下館駅	大田郷駅	黒子駅	下館駅	下館二高前駅	折本駅	ひぐち駅
平成18年	3,737	838	996	803	596	201	67	341	38	43	41
平成19年	3,727	837	966	785	645	186	70	372	32	39	44
平成20年	3,686	816	970	793	681	193	73	375	34	46	49
平成21年	3,548	811	886	698	602	135	65	306	34	39	43
平成22年	3,450	770	832	672	443	178	67	375	51	36	37

(資料:JR水戸支社、関東鉄道、真岡鐵道)

### (計画目標)

- 通勤・通学者の移動手段として欠くことのできない鉄道の輸送力強化や安全運行のための整備支援を推進し、利便性向上を図ります。
- 交通弱者や公共交通利用不便地域に対応し、市民のニーズに応えるデマンドタクシー運行方法を研究し構築していくとともに、コミュニティバスなど持続可能な交通システムによる公共交通体系を検討していきます。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
デマンドタクシーの利用人数	158.9人/日	200人/日

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 鉄道輸送の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の交通利便性の確保のため水戸線、真岡鐵道、関東鐵道の輸送力の強化を図り、利用促進を推進していきます。</li> <li>鐵道安全運行のための整備支援を推進していきます。</li> <li>第3セクターである真岡鐵道の経営の安定化を図り、安全性と利便性の向上を推進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利便性向上、輸送力の強化を関係機関に要望</li> <li>鐵道利用促進の推進</li> <li>常総線対策事業</li> <li>真岡鐵道(株)経営安定化支援事業</li> </ul>
2. デマンドタクシーの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンドタクシーの運行方法をさらに改善し、より利用しやすい交通手段となるよう利便性の向上を図ります。</li> <li>デマンドタクシー利用者の増加を図り、収益の改善を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンドタクシー運行と、より利用しやすいシステム構築</li> <li>デマンドタクシーのPR</li> </ul>
3. 公共交通システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバスなどの研究により事業としての継続性・採算性が確保された公共交通の構築を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティバスなどの研究</li> <li>デマンドタクシーなど他の公共交通との連携とあり方検討</li> <li>公共交通各種団体参画</li> </ul>

## 第5節 生活基盤の整備

### 1. 生活道路

#### (現況と課題)

本市の市道延長は2,647k m、舗装率は67.3%となっています。市内の各地区拠点間を連結する道路や周辺市町村へ連絡する道路整備については、前期期間内においても推進してきましたが、狭隘な道路は依然として多路線にわたり、交通安全及び生活基盤としての整備は未だ十分な状況ではありません。また、市道の一部である橋梁の老朽化が急速に進行する状況の中で、国土交通省は、平成19年度より「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度」を創設し、市町村においては、平成25年度までに長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕・更新していくことが必要となっています。

市街地内の道路は全般に幅員が狭く、屈曲部等通行不便箇所も多いことから、緊急車両の通行や歩行者・自転車の安全に配慮した整備が必要となっています。一方、通行車両の増加や大型化による生活道路の破損が著しく、市民から多数寄せられる補修要望にも対応していく必要があります。

今後は、市民生活を支える身近な生活道路を計画的・段階的に整備するとともに、交通安全施設の充実、快適な歩行空間の整備など、バリアフリーに配慮した高齢者や障害者などだれにもやさしい道路づくりを推進していく必要があります。

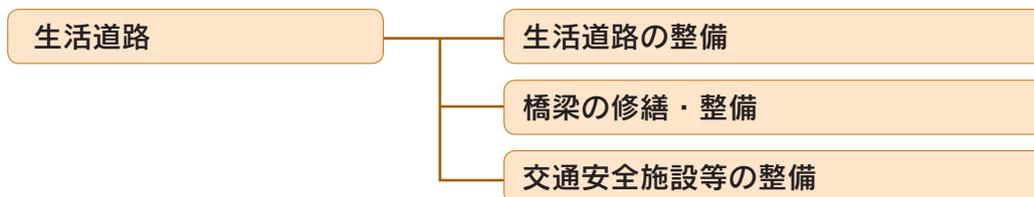
#### (計画目標)

- 狭隘道路の整備をはじめ、市民の日常生活を支える身近な道路網の計画的な整備を図ります。
- 交通環境の維持・改良を計画的に推進するとともに、安全で快適な歩行者・自転車道の整備を推進します。

#### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市道の舗装率	67.3%	70.0%

#### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の各地区拠点間を連結する道路や周辺市町村へ連絡する道路など、幹線道路を補完し、市街地の形成を支援する生活道路の計画的な整備を図ります。</li> <li>日常生活を支える身近な道路の維持・管理や狭隘・屈曲部など危険箇所の改良に努め、安全性・利便性の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活道路の整備</li> <li>狭隘道路の整備</li> <li>市道の管理・補修</li> <li>道路側溝清掃</li> </ul>
2. 橋梁の修繕・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁長寿命化修繕計画を策定し、老朽化の著しい橋梁を修繕・整備し、市民の安全で快適な交通の確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁長寿命化修繕計画策定</li> <li>橋梁の修繕・整備</li> </ul>
3. 交通安全施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩車道の分離や自転車道の整備、交通安全施設等の整備など、歩行者・自転車が安全・快適に利用できる道づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガードレール等の設置</li> <li>道路反射鏡、視線誘導標の設置及び適正管理</li> <li>道路区画線の設置及び補修</li> </ul>



道路改良工事

## 2. 公園・緑地

### (現況と課題)

公園・緑地は、都市生活における緑や癒しの空間というだけでなく、災害時の避難場所等防災拠点としての機能も有しており、安全で快適な都市生活の実現に向け、生活に密着した公園や緑地の整備と適正な配置が望まれています。

本市ではこれまでに、身近な公園や広場の整備、スポーツ・レクリエーションの拠点となる総合公園や運動公園等の整備などを進めてきました。一方、老朽化した施設も多く、計画的な修繕・改築などが必要とされています。

今後は、「都市計画マスタープラン」に基づき「緑の基本計画」を策定し運動公園、近隣公園、街区公園などの整備を進めていきます。また、地域の協力を得ながら適切な維持・管理に努め、市民との協働によるしくみづくりを推進し、都市化に伴い失われつつある市街地の緑や、田園地域の里山、河川の水辺などの貴重な緑の空間の保全に、ひきつづき市民と一体となって取り組んでいく必要があります。

### ■ 都市公園<sup>(※1)</sup>整備状況

(平成22年度末)

園種別	広域公園	運動公園	総合公園	地区公園	近隣公園 <sup>(※2)</sup>	街区公園 <sup>(※3)</sup>	歴史公園	緑道	合計
箇所数	1	3	1	2	5	53	1	3	69
面積(ha)	24.80	19.15	5.37	16.30	8.36	11.97	0.02	0.67	86.64

### (計画目標)

- 都市部に残る貴重な緑の保全を図るとともに、都市空間の基盤となる近隣公園や街区公園の整備充実を努めます。また、多様化する市民のニーズを踏まえつつ、運動公園などの整備充実を推進します。

### (目標指標)

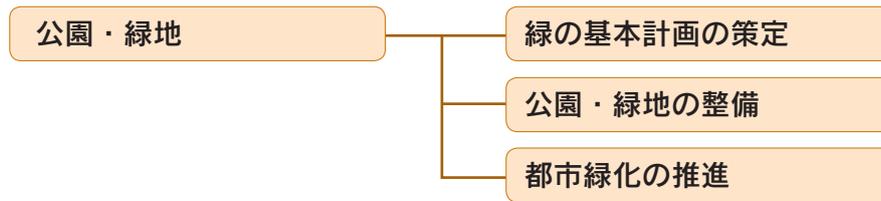
目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市民1人当たりの都市公園整備面積	8.04㎡	9.23㎡

※1 都市公園：都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体や国が設置するもの

※2 近隣公園：近隣地区に居住する者を利用の対象とし、1ヶ所当たり面積2haを標準として配置する公園

※3 街区公園：最も身近な公園で、1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する公園

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 緑の基本計画※4の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市計画マスタープラン」による総合的な公園・緑地計画とあわせ、公共公益施設の緑化や民有地の緑化、貴重な緑地の保全等、本市が取り組む緑のまちづくりの指針として、都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」を策定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の基本計画の策定</li> </ul>
2. 公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」に基づきながら、近隣公園や街区公園等の身近な公園や運動公園の計画的な整備を図るとともに、市民との協働による管理のしくみづくりを推進します。</li> <li>また、市街地及び隣接部に残る貴重な緑地の都市計画決定など、緑地の保全に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園・緑地の整備</li> </ul>
3. 都市緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の主体的な緑化活動やボランティア活動への支援、そのためのルール作りに取り組み、地域に根ざした都市緑化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民との協働による緑化の推進や適正な管理・運営</li> </ul>

※4 緑の基本計画: 都市緑地法に基づく都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するため、その目標や緑地の配置方針を定める計画。

### 3. 安全で安心できる水の安定供給(上水道)

#### (現況と課題)

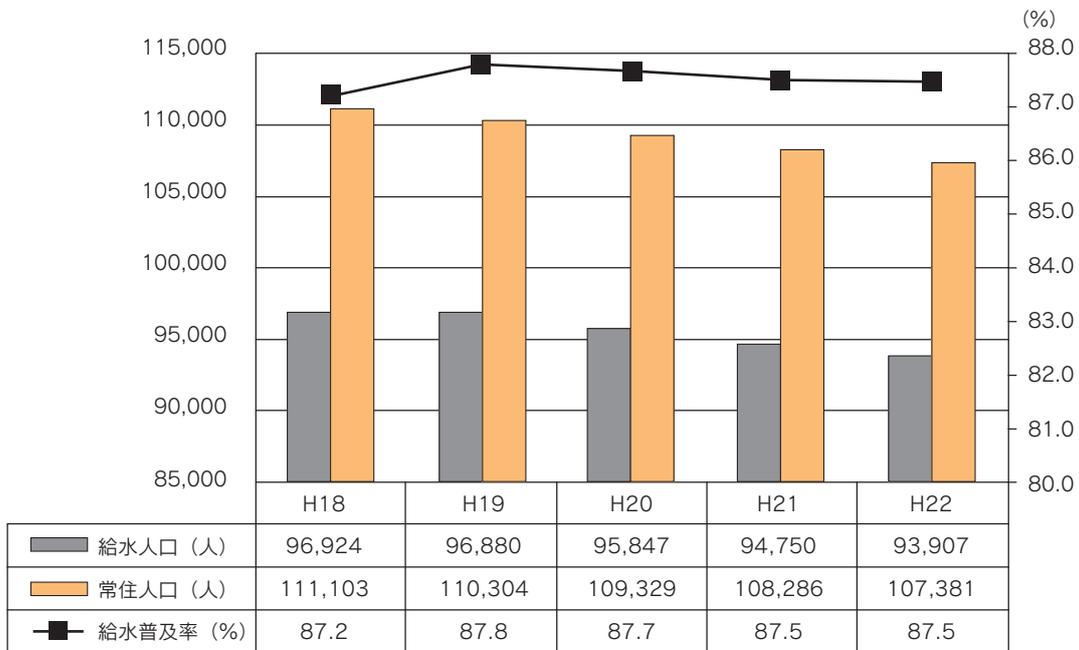
筑西市の上水道は、平成17年3月の合併以来、下館分区(昭和35年供用開始)、関城分区(平成3年供用開始)、明野分区(平成5年供用開始)、協和分区(昭和63年供用開始)、の4つの水道事業により市民生活と都市活動を支えてきました。

この間、平成19年4月に検針方法や料金徴収等のシステムの統一化を図り、平成21年4月に4事業の統合を行うとともに、料金統一を行いました。また、水需要に対応した管路の拡張、老朽管の布設替え及び浄水施設や配水施設の更新等の事業を行い、効率的な水運用と維持管理体制の強化を図ってきました。その結果、平成22年度末現在の普及率は87.5%となっています。

一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大きな被害は免れたものの一部の配水区域での断水や配水管での漏水が発生しました。

今後は、管路の耐震化や緊急連絡管の整備などハード面での整備に加え、災害時における対策マニュアルを策定する必要があります。

#### 上水道普及率の推移(%)



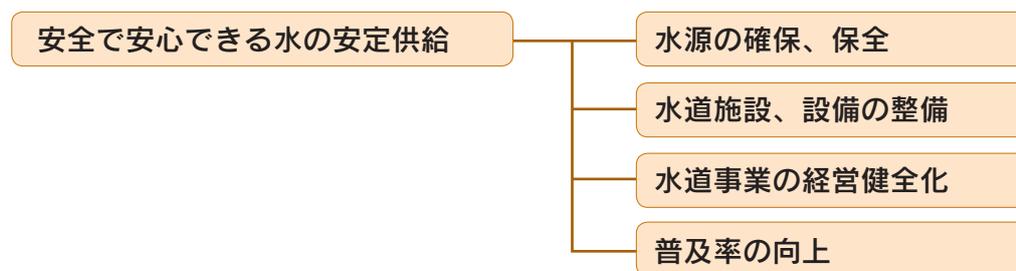
#### (計画目標)

- 将来の水需要等に対応する総合的な計画に基づき、水源の確保と施設の整備・拡充を図り、安全な水の安定供給を推進します。

(目標指標)

目標項目	現況値(平成22年)	目標値(平成28年)
上水道普及率	87.5%	92.0%
1日平均有収水量(水道使用量)	21,966m <sup>3</sup>	22,471m <sup>3</sup>

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 水源の確保、保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質管理の適正化を図るとともに、地下水と県企業局からの受水による2系統を基本に、安定した水源の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な水質検査</li> <li>各施設の運転・管理状況のチェック</li> </ul>
2. 水道施設、設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽施設の更新や配水管未整備区域の整備を計画的に進め、将来の水需要を踏まえた施設の整備・拡充を図るとともに、他事業者との応援給水体制の充実に努め、災害時のライフラインの確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配水管網強化</li> <li>未普及区域解消管路整備</li> <li>緊急連絡管整備</li> <li>石綿セメント管更新</li> <li>配水池容量の増設</li> <li>浄配水場の耐震性能の強化</li> </ul>
3. 水道事業の経営健全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>未整備区域の整備や老朽施設の更新等に必要な財源を確保するため、経営基盤の健全化を進めることが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有収水量の確保</li> <li>コスト削減</li> <li>料金の見直し</li> <li>収納率の向上</li> </ul>
4. 普及率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心な水道事業をPRし、利用促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人井戸や共同井戸水の利用者に対する上水道利用への切換えの推進</li> </ul>

## 4. 下水道

### (現況と課題)

下水道は、生活排水の処理を行い、公共用水域の水質汚濁を防止する重要な役割を担っています。本市ではこれまで、公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽の設置などにより、良好な生活環境の確保に努めてきました。

公共下水道事業は、市で処理場を管理する下館地区の単独公共下水道事業と、県が処理場を管理する関城地区の鬼怒小貝流域下水道事業及び明野・協和地区の小貝川東部流域下水道事業の3つの事業により市街地を中心に整備拡大を進めています。これからも計画に基づいた整備を実施するとともに、供用開始区域内における未接続世帯に対しては、加入促進に努めて水洗化率の向上を図ります。

農業集落排水事業は、地域の特性に応じて整備を推進しておりますが、農村地域における水環境の保全や農作物生産条件の改善を図る観点から、未整備地区については地域の現況及び周辺の水環境の状況を踏まえながら順次整備を進める必要があります。

合併処理浄化槽は、家庭などから排出されるし尿や雑排水を敷地内で処理し、終末処理場以外に放流するための設備で、公共下水道事業及び農業集落排水事業以外の区域において設置を促進し、水質汚濁の防止を図ります。

今後とも、公共下水道事業との整合を図りながら、農業集落排水事業の整備や合併処理浄化槽の普及など、地域に応じた効果的な生活排水処理を推進していく必要があります。また、施設の老朽化に伴う改築・更新を実施し、適切な維持管理に努めていく必要があります。

### (計画目標)

- 公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽などの適切な組み合わせにより、地域の特性に合わせた生活排水の処理を推進します。また、供用開始区域内における未接続世帯への加入促進に努めます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(平成22年)	目標値(平成28年)
公共下水道供用開始区域内の水洗化率	77.8%	80.0%
農業集落排水加入率	87.2%	90.0% (H25目標)

### (施策の体系)



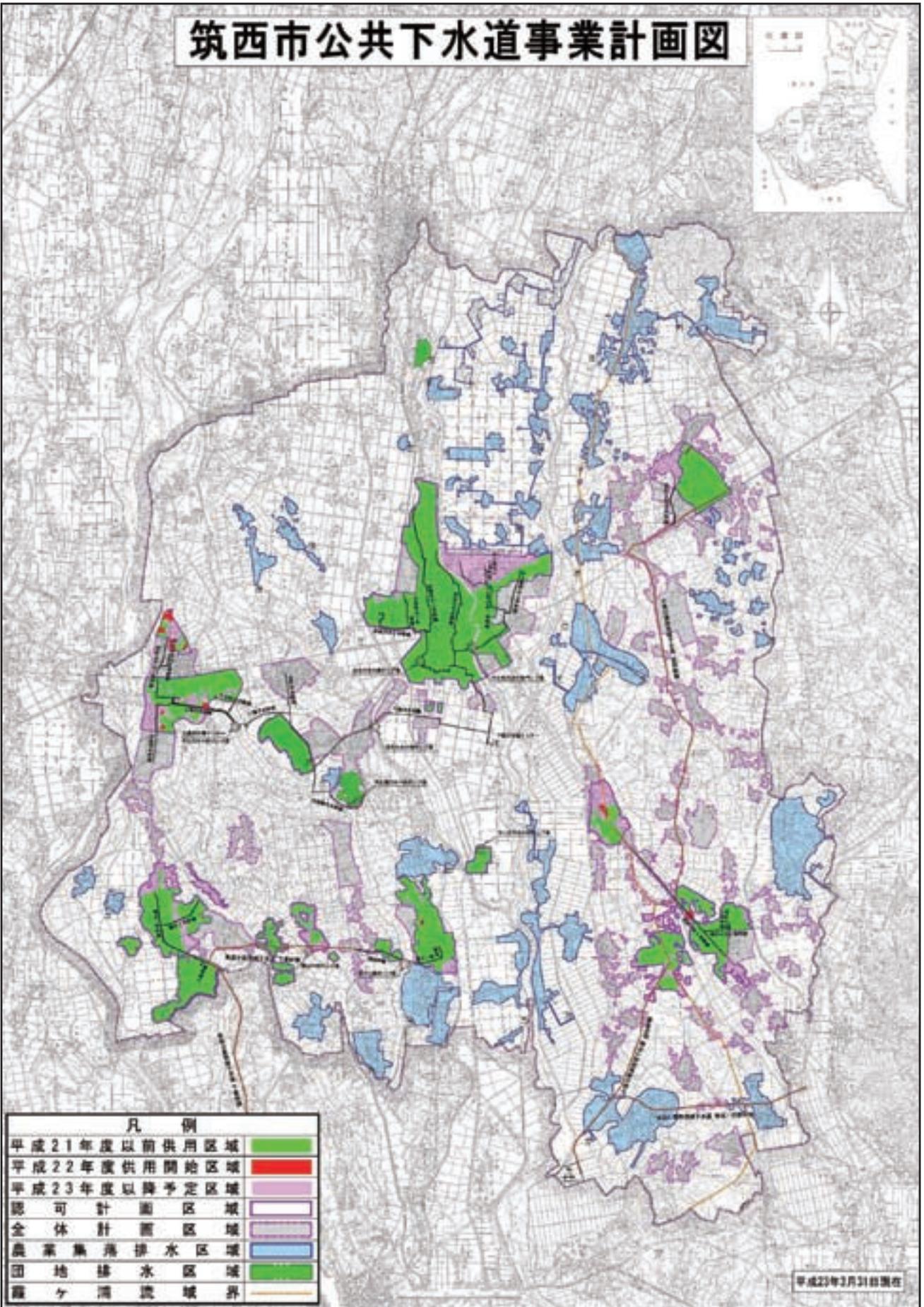
(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 公共下水道事業の推進と加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業の整備を推進するとともに、未接続世帯への加入促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業の推進</li> <li>排水設備等整備費補助金の交付</li> <li>接続件数の増加</li> </ul>
2. 農業集落排水事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水事業の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河間北部地区の整備促進</li> <li>既存施設の良好な処理機能の維持</li> </ul>
3. 合併処理浄化槽の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業、農業集落排水事業との調整を図りつつ、合併浄化槽の設置を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽設置費補助金の交付</li> </ul>



農業集落排水処理場（竹島地区）

# 筑西市公共下水道事業計画図



凡 例	
平成21年度以前供用区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #008000;"></span>
平成22年度供用開始区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FF0000;"></span>
平成23年度以降予定区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #800080;"></span>
認可計画区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FFC0CB;"></span>
全体計画区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #DDA0DD;"></span>
農業集落排水区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ADD8E6;"></span>
団地排水区域	<span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #008000;"></span>
羅ヶ浦流域界	<span style="display: inline-block; width: 20px; border-bottom: 1px solid yellow;"></span>

平成23年3月31日現在

## 5. 河川

### (現況と課題)

本市には1級河川<sup>(※1)</sup>が11河川、準用河川<sup>(※2)</sup>が6河川(3河川は、1級河川と準用河川に指定)の14河川が流れています。これらの河川は、治水機能はもとより、雄大な自然や潤いある水辺の環境として市民に親しまれており、河川の美化や景観を守る市民・団体の活動もさかんに行われています。

一方、未改修箇所などでは豪雨等による氾濫、決壊等、依然として災害の危険性を有していることから、適切な治水対策が求められています。

今後は、国土交通省や茨城県に対して、各同盟会などを通して、治水、利水両面での河川整備を要望していくとともに、河川敷への公園や緑道の設置、親水性や生態系に配慮した安全で親しみやすい河川環境の創造に市民とともに取り組んでいく必要があります。

### (計画目標)

- 河川の早期改修を促進し総合的な治水機能の充実を図るとともに、災害を未然に防ぐ調査・パトロール体制を強化します。
- 安全で潤いのある河川空間を創造するため、市民とともに親しみやすい河川環境の整備を推進します。

### ■浸水被害戸数(床下浸水)

園種別	平成21年	平成22年	平成23年
浸水被害戸数(床下浸水)	2	1	0

水害統計調査より(国土交通省河川局河川課災害担当)

※1 1級河川:国土保全上または国民経済上、特に必要な水系で、国土交通大臣が指定した河川。

※2 準用河川:1級、2級河川以外の河川で、各市町村長が指定・管理を行う河川。

## 筑西市の河川

河川種別	河川名	管理	市内河川延長(m)	備考
一級河川	鬼怒川	国土交通省	13,000	
	小貝川	国土交通省	20,000	
	大谷川	国土交通省	3,700	
		茨城県	12,410	
	桜川	茨城県	2,300	
	大川	茨城県	8,000	
	観音川	茨城県	8,500	
	五行川	茨城県	12,000	
	北台川	茨城県	1,100	
	糸繰川	茨城県	2,170	
		筑西市	5,600	準用河川部分
	高木川	茨城県	1,700	
		筑西市	1,200	準用河川部分
内沼川	茨城県	1,160		
	筑西市	4,200	準用河川部分	
準用河川	昭和川	筑西市	4,000	
	上野川	筑西市	5,000	
	尻手川	筑西市	4,500	
一級河川 小計(m)			86,040	
準用河川 小計(m)			24,500	
合計(m)			110,540	

### (施策の体系)



### (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 総合的な治水排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省、茨城県、各土地改良区、公共下水道事業との十分な調整を図り、河川改修による総合的な治水排水対策を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県・関係団体に対する総合的な河川改修・治水対策の要望</li> <li>河川整備促進各種団体への参画</li> <li>排水機能を考慮した水路の整備</li> <li>老朽化した水路構造物の計画的修繕</li> </ul>
2. 河川環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した親水性のある、豊かな河川の水辺環境の確保に努めるとともに、多目的に利用できる空間の整備を検討・推進していきます。</li> <li>関係機関と連携した河川パトロールや水路等の点検、市民による河川環境の美化など安全で潤いのある河川環境の整備に市民とともに取り組んでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携した河川パトロールや水路等の点検</li> <li>市民との協働による河川環境の美化など安全で潤いのある河川環境の整備推進</li> <li>「かわまちづくり計画」の推進</li> </ul>

## 6. 公営住宅

### (現況と課題)

本市の公営住宅は、県営住宅2団地、市営住宅25団地が整備されています。このうち市営住宅の管理戸数は平成23年4月1日現在749戸あり、昭和20年代から50年代に建設された木造や簡易耐火建築物が約6割を占めています。

本市では、耐用年数を経過した市営住宅の修繕・改修などの維持管理を段階的に推進し、住宅困窮者の居住の安定や少子高齢化対策に資する居住環境の整備、既存市営住宅の居住水準・設備機能の向上の推進に取り組んできました。

今後は、少子高齢化の急速な進行などを背景に多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、「筑西市住生活基本計画」を基に中長期的な維持管理を進めていくとともに、団地の統廃合や建替え計画等市営住宅の整備を進めていく必要があります。

また「筑西市営住宅長寿命化計画(仮称)」の策定を行い、既存市営住宅の計画的な改修等によるライフサイクルコスト(建物にかかる生涯コスト)の低減及び長寿命化を図っていく必要があります。

### (計画目標)

- 「筑西市住生活基本計画」に基づき、既存市営住宅の中長期的な維持管理をするとともに、団地の統廃合や建替え計画等市営住宅の整備を進め、適正な管理を推進します。
- 「筑西市営住宅長寿命化計画(仮称)」の策定に基づき、既存市営住宅の計画的な改修等ライフサイクルコストの低減及び長寿命化を図ります。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
市営住宅戸数	749戸	698戸
高齢者、障害者に配慮した市営住宅戸数	45戸	45戸

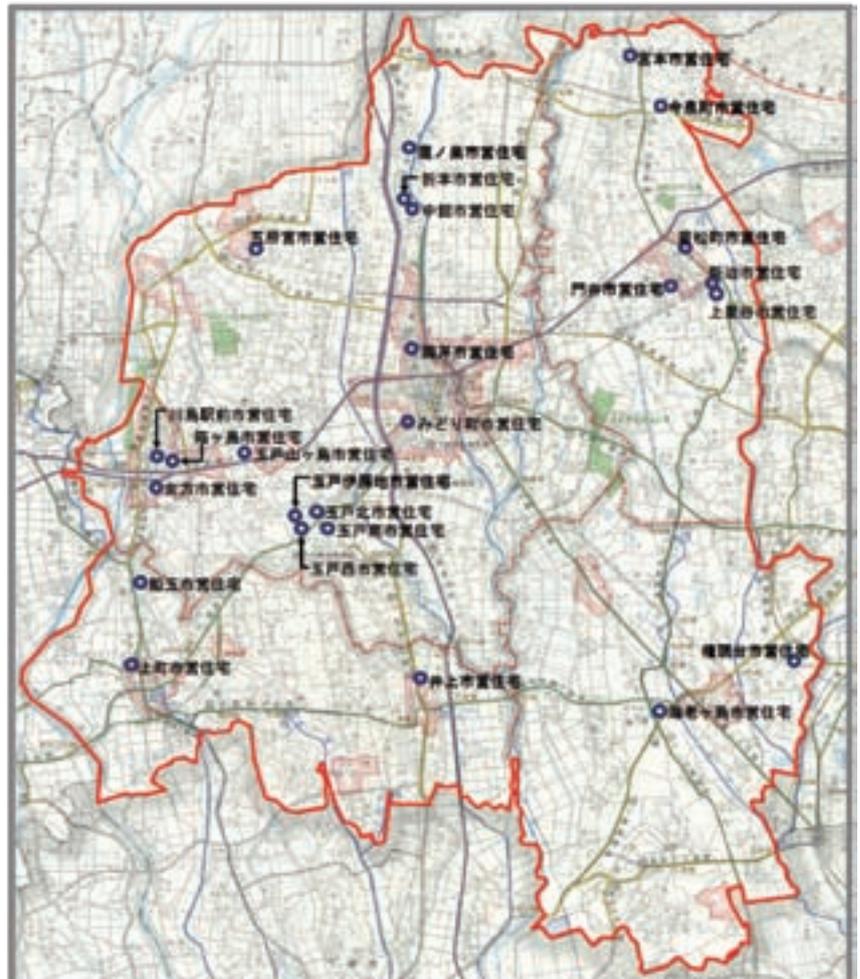
### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 良質な住宅供給の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「筑西市住生活基本計画」に基づきながら、耐用年数が経過した戸建住宅の払い下げ、空地の有効利用などを計画的に推進します。</li> <li>また、新規住宅の建設、建替え、既存市営住宅の活用などによる公営住宅の整備を推進していきます。</li> <li>高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対し、家賃の負担軽減を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅の解体</li> <li>筑西市営住宅長寿命化計画(仮称)策定</li> <li>市営住宅建替え・全面的改修・用途廃止</li> <li>高齢者向け優良賃貸住宅入居者の家賃負担軽減</li> </ul>
2. 住居水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の進む市営住宅の居住水準・設備機能の向上及び市営住宅内の公園や集会場等の維持・補修を進め、住居水準の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内改修</li> <li>屋根改修</li> <li>駐車場整備</li> <li>集会場の改修</li> <li>植栽の維持管理</li> <li>屋上防水補修</li> <li>受水槽及び高架水槽撤去</li> <li>排水施設の整備</li> </ul>

■市営住宅配置図 (25団地)



## 7. 公営墓地

### (現況と課題)

本市では現在、「協和台原公園墓地」、「明野富士見霊園」、「明野墓地」の3か所の市営墓地を経営・管理しています。

墓地は市民生活にとって必要な公共施設である一方、近年の少子化及び核家族化の進行など、家族形態の変化や墓地観の多様化に伴い長期的な墓地需要予測はより困難になっています。

墓地の安定供給は重要な住民サービスであり、適切な経営・管理を継続するとともに、今後は老朽化した施設の修繕等必要な整備を図っていく必要があります。

### (計画目標)

- 市内の墓地需給の実情の把握に努めながら、市民のニーズに応える環境及び外観に十分配慮した優良な市営墓地の整備・供給を図ります。
- 広報紙や市ホームページでの情報発信を継続し、利用促進に努めます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
協和台原公園墓地の利用率	51.6%	55.0%
明野富士見霊園の利用率	80.4%	92.0%

### (施策の体系)



### (基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 市営墓地の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市広報紙・市ホームページによる募集</li> </ul>
2. 市営墓地の管理・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営墓地の適正な管理・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修工事の実施 (協和台原公園墓地の排水路及び法面の改修及び明野墓地の塀の新設工事と無縁墓地の増設)</li> <li>・ 施設植栽管理</li> </ul>

## 8. 情報通信基盤

### (現況と課題)

情報通信技術の急速な進歩により、生産や流通などの経済活動はもとより、消費・労働・教育等の情報の入手・伝達など、市民生活のさまざまな分野で情報通信技術への対応が進められています。これに伴い、行政においても業務の迅速・効率化や誰もがいつでも、簡単に利用できる行政サービスの手段として、情報通信基盤の充実が求められています。

本市ではこれまで、統合型ネットワークの構築により業務の効率化を推進するとともに、市内約60か所の公共施設と接続する情報ネットワークを構築し、行政サービスの向上に努めてきました。

今後は、このネットワークを地域情報化の基盤としても有効に活用し、地域経済活性化や魅力ある地域コミュニティネットワークの創造につなげていくことが期待されます。

また、地域による情報格差の解消に向けた基盤の充実に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、利便性が高く市民生活の豊かさにつながる地域情報化に早急に取り組む必要があります。

### (計画目標)

- 「情報化推進計画」に基づき、行政の効率化に向けた体系的な情報システムの構築を図るとともに、これらを有効に活用した地域情報化を推進します。

### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 地域の情報インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 時間や場所の制約を受けずに活用できる情報通信技術を地域間のコミュニティツールとする地域の情報インフラ整備により、行政や地域間の交流、世代間・団体間の交流等の活性化を促進します。</li> <li>• また、誰もが、いつでも、どこでも、高水準の情報通信が利用できるよう関係機関と協力して情報格差の解消に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• C A T Vの普及促進</li> <li>• 情報通信事業者への要望</li> </ul>
2. 災害に強い情報ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時における情報通信基盤体制を確保します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報システム安定稼働のための予備電源の確保</li> </ul>
3. 情報リテラシー向上と情報化人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 誰もが、いつでも、どこでも安心して利用できる行政サービスの実現に向けて、情報基盤の整備と併せた高度な安全管理やリスク管理体制の強化に取り組み、電子市役所の実現を目指します。</li> <li>• また、情報リテラシー※の向上に向けた職員の情報化研修会等の実施により、さまざまな情報を適切に管理・活用できる人材の育成に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政内部情報システムのコンピュータウイルス・スパムメール対策</li> <li>• 情報化研修会の開催</li> </ul>

※情報リテラシー:情報機器やネットワークを活用して情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

## 第6節 安全・安心なまちづくりの推進

### 1. 消防・救急対策の強化

#### (現況と課題)

本市の常備消防は、筑西広域市町村圏事務組合により、消防本部、筑西消防署及び筑西消防署管轄分署の関城、明野、協和分署、川島出張所が配置されています。また、非常備消防は、消防団が6中隊43分団、機動部隊、女性消防団で構成されています。

本市ではこれまで、消防力の充実に向けて消防ポンプ車の更新、消防車庫及び詰所の建て替え、消火栓・防火貯水槽等の消防水利の整備など地域消防防災の強化、消防・救急対策の充実に努めてきました。

今後は、救急体制について、救急業務の高度化を図るため、引き続き救急救命士の養成に努めるとともに、高規格救急自動車の更新・整備とともに、救急患者の迅速な受け入れ体制の確立に向けて医療機関との連携強化など救急体制の整備が必要となっています。

また、市民による応急手当の知識の習得に向けた講習会をはじめ、AEDの使用方法を含めた救急講習を実施し救命率の向上を図っていく必要があります。

#### ■火災発生状況

(単位:件)

	発生件数
平成21年度	45
平成22年度	54

資料:筑西広域市町村圏事務組合消防本部

#### ■消防職員数及び消防機械

(単位:人、台)

	消防職員数	はしご付消防ポンプ車	化学消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	普通消防ポンプ車	水槽車	救急車	搬送車	救助工作車
平成23年度	109	1	1	4	2	1	5	1	1

資料:筑西広域市町村圏事務組合消防本部

#### ■救急出動状況

(単位:件)

	総数	火災	交通	一般負傷	急病	その他
平成21年度	3,570	7	565	391	2,121	486
平成22年度	3,772	7	581	382	2,314	488

資料:筑西広域市町村圏事務組合消防本部

#### (計画目標)

- 火災予防活動の推進や消防力の充実に図り、火災に対する市民の安全・安心の確保に努めます。また、救急・救助体制の充実に進め、救命率の向上を目指します。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
消防団員数	845人	876人
普通救急講習受講者数	4,738人	11,000人
救急救命士資格取得者数	33人	50人

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活様式や都市構造の変化に対応できるよう、消防署及び分署の整備や消防装備の近代化、消防職員の技術の向上に努めます。</li> <li>また、消防団組織の強化や資機材・消防施設の系統的整備を進め、団員の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防施設の維持管理、更新</li> <li>消防車両の整備、更新</li> <li>消防水利の整備、拡充</li> <li>消防無線のデジタル化への移行</li> <li>茨城県消防広域化(県西ブロック)</li> </ul>
2. 救急・救助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急救命士の養成に努めるとともに、自動体外式除細動器(AED)の計画的配置など救急資機材の充実を図ります。また、市民による応急手当の普及啓発を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急救命士の養成</li> <li>市民への応急手当の普及啓発</li> <li>高度救命用装備の充実</li> </ul>
3. 予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の未然防止のため、防火対象物についての調査・査察等を実施します。</li> <li>また、高齢者世帯等への火災予防の指導強化に努めるとともに、地域における高齢者や障害者など要援護者の状況を的確に把握し、緊急時の安全の確保に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火査察の強化</li> <li>消防法等との違反に対する指導と是正</li> </ul>

## 2. 防災対策の強化

### (現況と課題)

近年、地球温暖化による局地的豪雨が各地で発生するなど、全国的に集中豪雨の発生頻度や降雨が増加傾向にあり、水害や土砂災害の発生が懸念されています。

本市では、国土交通省、茨城県との連携を図りながら、浸水被害の未然防止に努めるとともに、平成22年度には震災に備えた「筑西市耐震改修促進計画」の策定、さらには「筑西市国民保護計画」の見直しを行ったほか、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震ハザードマップ(揺れやすさマップ、地域の危険度マップ)を作成し市民に配布するなど、前期基本計画に基づく施策を着実に実施してきました。

一方、平成23年3月の東日本大震災は、日本の観測史上最大規模となり、本市においても最大震度6強を2回記録するなど市内全域に甚大な被害をもたらしたことから、今回の震災に係る市の対応について検証し、さらなる防災体制の強化を図るとともに、筑西市地域防災計画の改定を進めています。

また、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の維持管理に努め、災害時における情報伝達手段の確保を図るとともに、大地震、風水害時における災害情報を地域住民に対し、迅速、正確に伝達していく必要があります。

今後とも、地域の状況に応じて、市民の身体・生命・財産を守る防災施設等の災害対応力を強化し、総合的な防災管理体制を構築するとともに、市内建築物の耐震性の向上、地域ぐるみの防災訓練の実施、自主防災組織の育成により災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。

### (計画目標)

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害弱者の安否確認体制の確立、備蓄物資の充実等災害時の対応力強化、地域防災計画の改定など総合的な防災力の強化を推進します。
- 消防団、自主防災組織の育成・強化、防災知識の普及、実践的な防災訓練を通して、災害等に対する市民の危機管理体制の充実に努めます。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
防災訓練への参加者数(年間)	967人	1,000人
自主防災組織数	16組織	40組織
水防訓練への参加者数(年間)	338人	450人

### (施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
<p>1. 防災体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の大規模地震発生に総合的に対応するため地域防災計画を見直しするとともに、本計画に基づきながら、消防団の確保や自主防災組織の拡充、災害弱者の安全確保など、防災対策の充実を図ります。</li> <li>また、災害に備え、電気・ガス・水道などのライフラインの確保、貯水槽や備蓄倉庫などの防災施設の整備を推進します。</li> <li>緊急時の迅速かつ正確な情報伝達のための防災行政無線など防災情報システムの確立等伝達体制の強化を図ります。</li> <li>水防計画の策定および適切な運用を図ります。</li> <li>国民保護計画の適切な運用を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑西市地域防災計画の改定</li> <li>自主防災組織の結成推進</li> <li>自主防災連合会の設立</li> <li>緊急情報伝達訓練及び管理職参集訓練(隔年実施)</li> <li>災害時応援協定連絡協議会(仮称)の設立</li> <li>非常食、防災資機材の備蓄</li> <li>防災行政無線及び全国瞬時警報システムの適正な維持管理</li> <li>筑西市水防計画の策定及び運用</li> <li>筑西市国民保護計画の運用</li> </ul>
<p>2. 防災意識の普及・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大地震を想定した避難誘導訓練・煙体験・放水訓練・初期消火訓練・救助訓練等の小学校区単位の実施や事業所への指導など、地域ぐるみの防災訓練の実施により市民の防災意識の普及・啓発に努めます。</li> <li>災害の危険性に関する情報、防災に関する一般知識、平常時の備え、災害時の心得等防災意識の普及・啓発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校防災訓練の実施</li> <li>土砂災害防災訓練の実施</li> <li>ハザードマップ(洪水・土砂災害・地震)の市ホームページへの掲載</li> </ul>
<p>3. 防災まちづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害を未然に防止するため、国・県と連携を図りながら、総合的な治水、雨水対策を推進します。</li> <li>誰もが安心して避難のできる避難場所の確保と避難施設及び避難路の整備を推進します。</li> <li>自主防災組織などが実施する防災訓練、防災啓発活動を支援し、地域防災力の向上を目指します。</li> <li>災害時における障害者や高齢者等要援護者対策を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内水対策としての排水樋管及び排水ポンプの管理</li> <li>住民への避難場所の周知及び避難所表示板の維持管理</li> <li>避難所、避難路の整備、確保</li> <li>自主防災組織、その他各種団体への防災活動の支援</li> <li>自主防災組織、関係機関と連携した要援護者体制の充実</li> <li>筑西市耐震改修促進計画に基づく建物の耐震化促進</li> </ul>

### 3. 防犯対策の推進

#### (現況と課題)

近年、犯罪の多様化・凶悪化・低年齢化の傾向が顕著となっている一方、地域交流の希薄化などを背景に、地域社会が従来担ってきた犯罪抑止機能の低下が問題となっています。

本市ではこれまで、筑西地区防犯連絡員・自警団・青少年育成団体・子ども安全ボランティア等の協力により、警察・行政と連携した防犯パトロール等を実施するなど、地域における防犯活動を推進してきました。

また、平成17年に筑西市安全で安心なまちづくり条例を施行し、行政・市民・事業者・土地建物所有者等が一体となって犯罪・事故の未然防止に努めています。

今後も、警察との連携のもと、市民防犯団体をはじめとする市民の自主的な犯罪防止活動を促進しながら、安全で安心して生活できる地域社会づくりに地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

さらに、青少年の非行防止のため、街頭指導や相談の一層の充実とともに、市内の有害環境の浄化に努めていく必要があります。



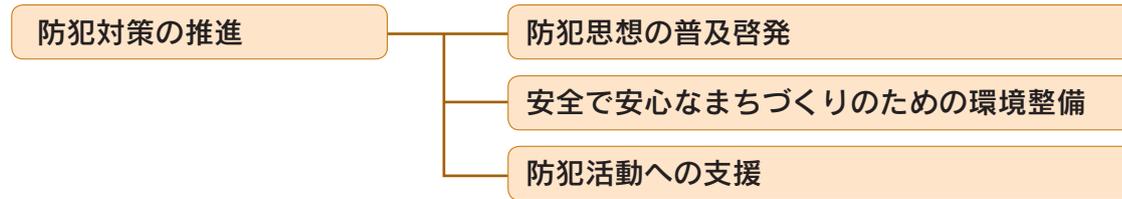
#### (計画目標)

- 市民の自主的な防犯活動に対する指導・相談体制の充実を図り、地域コミュニティによる犯罪抑止機能の向上を図るとともに、犯罪防止や青少年非行防止に関する啓発活動を推進します。

(目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
犯罪発生件数	1,535件	1,250件
防犯灯設置基数(自治会管理)	7,200か所	7,700か所
自警団結成数	17団体	30団体

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 防犯思想の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪の防止に向け、防犯連絡員等の活動を通し、一人ひとりの防犯意識の啓発を図ります。</li> <li>地域のコミュニティ活動を生かした防犯運動の展開により、防犯に対する地域力の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯キャンペーン等の実施</li> <li>広報誌・インターネット等を活用した優良事例の情報提供</li> </ul>
2. 安全で安心なまちづくりのための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市化の進展に合わせた警察施設の充実を要請します。また、犯罪抑止につながる防犯灯の計画的な整備を図ります。</li> <li>子どもの見守りや非行防止活動、子ども安全パトロールなど、子どもの安全の確保に地域ぐるみで取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯パトロール用の青色回転灯のさらなる普及</li> <li>LED防犯灯への移行推進</li> <li>自警団の結成推進</li> <li>警察・防犯活動団体・教育委員会との連携による防犯パトロールの実施</li> </ul>
3. 防犯活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑西市安全で安心なまちづくり条例に基づき、防犯に関する指導・相談体制の充実を図り、市民が自主的に実施する防犯活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察・防犯団体・市の連携強化による指導・相談体制の確立</li> <li>自主防犯活動マニュアルの事務指導</li> </ul>

## 4. 交通安全対策の推進

### (現況と課題)

交通安全は依然として重要な課題であり、特に近年では飲酒運転や交通違反など交通モラルの低下による事故の多発が大きな社会問題となっています。

本市の交通事故発生件数は年々減少の傾向にありますが、近年、子どもや高齢者に関わる事故が顕著であり、交通安全のさらなる徹底が望まれています。

本市ではこれまで、警察署・交通安全協会・交通安全母の会等との連携のもと、各種教室や講習会を開催し、交通安全の指導・啓発に努めてきました。

今後は、職場や地域、幼児から高齢者まで、それぞれの状況・段階に応じた参加体験型の交通安全教育を推進するなど、効果的な啓発活動を推進していく必要があります。

あわせて、交通安全施設の整備や障害者にも安全な歩行空間の確保、違法駐車等の防止のための自転車等駐車場の設置を検討・推進していく必要があります。



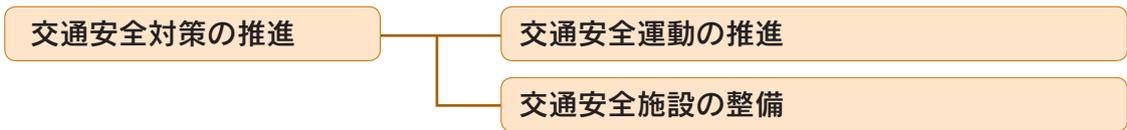
### (計画目標)

- すべての市民を対象に交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者や子どもを交通事故から守る運動を積極的に展開します。
- 道路状況に即した各種交通安全施設の整備・補修・改善を図るとともに、歩道の整備、放置自転車等の防止・排除を推進します。

### (目標指標)

目標項目	現況値(計画策定時)	目標値(平成28年)
小中学校での交通安全教室開催状況	開催30回	開催30回
高齢者対象の交通安全啓発物配布状況	冊子1,000冊 チラシ3,000枚	冊子1,500冊 チラシ5,000枚

(施策の体系)



(基本計画)

施策名	施策内容	主な取り組み
1. 交通安全運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全協会・交通安全母の会・その他団体との連携のもと、交通安全教室、交通安全講習会、街頭キャンペーン等を実施し、幼児から高齢者に至るまでの市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。</li> <li>飲酒運転追放運動、高齢者と子どもを交通事故から守る運動、シートベルト・チャイルドシート着用促進運動等を積極的に展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発物の配布</li> <li>交通安全教室の開催</li> <li>のぼり旗の設置</li> <li>キャンペーンの実施</li> </ul>
2. 交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通状況に即した交通安全施設の整備・補修・改善を推進します。</li> <li>自転車等の放置防止条例の徹底とともに、駅周辺の放置自転車等対策として自転車等駐車場の管理を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路反射鏡・視線誘導標等の設置及び適正管理</li> <li>道路区画線の補修</li> <li>放置自転車等の撤去</li> <li>自転車等駐車場指定管理者との連携</li> </ul>



交通安全キャンペーン

# 資料編

---

筑西市総合計画後期基本計画策定体制

筑西市総合計画後期基本計画策定経過

総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

筑西市総合振興審議会

諮問・答申書

## 筑西市総合計画後期基本計画策定体制



## 筑西市総合計画後期基本計画策定経過

日 時	事 項	内 容
平成23年 4月 7日	市民アンケート調査の実施	市民アンケート調査 調査期間: 4月8日～22日 対象者: 20歳～80歳の市民 無作為抽出2,000名 回収数: 1,175 回収率: 58.8%
平成23年 4月19日	筑西市総合計画後期基本計画策定業務委託	
平成23年 5月24日	庁議決定	筑西市総合計画後期基本計画策定方針決定
平成23年 6月15日	市長決裁	筑西市総合計画後期基本計画策定方針 策定委員会設置要綱
平成23年 6月16日	推薦依頼	策定幹事会及びワーキングチーム推薦依頼
平成23年 6月30日	市長決裁	策定幹事会委員及びワーキングチームメンバー選任
平成23年 7月 1日	市長ヒアリング	市長基本方針ヒアリング
平成23年 7月20日	第1回策定幹事会・ワーキングチーム合同研修会	後期基本計画の策定にあたって
平成23年 8月17日	第2回策定幹事会・ワーキングチーム専門部会	後期基本計画第1次案の作成について
平成23年 8月18日	第2回策定幹事会・ワーキングチーム専門部会	後期基本計画第1次案の作成について
平成23年11月 8日	第3回策定幹事会・ワーキングチーム専門部会	後期基本計画第2次素案検討会議
平成23年12月22日	第4回策定幹事会(5部会合同)	後期基本計画第2次素案(修正版)検討会議
平成23年12月27日	第1回策定委員会(庁議報告)	後期基本計画第2次素案(修正版)中間報告
平成24年 1月27日	第1回総合振興審議会	委員の委嘱 会長及び副会長の選出 後期基本計画策定方針について 後期基本計画に係る「市民アンケート」の結果について 後期基本計画素案について
平成24年 2月 7日	第5回策定幹事会(5部会合同)	後期基本計画 序論素案検討 後期基本計画 第3次素案検討
平成24年 2月14日	第2回策定委員会(庁議決定)	後期基本計画 「序論」(案)及び「後期基本計画」(案)について
平成24年 2月20日	議会全員協議会	後期基本計画策定方針について 後期基本計画に係る「市民アンケート」の結果について 後期基本計画素案について
平成24年 2月23日	第2回総合振興審議会	筑西市総合計画後期基本計画(案)の諮問 筑西市総合計画後期基本計画(案)(序論)について 筑西市総合計画後期基本計画(案)(本編)について
平成24年 2月23日 ～3月14日	パブリック・コメント	パブリック・コメントの実施
平成24年 3月16日	第3回総合振興審議会	筑西市総合計画後期基本計画(案)(序論)について 筑西市総合計画後期基本計画(案)(本編)について
平成24年 3月21日	議会全員協議会	筑西市総合計画後期基本計画(案)(序論)について 筑西市総合計画後期基本計画(案)(本編)について
平成24年 3月23日	第4回総合振興審議会・答申	筑西市総合計画後期基本計画(案)について市長に答申
平成24年 3月27日	第3回策定委員会(庁議決定)	後期基本計画を決定

## 総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

### 筑西市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

#### 筑西市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

市長決裁 平成23年6月15日

(設置)

第1条 筑西市総合計画後期基本計画（以下「総合計画」という。）の策定について必要な事項を調整・協議するため、筑西市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合計画策定についての方針。
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項。
- (3) 前2号に掲げるもののほか総合計画の策定に関し必要と認める事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 5 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(策定幹事会)

第4条 第2条第2号及び第3号に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議するため、策定委員会の補助機関として策定幹事会を置く。

- 2 策定幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 策定幹事会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 4 委員長は、企画部次長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 6 委員長は、会務を総括し、策定幹事会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 策定幹事会において計画策定に必要な素案作成機関として、分野別に調査、研究、調整又は協議する専門部会を置く。

- (1) 健康・福祉部会
- (2) 都市・環境部会
- (3) 教育・文化部会
- (4) 産業・観光部会
- (5) 住民・自治部会

- 2 専門部に、部長及び副部長各1人を置く。
- 3 部長及び副部長は、専門部ごとの委員の互選により定める。
- 4 部長は、会務を総括し、専門部を代表する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第6条 専門部の補助機関として、専門部ごとにワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、専門部の付託事項について調査、研究、調整又は協議する。
- 3 ワーキングチームは、別表3に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダー各1人を置き、専門部の部長が指名する。
- 5 リーダーは、会務を総括し、ワーキングチームを代表する。
- 6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長（策定幹事会の会議にあつては策定幹事会の委員長、専門部の会議にあつては部長、ワーキングチームの会議にあつてはリーダーとする。）が招集し、会議の議長となる。

- 2 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

### 別表1(第3条関係)

策定委員会委員(17名)

副市長
審議監
市長公室長
総務部長
企画部長
税務部長
市民環境部長
健康増進部長
福祉部長
経済部長
土木部長
上下水道部長
会計管理者
市民病院事務部長
教育次長
議会事務局長
農業委員会事務局長

### 別表2(第4条関係)

策定幹事会委員

(各部長推薦により、各次長・課長等より決定する)

### 別表3(第6条関係)

ワーキングチーム員

(各課長の推薦により、各課補佐・係長等より決定する)

# 筑西市総合振興審議会

## 筑西市総合振興審議会設置条例

### 筑西市総合振興審議会設置条例

平成17年3月28日

条例第13号

(設置)

第1条 本市の総合的振興と住民の福祉の向上を図るため、筑西市総合振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 総合振興の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか総合振興に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 団体の役職員
- (3) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職等にあることの理由で委嘱された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(小委員会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため、必要に応じて小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 4 小委員会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合振興計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

## ■筑西市総合振興審議会委員

(敬称略)

番号	区分	所属団体役職名	氏名	備考
1	市議会議員	筑西市議会議長	堀江健一	会長
2	〃	筑西市議会総務企画委員会委員長 (平成24年3月6日変更)	尾木恵子 赤城正徳	
3	〃	筑西市議会福祉文教委員会委員長	須藤茂	
4	〃	筑西市議会経済土木委員会委員長	外山壽彦	
5	団体役職員	筑西市自治会連合会会長 筑西市社会福祉協議会副会長(兼任)	島田順一	副会長
6	〃	下妻人権擁護委員協議会筑西市部会会長	遊佐行弘	
7	〃	筑西市男女共同参画推進委員会委員長	加藤由美子	
8	〃	筑西市消費者団体連絡会会長	大畑清子	
9	〃	筑西市国際交流連絡協議会会長	飯村佳子	
10	〃	下館商工会議所副会頭	間々田芳次	
11	〃	筑西市商工会会長	大畑良雄	
12	〃	北つくば農業協同組合代表理事組合長	藤田恒雄	
13	〃	筑西市観光協会会長	小野沢保夫	
14	〃	筑西市健康推進連絡協議会会長	袖山信勝	
15	〃	筑西市連合民生委員児童委員協議会会長	鶴見重夫	
16	〃	筑西市保育研究会会長	新井利平	
17	〃	筑西市生涯学習推進委員会委員長	中島和子	
18	〃	筑西市青少年育成市民の会会長	笹木勝	
19	〃	筑西市PTA連絡協議会会長	齋藤裕光	
20	〃	筑西市文化協議会会長	植木正明	
21	〃	筑西市体育協会会長	坂入武保	
22	〃	筑西市交通安全母の会会長	新井佳代子	
23	〃	下館青年会議所理事長	須藤仁廣	
24	学識経験者	真壁医師会筑西支部支部長	佐藤友則	

## 諮問・答申書

### 「筑西市総合計画後期基本計画(案)について」諮問書

筑企画第65号  
平成24年2月23日

筑西市総合振興審議会  
会長 堀江健一様

筑西市長 吉澤範夫

筑西市総合計画後期基本計画(案)について(諮問)

筑西市総合計画後期基本計画(案)について貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。



総合振興審議会から市長への答申

## ■「筑西市総合計画後期基本計画(案)について」答申書

平成24年3月23日

筑西市長  
吉澤 範夫 様

筑西市総合振興審議会  
会長 堀江 健一

## 筑西市総合計画後期基本計画(案)について(答申)

平成24年2月23日付をもって諮問のあった筑西市総合計画後期基本計画(案)について、本審議会でも慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

## 記

- 1 後期基本計画(案)の決定にあたっては、次のことを考慮すること。
  - (1) 市民にわかりやすい表現や言葉を使用し、一般的でない用語には解説を併記するとともに、目標指標の設定にあたっては、根拠を明確にするなど考慮し、目標の実現に向けて努力すること。
  - (2) 全国的な人口減少の中、後期基本計画の3つの視点を踏まえ、企業誘致や従来の産業振興に加え地域資源を活かした観光・交流型産業を通じて、活力あるまちづくりを推進すること。  
また、市民アンケートの結果を踏まえ、誰もが健康で安心して暮らすことのできる保健・医療・福祉の連携とさらなる充実を努め、少子化対策や高齢者に配慮したサービスの充実を図り、市民の健康・元気づくりを推進する施策を積極的に展開すること。
- 2 決定した計画の実施にあたっては、次のことに十分配慮のうえ進めること。
  - (1) 本計画の推進にあたっては、財源の確保及び健全な財政運営が必要であり、今後も引き続き行財政改革を推進すること。
  - (2) さらなる交流人口の増加を図るため、観光資源や産業の紹介の他、地域別のパンフレット作製など、関係各課の連携により、より効果的なPRに努めること。
  - (3) 「地域コミュニティの育成」においては、震災を踏まえて安全・安心や協働の観点か

ら、さらなる行政と自治会との連携を進めるとともに、地域の自主的・自立的なコミュニティ活動を支援する施策の展開を図ること。

- (4) 「情報公開と広報・広聴活動の充実」においては、市民に必要な情報を正確かつ迅速に伝えるための手段の構築が必要であり、市ホームページの充実、市外への情報発信、若者との情報連携を深める手段の構築を図ること。
- (5) 「市民サービスの向上」においては、対応時間の拡張など、総合的な検討を進めること。
- (6) 市街地活性化のための計画策定や施策実施については、商店街、中小企業の人たちや地元を知っている経済団体と知恵を出し合いながら取り組むこと。
- (7) 「工業の振興」においては、企業誘致推進のための専門部門を設置し、セールス強化を図るとともに、経済団体とタイアップしてこれから伸びる産業や優良企業誘致の推進を図ること。
- (8) 「健康づくりの推進」においては、「子宮頸がんワクチン」、「ヒブワクチン」及び「小児用肺炎球菌ワクチン」の全額公費負担等、子育て世代の経済的負担の軽減に今後も継続して取り組んでいくこと。
- (9) 「子育て支援対策の充実」においては、保育内容の充実など保育所機能の拡大に努めること。  
また、子供を産む体制の整備が必要であり、出産費用の負担軽減の施策を含めた生みやすい体制の検討など結婚や出産・子育ての支援施策を推進すること。
- (10) 「医療福祉費支給制度」においては、「はぐくみ医療費支給制度」の拡充など子育て支援の視点の重要施策に継続して取り組んでいくこと。
- (11) 健康づくりの推進のためには、小中学校時代からの「食育教育」が重要であり、地産地消による安心な給食の提供など総合的な健康づくりの施策を推進すること。
- (12) 環境への負担の少ない再生可能エネルギーの普及は重要であり、「公共・民間」それぞれの施設において導入推進を図る必要があるため、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金などに継続して取り組むこと。
- (13) 震災以降、防災対策が一番の関心事であり、周辺市町村との連携を考えながら防災対策に取り組む施策を構築するとともに、自治会や市民のボランティアとの連携を図るための施策を推進すること。

# 筑西市総合計画

## 後期基本計画

---

平成24年3月



発行

茨城県筑西市



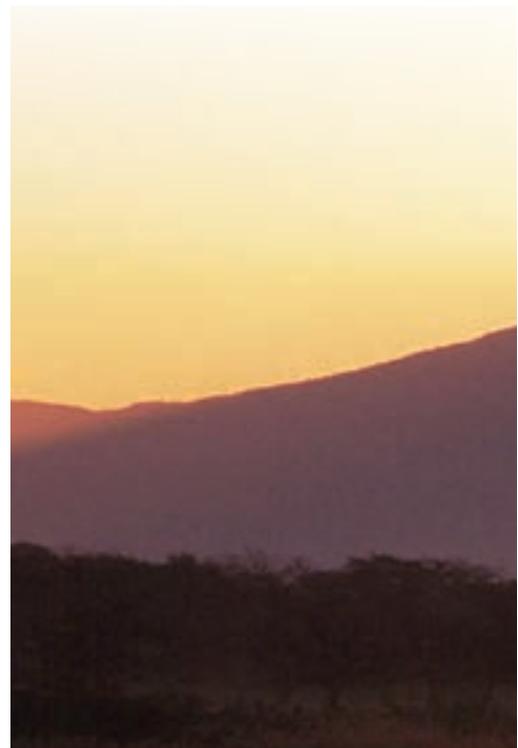
編集

企画課

〒308-8616 茨城県筑西市下中山732番地1

TEL : 0296-24-2111 (代表)

<http://www.city.chikusei.lg.jp/>



筑西市